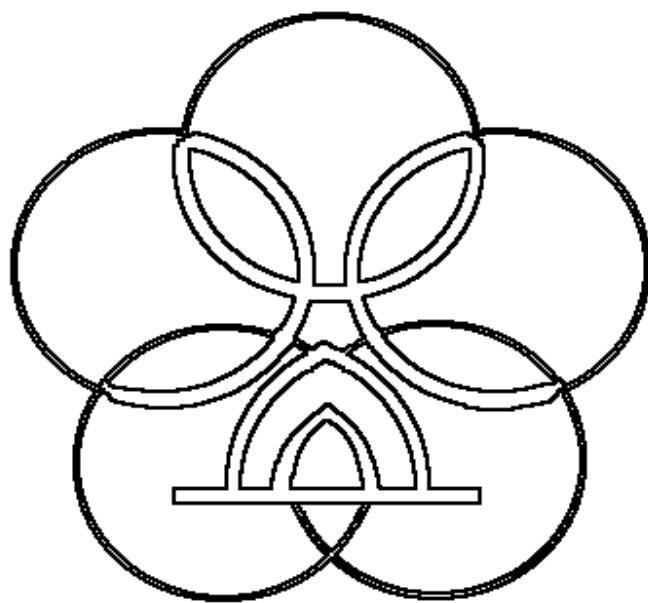


# 益城町地域防災計画

令和8年度  
(2026年度)



益城町防災会議



第 1 章	1
総 則	1
第1節 目的	2
第2節 計画の性格及び基本方針	3
第3節 関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱	4
第4節 益城町の特質と過去の主な地震災害	7
第5節 被害想定	10
第 2 章	15
災害予防計画	15
第1節 地域防災力強化計画	16
第2節 防災知識普及計画	19
第3節 自主防災組織等育成計画	27
第4節 防災訓練計画	31
第5節 防災業務施設整備計画	34
第6節 物資・資機材整備・調達計画	37
第7節 水害・土砂災害予防計画	41
第8節 火災予防計画	51
第9節 危険物等災害予防計画	56
第10節 建築物等災害予防計画	57
第11節 公共施設等災害予防計画	59
第12節 給水確保計画	64
第13節 通信計画	65
第14節 電力施設災害予防計画	68
第15節 都市ガス施設災害予防計画	69
第16節 避難収容計画	71
第17節 避難行動要支援者等支援計画	79
第18節 医療保健計画	84
第19節 災害ボランティア計画	86
第20節 防災関係機関等における業務継続計画	89
第21節 受援計画	90
第22節 復興事前準備計画	92
第23節 備蓄計画	93
第 3 章	95
災害応急対策計画	95
第1節 防災組織の整備	96
第2節 職員配置計画	122
第3節 災害警備計画	127
第4節 非常災害計画	128
第5節 相互応援要請計画	129
第6節 自衛隊災害派遣要請計画	131
第7節 地震情報伝達計画	133
第8節 災害情報収集・共有及び伝達計画	141
第9節 広報計画	147
第10節 避難収容対策計画	150
第11節 避難所外避難収容計画	167
第12節 災害救助法等の適用計画	170
第13節 交通規制計画	171
第14節 緊急通行車両確認計画	172
第15節 輸送計画	173

第16節	水防計画	175
第17節	救出計画	176
第18節	医療救護計画	178
第19節	食料調達・供給計画	179
第20節	給水計画	182
第21節	生活必需品供給計画	184
第22節	救援物資要請・受入・配分計画	185
第23節	建築物・宅地等応急対策計画	186
第24節	公共施設応急復旧計画	188
第25節	畜産・酪農業応急対策計画	191
第26節	通信施設災害応急対策計画	193
第27節	電力施設応急対策計画	195
第28節	都市ガス施設応急対策計画	197
第29節	ため池等管理計画	200
第30節	保健衛生・福祉計画	201
第31節	災害ボランティア連携計画	203
第32節	廃棄物処理計画	205
第33節	住宅応急対策計画	208
第34節	行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	210
第35節	石油供給計画	212
第36節	金融応急対策計画	214
第37節	文教対策計画	215
第4章		217
災害復旧・復興計画		217
第1節	災害復旧・復興の基本方向	218
第2節	公共土木施設災害復旧計画	219
第3節	農林水産業施設災害復旧計画	221
第4節	その他の災害復旧計画	222
第5節	被災者自立支援対策計画	225
第6節	被災農林業の経営安定計画	227
第7節	雇用機会確保計画	228
第8節	復興計画	229
巻末資料		231
資料1	益城町災害対策本部組織図	232
資料2	救助の種類及び実施方法	233
資料3	医療機関一覧	238
資料4	防災備蓄品一覧（主要品目）	239
資料5	地震観測施設等整備計画（熊本県地域防災計画（地震・津波編）より）	240
資料6	災害時応援協定等一覧	243
資料7	地震発生時指揮系統図	247
資料8	屋外拡声子局設置場所一覧（同報系）	248
資料9	指定避難所一覧	249
資料10	福祉避難所一覧	250
資料11	指定緊急避難場所一覧	251

# 第 1 章

## 総 則

## 第1節 目的

この計画は、本町住民の生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある地震等自然災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、益城町及び各防災関係機関に必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進することにより、本町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の性格及び基本方針

### 1 計画の性格

- (1) この計画は、益城町防災会議が作成する「益城町地域防災計画」として、平成28年4月に発生した平成28年熊本地震、阪神・淡路大震災（平成7年1月）、東日本大震災（平成23年3月）及び能登半島地震（令和6年）、また、熊本県を中心に日本各地で発生した令和2年7月豪雨などの大規模災害を踏まえ、本町における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。
- (2) 本計画の策定及び運営にあたっては、「熊本県地域防災計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図っていくものとする。

さらに、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「益城町水防計画書」及び強くなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づく「益城町国土強靱化地域計画」とも十分な調整を図るものとする。
- (3) この計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。

### 2 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図るものである。

この計画の樹立及び推進にあたっては、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- (3) 男女共同参画など多様な視点からの防災体制の確立
- (4) 各種災害対策の推進
- (5) 関係法令の遵守

## 第3節 関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱

### 1 防災関係機関の責務

#### (1) 町

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備並びに区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、町の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

#### (2) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとる。

#### (3) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動に協力する責務を有する。

#### (4) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、町及びその他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

## 2 処理すべき事務または業務

機関名		事務または業務
益城町		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 益城町防災会議に関する事務</li> <li>2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策</li> <li>3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査</li> <li>4 消防、水防、その他の応急措置</li> <li>5 被災者に対する救助及び救護措置</li> <li>6 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策</li> <li>7 その他町の所掌事務についての防災対策</li> <li>8 町内における公共団体及び住民防災組織の育成指導</li> </ol>
熊本県		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策</li> <li>2 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査</li> <li>3 水防その他の応急措置</li> <li>4 被災者に対する救助及び救護措置</li> <li>5 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策</li> <li>6 その他県の所掌事務についての防災対策</li> <li>7 市町村の災害事務または業務の実施についての援助及び調整</li> </ol>
御船警察署		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における治安、交通、警察通信の確保及び警察行政の調整</li> <li>2 非常時における災害情報の伝達及び警察無線通信の協力</li> <li>3 その他警察署の所掌事務に係る災害予防及び災害応急対策</li> </ol>
熊本市益城西原消防署		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における負傷者の救助及び緊急輸送</li> <li>2 気象予警報、災害情報等の伝達</li> <li>3 災害時における消防無線通話の協力</li> <li>4 避難者の誘導</li> <li>5 その他消防本部・消防署の所掌事務についての防災対策</li> </ol>
益城町消防団		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集</li> <li>2 災害広報</li> <li>3 避難者の誘導</li> <li>4 被災者の救助</li> <li>5 住民の生命、身体及び財産の保護（消防、水防等）</li> <li>6 警戒区域の設定及び被害の拡大防止</li> <li>7 関係機関との連絡調整及び応援</li> </ol>
指定 地方 行政 機関	九州農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する指導調整並びに助成</li> <li>2 農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策</li> <li>3 応急用食料の調達・供給対策</li> <li>4 主要食料の安定供給対策</li> </ol>
	熊本地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</li> <li>2 気象、地象（地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</li> <li>4 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</li> </ol>

機関名		事務または業務
	熊本森林管理署	1 国有林野等の森林治水事業及び防災管理 2 災害応急用材の需給対策
	熊本公共職業安定所 上益城出張所	1 災害時の応急復旧に伴う人員の確保 2 罹災による離職者の雇用の確保
	九州地方 環境事務所	1 災害廃棄物等の処理対策 2 環境監視体制の支援 3 飼育動物の保護等に係る支援
指定公共機関	九州電力送配電 (株)熊本支社	1 電力施設の保全、保安対策 2 災害時における電力供給確保
	NTT 西日本(株) 熊本支店	電気通信施設の防災対策 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
	日本郵便(株) (益城郵便局)	1 災害時における郵便業務運営の確保 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 3 災害時における郵便局窓口業務の確保
	西日本高速道路 (株)九州支社	1 有料道路及び施設の防災対策
指定地方公共機関	一般社団法人 上益城郡医師会	1 災害時における医療、助産等の救護
	益城町土地改良区	1 ため池、水こう門等の整備と防災管理 2 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
	九州産交バス(株) 木山営業所	1 災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保
その他の公共機関	陸上自衛隊 第42即応機動連隊	1 天災地変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集伝達及び人命又は財産の保護(人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等)
	益城町商工会	1 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力、徹底 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
	上益城農業協同組合、 緑川森林組合上益城 事業所	1 農林業関係の被害調査または協力 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林産業者に対する融資、またはそのあっせん並びに飼料、肥料等の確保、またはあっせん

## 第4節 益城町の特質と過去の主な地震災害

### 1 地勢

益城町は、熊本県のほぼ中央部に位置し、東に阿蘇の大山脈を控えて暴威を振るう台風への強大な盾となし、西方不知火海は遠く、内陸となっているため高潮のおそれはなく、県内他市町村と比較して割合に災害の少ない町であったため、平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）は、未曾有の被害を本町にもたらし、その災害の住民に与える心理的、経済的影響は計り知れないものとなった。

本町の北部に位置する1,600ヘクタールの畑地帯は、阿蘇の噴火による火山灰土で保水力がなく、一旦豪雨に見舞われると表土を流し、崖を崩して道路を決壊させる。また、干天には農作物も枯死するような干害をもたらす。さらに、町の南西部に広がる水田地帯のうち、砥川地区の一部、東無田及び櫛島地区は、豪雨のたび浸水、冠水を繰り返す可能性がある。

このように本町の災害は、豪雨と干害によって起こり、かつ地域によって災害の様相も異なっている。

また、本町には布田川断層帯、日奈久断層帯、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、町内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯（八代海区間）及び日奈久断層帯（日奈久区間）がS\*ランク、人吉盆地南縁断層、出水断層帯がA\*ランクと評価されており、特に注意が必要である。

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価 (注1)	30年以内に地震が 発生する確率
万年山-崩平山断層帯	7.3 程度	Zランク	0.004%以下
布田川断層帯（布田川区間）	7.0 程度	Zランク	ほぼ 0~0.001%
布田川断層帯（宇土区間）	7.0 程度	Xランク	不明※
布田川断層帯（宇土半島北岸区間）	7.2 程度以上	Xランク	不明※
日奈久断層帯（高野-白旗区間）	6.8 程度	Xランク	不明※
日奈久断層帯（日奈久区間）	7.5 程度	S*ランク	ほぼ 0%~6%
日奈久断層帯（八代海区間）	7.3 程度	S*ランク	ほぼ 0%~16%
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	0.04%~0.09%
人吉盆地南縁断層	7.1 程度	A*ランク	1%以下
出水断層帯	7.0 程度	A*ランク	ほぼ 0%~1%

※ 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。

注1 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%未満を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（注2）が0.7以上である活断層については、ランクに「\*」を付記している。Zランクでも活断層が存在すること自体、当該地域で大きな地震が発生する可能性を示す。

注2 最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。値は0.1単位で記述し、0.1未満の場合は有効数字1桁で記述している。また「ほぼ0」とあるのは、10~3未満の値を表す。

出典：地震調査研究推進本部地震調査委員会「長期評価による地震発生確率値の更新について」令和8年1月15日

## 2 社会的条件とその変化

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するものと、人口の集中度や建築物の状況等の社会的条件に起因するものが同時複合的に発生することが特徴である。

被害を拡大する社会的災害要因として、主に次のような点が考えられる。

### (1) 人口の集中度

熊本県の人口は、令和2年10月現在、1,738,301人でこのうち738,865人(約42%)が熊本市に集中しており、熊本市を含む14市には1,407,364人(約80%)が集中している。

(令和2年国勢調査より)

本町は熊本市のベッドタウンとしての性格を有しており、町西部を中心として、熊本地震が発生するまで人口は増加傾向にあった。

しかし、熊本地震発生後、町外への人口流出が続き、令和元年頃から再び増加に転じているものの、令和8年3月31日時点の人口は、発生前である平成28年3月31日時点と比較して57人(0.17%)の減少となっている。

また、山間部の人口は減少し、過疎化・高齢化が進んでいるが、一方で都市部の人口は年々増加している。特に外国人就労者の増加が進んでおり、その結果、高齢者や外国人等の災害時要配慮者が増加している。

### (2) 生活様式の変化

近年の生活様式の変化によって、電気、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設は住民生活に欠かせないものとなっており、今後、益々その依存度・重要性が高くなると考えられる。

これらの施設の被害は、その復旧に時間を要し住民生活に大きな支障をもたらし、都市機能をマヒさせるばかりでなく、二次災害の危険性もある。

### (3) 交通機関の発達

自動車は急速に増加してきているが、自動車はそれ自体ガソリン等の危険物を内蔵しており、出火・延焼の原因となるとともに、大量の自動車によって引き起こされる交通混乱が消火・救助活動等の災害応急活動の妨げとなり被害を拡大させることが予想される。

また、道路等の被害による交通機能のマヒは、物流に重大な影響を及ぼし、住民生活に大きな支障をもたらすことも予想される。

このような社会的災害要因によって、地震による被害が拡大されるだけでなく、被害も多様化し同時複合的に発生するものと考えられるが、現状ではこれらの災害要因への対応・対策は決して十分なものではない。

したがって、このような社会的災害要因の変化に最大限の努力を払うと同時に、基礎的・科学的な調査や公共施設等の整備、企業も含めた防災意識の普及啓発を不断に続けていくことが必要である。

## 3 熊本地震とその被害

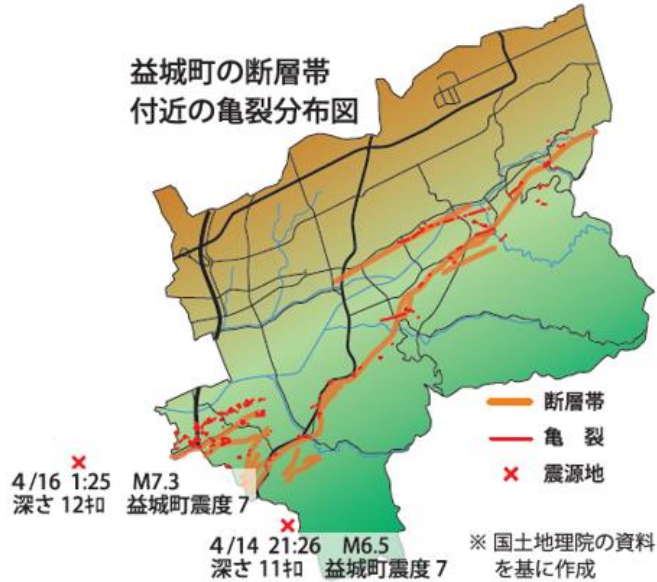
2016年4月14日21時26分 熊本地方 N32° 44.5' E130° 48.5' H:11km M:6.5

2016年4月16日1時25分 熊本地方 N32° 45.2' E130° 45.7' H:12km M:7.3

熊本地震において、日奈久断層帯(高野—白旗区間)の活動に伴う前震と布田川断層帯(布

田川区間)の活動に伴う本震が発生。本町では、最大震度7の揺れがわずか28時間以内に2度発生した。

本町の被害は甚大であり、死者45名(直接死20名、災害関連死25名)重軽傷者166名(重傷者135名、軽傷者31名)、住家被害は全壊3,026棟(3,552世帯)、半壊3,233棟(3,893世帯)、一部損壊4,325棟(4,956世帯)にのぼり、町内のほとんど(約98%)の住家(世帯)が被害を受けた。(令和8年5月13日時点)



また、国道443号や県道28号などの幹線道路の寸断や電気、水道、ガスなどのライフラインの停止など、町民の生活を支えるインフラに甚大な被害が発生した。(停電約11,200件、ガス供給停止195件：都市ガス、断水約11,000件)

さらに、農業施設や農道等も大きな被害を受けた。

なお、活発な余震活動も加わり、町が開設した避難所には、最大で16,050人(町人口の約半数。平成28年4月17日時点)が避難。さらに、避難所以外の施設への避難や、商業施設の駐車場・公園・グラウンド等での車中避難、自宅の軒先への避難が発生し、住家被害の影響から避難所の開設期間は長期化した。(発災から平成28年10月31日まで開設)

このように被害が甚大であったため、地震発生直後の平成28年4月14日に、益城町に災害救助法が適用され、同月25日には激甚災害、同月28日には全国で4例目の特定非常災害に指定された。

参考：熊本地震における各観測点での震度別地震回数(震度1以上)

年	震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
	観測点										
平成28年 (2016年)	熊本	1,150	422	122	31	5	1	1	1	0	1,733
	阿蘇	431	187	69	16	2	2	1	0	0	708
	人吉	76	18	11	2	1	0	0	0	0	108
	牛深	56	13	4	1	0	0	0	0	0	74

熊本地震の活動領域外を含む地震回数

## 第5節 被害想定

この節は、熊本県が平成23年度から2か年をかけて実施した、地震被害想定調査の結果を要約したものである。

### 1 地震の被害想定

平成23年3月に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大な地震と津波により、広域かつ大規模な被害が発生するという未曾有の災害をもたらした。これを踏まえて県では、近年の新しい科学的知見等を用い、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行い、県や各関係機関が迅速かつ的確に対応できる防災体制づくりの基礎資料とする目的で、被害の推計を行ったところであり、ここでは2に掲げる条件の下で被害の概略値を求めたものである。

なお、県に影響を与えると推測される新しいデータや知見が集まった段階で、今後もそれらを踏まえた地震に関する被害の検討に努めるものとする。

### 2 地震被害想定調査の前提条件

本調査で実施する地震動解析、被害想定の内容や特徴は、以下のとおりである。

#### (1) 地震動解析

国が設定している各地震の断層諸元と、既存のボーリングデータや広域の地質図等から作成した地盤構造モデルを用いて、地震動解析を行った。

#### (2) 津波解析

国が設定している各地震の断層諸元と海域及び陸域の地形モデルを用いて、津波解析を行った。

#### (3) 被害想定

下表に示す項目について、対象地震ごとに被害想定を実施した。

項 目		調査対象区分	
		地 震	津 波
1. 建物被害	1.1. 液状化	●	
	1.2. 揺れ	●	
	1.3. 急傾斜地崩壊	●	
	1.4. 津波		○
	1.5. 地震火災	●	
2. 人的被害	2.1. 揺れ	●	
	2.2. 急傾斜地崩壊	●	
	2.3. 津波		○
	2.4. 地震火災	●	
3. ライフライン被害	3.1. 上水道	●	○
	3.2. 下水道	●	○
	3.3. 電力施設	●	○
	3.4. 電話・通信施設	●	○
	3.5. ガス(都市ガス)	●	○
	3.6. ガス(LPガス)	●	
	3.7. 家庭ごみ・粗大ごみ発生量	●	
4. 交通・輸送施設被害	4.1. 道路(高速道路、一般道路)	●	○
	4.2. 鉄道	●	○
	4.3. 空港 (※定性的評価)	●	
	4.4. 漁港・港湾	●	
5. 生活支障等	5.1. 避難生活者	●	○
	5.2. 帰宅困難者	●	
6. 災害廃棄物	6.1. 災害廃棄物(瓦礫)の発生	●	○
7. その他の被害	7.1. 災害時要援護者の被災	●	○
	7.2. 危険物・コンビナート施設被害	●	○
	7.3. 避難施設被害	●	○

(4) 想定シーン

建物及び人的被害のうち地震火災は時間帯等の影響を受けることから、以下のシーンを設定した。

ア 発生の季節

冬季

イ 発生時刻

夜（午前5時）：多くの人が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害の危険性が高い。

夕方（午後6時）：火気使用が最も高い時間帯

ウ 風速設定

火災は通常時として冬の「日平均の風速値」である 3m/秒を、強風時として冬の「月最大風速の平均値」である 11m/秒の2パターンを設定※

風速データ：熊本地方気象台の観測記録（平成21～23年）を採用

(5) 対象地震

本県への被害が大きいと想定される以下の地震を対象に調査を行った。

	検討対象断層帯等 [想定地震の震源域]	地震規模	30年以内 発生確率
①	布田川・日奈久断層帯 中部・南西部 連動 〈参考〉 上記震源域単独時：(中部) ：(南西部)	M7.9 (M7.6) (M7.2)	不明 (ほぼ0～6%) (不明)
②	別府・万年山断層帯	M7.3	ほぼ0～3% (最大2.6%)
③	人吉盆地南縁断層	M7.1	1%以下
④	出水断層帯	M7.0	ほぼ0～1%
⑤	雲仙断層群 南東部 津波検討追加： 南西部北部・南西部南部 連動	M7.1 M7.5	不明 不明

地震調査研究推進本部 地震調査委員会 発表

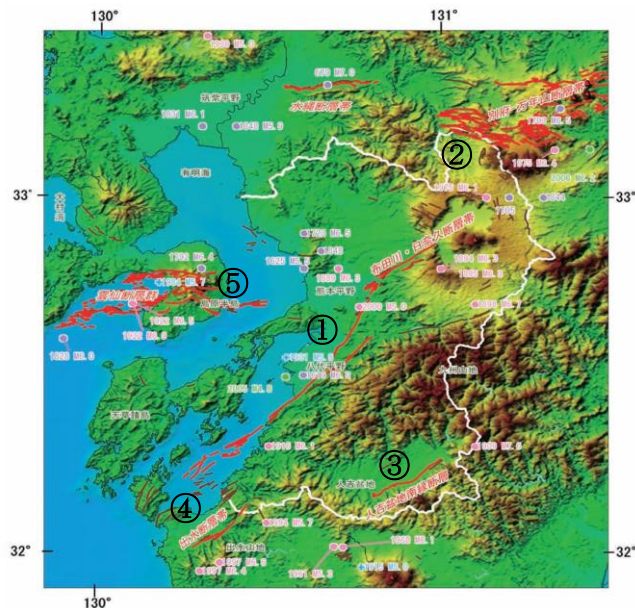
⑥	南海トラフ (最大値)	M9.0	極めて低い
---	-------------	------	-------

内閣府 中央防災会議 発表

※ 上表の「布田川・日奈久断層帯」は、平成25年2月の国による区分見直しにより、布田川断層帯と日奈久断層帯に二分し、さらに布田川断層帯を布田川区間・宇土区間・宇土半島北岸区間、日奈久断層帯を高野～白旗区間・日奈久区間・八代海区間に区分。

※ 上表の「別府・万年山断層帯」は、平成29年12月の国による区分見直しにより、中央構造線断層帯（豊予海峡・由布院区間）、日出生断層帯、万年山・崩平山断層帯に分割。

熊本県周辺の主要活断層（図面上の丸数字は上表の検討対象地震）



### 3 被害想定結果

この調査により想定された被害は、次のとおりである。(令和8年度熊本県地域防災計画から抜粋)

項目 (注1)		布田川・日奈久断層帯 中部・南西部運動型 (注5)	別府・万年山断層帯 (注5)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値		
想定地震	地震の規模 及びタイプ等	規模 タイプ 県内の最大想定震度	マグニチュード7.9 活断層 震度7	マグニチュード7.3 活断層 震度6強	マグニチュード7.1 活断層 震度7	マグニチュード7.1 活断層 震度6弱	マグニチュード9.0 プレート型 震度6弱		
	津波	津波高(TP.m)	3.4 TP.m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	3.5 TP.m	3.8 TP.m	
		津波波高(m)	1.2 m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	1.4 m	2.0 m	
物的被害	建物被害 (一般建物)	全壊棟数	計	28,000 棟	410 棟	5,400 棟	560 棟	11,500 棟	18,900 棟
			液状化	3,600 棟	230 棟	780 棟	480 棟	1,100 棟	3,300 棟
			揺れ	11,700 棟	160 棟	4,300 棟	50 棟	10 棟	20 棟
		半壊棟数	急傾斜地崩壊	250 棟	10 棟	20 棟	10 棟	- 棟	30 棟
			津波	12,400 棟	対象外(注2) 棟	対象外(注2) 棟	対象外(注2) 棟	10,300 棟	15,500 棟
			地震火災	120 棟	10 棟	270 棟	10 棟	- 棟	50 棟
	建物被害 (避難施設)	計	82,300 棟	1,400 棟	11,400 棟	1,200 棟	40,900 棟	55,900 棟	
		液状化	5,300 棟	350 棟	1,200 棟	720 棟	1,700 棟	5,000 棟	
		揺れ	37,500 棟	1,000 棟	10,200 棟	430 棟	470 棟	3,200 棟	
	交通・輸送施設	道路	急傾斜地崩壊	540 棟	30 棟	30 棟	10 棟	- 棟	70 棟
			津波	39,000 棟	対象外(注2) 棟	対象外(注2) 棟	対象外(注2) 棟	38,700 棟	47,600 棟
			地震火災	20 棟	- 棟	- 棟	- 棟	10 棟	20 棟
		鉄道	半壊棟数	100 棟	- 棟	10 棟	- 棟	70 棟	100 棟
			大被害(落橋・倒壊)	50 橋	10 橋	40 橋	- 橋	- 橋	- 橋
			中小被害(亀裂・損傷)	110 橋	10 橋	70 橋	- 橋	- 橋	- 橋
漁港・港湾		浸水道路延長	1,000 km	0 km	0 km	0 km	930 km	1,100 km	
		大被害(落橋・倒壊)	10 橋	- 橋	- 橋	- 橋	- 橋	- 橋	
		中小被害(亀裂・損傷)	40 橋	- 橋	- 橋	- 橋	- 橋	- 橋	
ライフライン		浸水鉄道延長	浸水鉄道延長	20 km	0 km	0 km	0 km	20 km	30 km
			(漁港)被害岸壁数	540 岸壁	- 岸壁	- 岸壁	40 岸壁	40 岸壁	未算出(注3) 岸壁
			(港湾)被害岸壁数	280 岸壁	- 岸壁	- 岸壁	30 岸壁	20 岸壁	未算出(注3) 岸壁
	上水道	断水人口(震災直後)	789,800 人	16,000 人	50,400 人	9,700 人	16,400 人	未算出(注3) 人	
		浸水施設数	30 施設	0 施設	0 施設	0 施設	20 施設	30 施設	
		支障人口	28,200 人	550 人	3,100 人	250 人	2,100 人	15,200 人	
	下水道	浸水施設数	20 施設	0 施設	0 施設	0 施設	20 施設	20 施設	
		停電軒数	61,500 軒	810 軒	7,700 軒	790 軒	23,700 軒	37,600 軒	
		浸水施設数	- 施設	0 施設	0 施設	0 施設	- 施設	- 施設	
	電力	不通回線数	1,100 本	20 本	300 本	20 本	430 本	700 本	
浸水施設数		20 施設	0 施設	0 施設	0 施設	10 施設	20 施設		
都市ガス		供給停止戸数	25,100 戸	- 戸	- 戸	- 戸	- 戸		
LPガス	浸水施設数	- 施設	0 施設	0 施設	0 施設	- 施設	- 施設		
	供給停止戸数	1,800 戸	40 戸	200 戸	- 戸	10 戸	40 戸		
	災害廃棄物の発生量	5,502,100 t	82,200 t	620,300 t	74,900 t	2,562,200 t	3,755,300 t		
危険物・コンテナ施設	被災施設数	- 施設	- 施設	- 施設	- 施設	- 施設	- 施設		
	浸水施設数	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設		
人的被害	死者数	計	960 人	10 人	300 人	- 人	110 人	120 人	
		揺れ	730 人	10 人	280 人	- 人	- 人	- 人	
		急傾斜地崩壊	20 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	
		津波	140 人	対象外(注2) 人	対象外(注2) 人	対象外(注2) 人	110 人	120 人	
	重傷者数	地震火災	70 人	- 人	20 人	- 人	- 人	- 人	
		計	4,700 人	60 人	750 人	10 人	1,300 人	1,800 人	
		揺れ	3,200 人	60 人	740 人	10 人	- 人	- 人	
		急傾斜地崩壊	20 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	
	負傷者数	津波	1,500 人	対象外(注2) 人	対象外(注2) 人	対象外(注2) 人	1,300 人	1,800 人	
		地震火災	10 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	
		計	22,700 人	380 人	2,900 人	70 人	3,500 人	5,700 人	
		揺れ	19,200 人	380 人	2,900 人	70 人	240 人	1,300 人	
災害時要援護者の死者数(注4)	急傾斜地崩壊	30 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人		
	津波	3,500 人	対象外(注2) 人	対象外(注2) 人	対象外(注2) 人	3,200 人	4,400 人		
	地震火災	20 人	- 人	10 人	- 人	- 人	- 人		
避難者数	避難生活者数	420 人	10 人	140 人	- 人	50 人	50 人		
	疎開者数	156,000 人	3,400 人	15,100 人	2,300 人	11,000 人	17,300 人		
帰宅困難者数	避難者数	84,000 人	1,800 人	8,100 人	1,200 人	5,900 人	9,300 人		
	帰宅困難者数	90,700 人	24,400 人	9,800 人	1,200 人	5,900 人	90,300 人		

(注1) ここでは、冬の夜(午前5時)、風速11m/秒の際の被害を記載。

(注2) 別府・万年山断層帯、人吉盆地南縁断層、出水断層帯では、津波による被害は想定対象としていない。

(注3) 被害想定に必要な条件が中央防災会議より公表されなかつたので算定していない。

(注4) 災害時要援護者の死者数は全体の内数である。

(注5) 布田川・日奈久断層帯 中部・南西部運動型と、別府・万年山断層帯では、項目ごとに被害が最大となるケースの被害数を記載している。

(注6) 地震・津波被害想定は、想定した地震や津波が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものである。

※ 上表の「布田川・日奈久断層帯」は、平成25年2月の国による区分見直しにより、布田川断層帯と日奈久断層帯に二分し、さらに布田川断層帯を布田川区間・宇土区間・宇土半島北岸区間、日奈久断層帯を高野一白旗区間・日奈久区間・八代海区間に区分。

※ 上表の「別府・万年山断層帯」は、平成29年12月の国による区分見直しにより、中央構造線断層帯(豊予海峡・由布院区間)、日出生断層帯、万年山・崩平山断層帯に分割。

平成28年熊本地震における被害実数（令和8年5月13日現在）

区分		市町村名		益城町	摘要
1	人的被害	死者	人	45	<b>【益城町】</b> ・震災直接死者数 20人 ・関連死認定死者数 25人 ・り災世帯数及びり災者数については 全壊住家及び半壊住家分を反映 ・消防職員出動延人数 熊本市消防職員出動延人数に含まれる。
2		行方不明者	人		
3		重傷者	人	135	
4		軽傷者	人	31	
5		分類未確定	人		
6	住家被害	全壊	棟	3,026	
7			世帯	3,552	
8			人	8,486	
9		半壊	棟	3,233	
10			世帯	3,893	
11			人	9,926	
12		床上浸水	棟		
13			世帯		
14			人		
15		床下浸水	棟		
16			世帯		
17			人		
18		一部破損	棟	4,325	
19			世帯	4,956	
20			人	14,129	
21	分類未確定	棟			
22		世帯			
23		人			
24	非住	公共建物	棟	104	
25		その他	棟	5,902	
26		分類未確定	棟		
27	り災世帯数	世帯	7,445		
28	り災者数	人	18,412		
29	災害警戒本部設置日時				
30	災害警戒本部廃止日時				
31	災害対策本部設置日時		4月14日 23時00分		
32	災害対策本部廃止日時		11月21日 8時30分		
33	消防職員出動延人数		—		
34	消防団出動延人数		5,746		



## 第 2 章

# 災 害 予 防 計 画

## 第1節 地域防災力強化計画

住民及び事業者は、「自らの身の安全は自らが守る」という益城町防災基本条例（令和3年条例第3号）の基本理念に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努めるものとする。

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

また、町は、地域における自助・共助の推進について、益城町防災基本条例の基本理念に基づき、大雨や台風などの災害に備え、住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）」の普及を始めとして、住民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう地震・水害・土砂災害・福祉・防災気象情報等に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の住民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るとともに、自主防災組織の活動活性化及び地域間の取組のばらつき解消に向け、地域防災リーダーを対象とした研修及び全体会議を実施し、町内の地域防災リーダーの育成・連携強化を進める。加えて、町民の防災情報収集手段として幅広い年代でスマートフォン等の利用が進んでいることを踏まえ、SNS等によるプッシュ型の情報発信を行い、自助の促進に向けては「避難場所の決定」を、共助の促進に向けては「自主防災組織の活動活性化」に資する内容を重点的に発信する。

また、町は、県と国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。町は、駐車場利用協定を締結するなど車両避難先の確保に努めるものとする。

### 1 自助

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」、「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。

#### (1) 平時の取組

##### ア 知識等の取得

- (ア) 過去の災害の発生状況
- (イ) 気象予報警報等の種別と対策
- (ウ) 防災訓練等への参加

##### イ 事前の確認

- (ア) 命を守る「マイタイムライン」の作成
- (イ) 自宅周辺のハザード
- (ウ) 避難するタイミング

- (エ) 避難場所及び避難方法（指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、災害危険箇所）
- (オ) 家族等との連絡方法や集合方法
- (カ) 就寝場所の安全確保
- (キ) 災害情報の入手方法
- (ク) 近隣の井戸の位置等の確認
- (ケ) 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ確認
- (コ) 自家用車も含めた事前避難先の確保

#### ウ 事前の備え

- (ア) 地震保険などの自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強
- (イ) 防災メールサービス（ましきメール）への登録
- (ウ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (エ) 最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄（日常備蓄\*含む）
  - \* 日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法
- (オ) 非常用持出品（非常食品、マイナンバーカード、資格確認書、おくすり手帳（コピーでも可）、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備
  - \* 薬の服用の有無や家族の状況に応じて、非常用持出品を準備する。

## 2 共助

住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治会や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

#### ア 平時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 地域一体となった防災訓練の実施・参加（町や関係団体と連携した訓練等）
  - ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
  - ・被害状況（地域住民の安否確認を含む。）の把握、町への情報伝達訓練
  - ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
  - ・避難所の運営訓練
  - ・消火訓練 等
- (ウ) 情報の収集伝達体制の整備
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- (カ) 危険箇所の点検・情報共有
  - ・地域の見廻り
  - ・地域防災ハザードマップの作成
  - ・避難行動要支援者の把握
  - ・地域内にある消防団等の他組織との連携促進

イ 災害時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集及び町への伝達
- (イ) 出火防止、初期消火の実施
- (ウ) 地域内における避難指示等の情報伝達
- (エ) 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- (オ) 避難行動要支援者等に対する避難支援
- (カ) 救出・救護活動への協力
- (キ) 避難所の運営
- (ク) 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- (ケ) 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

### 3 事業所による防災活動

- (1) 事業所は、町の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平時から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。特に、要配慮者利用施設においては、法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、訓練等を行うものとする。

また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地域内の防災活動を行うよう努める。

- (2) 事業所は、災害時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- (3) 事業所は、災害時に事業所の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定して次に掲げる取組を進めるよう努めるものとする。

ア 防災体制の整備

イ 防災訓練の実施

ウ 施設の耐震化・耐浪化

エ 復旧計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し

オ 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応

カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組を継続的に実施

- (4) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など防災応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、町及び県との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。

- (5) 事業所は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2節 防災知識普及計画

### 1 方針

災害による被害を最小限に食い止めるためには、町等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民全体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独または共同して、計画的かつ継続的に行うものとする。

また、町は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する住民の理解向上に努めるものとする。

さらに、町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

### 2 町職員に対する防災教育

災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる町職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、町は、防災業務に従事する全職員に対して次の防災教育を実施し、災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時において直ちに対応できるよう、アクションカード等を活用し、研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力の向上に努めるものとする。

なお、町は、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや経験を職員全体で共有できるよう努める。

#### (1) 教育の内容

- ア 益城町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- エ 過去の主な被害事例や過去の災害対応の教訓
- オ 防災関係法令の運用
- カ 防災システムの操作方法等
- キ その他必要な事項

(2) 教育の方法

- ア 講演会、研修会等の実施
- イ 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ウ 見学、現地調査等の実施

### 3 住民に対する防災知識の普及

町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、地域住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、気候変動の影響も踏まえつつ、風水害や火災等一般災害に関する防災知識の普及徹底を図るとともに、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

(1) 普及の内容

- ア 地震等自然災害に関する一般的知識
- イ 過去の災害事例や教訓、他地域の災害からの教訓
- ウ 地震等自然災害対策の現状
- エ 地震被害想定調査結果
- オ 平時の心得（日頃の準備）
  - (ア) 住宅の点検（住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀補強等）
  - (イ) 屋内の整理点検（家具転倒防止等）
  - (ウ) 火災予防の心得
  - (エ) 気象予警報等の種別と対策
  - (オ) 災害危険箇所の認識
  - (カ) 指定緊急避難場所、指定避難所（指定一般避難所、指定福祉避難所）、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
  - (キ) 生活の再建に資する行動（被災後、片付けや修理の前に被災箇所等の写真を撮影すること）
  - (ク) 台風襲来時の家屋の保全方法
  - (ケ) 農林物に対する応急措置
  - (コ) 応急救護
  - (サ) 3日分（推奨1週間分）の食料（乳幼児や高齢者、食物アレルギー等家庭の状況に対応した食品及び、主菜・副菜となる缶詰やレトルト食品、乾物等の食品）、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄
  - (シ) 消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーの設置
  - (ス) 非常用持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ（周波数帯 76MHz～99MHz 対応機種）、乾電池、マイナンバーカード、資格確認書、おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備
  - (セ) 自動車へのこまめな満タン給油
  - (ソ) 緊急連絡先の確認
  - (タ) 家族間等による安否の確認方法
  - (チ) 夕方明るいうちからの予防的避難

- (ツ) 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
- (テ) 避難先及び避難方法
- (ト) 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）
- (ナ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や、企業や学校との計画的な休業・休校等について
- (ニ) 避難所生活のマナーとルール
- (ヌ) ペットを受入れ可能な避難所（事前に預け先等の確保）
- (ネ) ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備（事前に預け先等の確保）
- (ノ) 防疫の心得及び消毒方法等の要領

#### カ 地震発生時の心得

- (ア) 緊急地震速報を覚知した時の対応行動
- (イ) 場所別、状況別の心得
- (ウ) 出火防止及び初期消火
- (エ) 避難の心得
- (オ) 自動車運転者のとるべき措置

#### キ 建築物等に関する各調査の周知

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

#### (2) 普及の方法

防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用を努めるものとする。

##### ア 社会教育を通じての普及

幼年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織、防災士会、PTA、各種研修会、講習会等の機会を活用する。

##### イ 広報媒体等による普及

情報の出所を明確にしたうえで、次の媒体をはじめとする、有効かつ適切な媒体等を活用する。

- (ア) 広報媒体の利用（広報紙、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等）
- (イ) パブリシティ活動の展開（報道機関への情報提供）
- (ウ) 映画、ビデオ、スライドの利用
- (エ) 広報車の巡回
- (オ) 講演会、研修会等の開催

#### ウ 防災訓練における普及

町は、講習会の開催等を通じて、自然災害についての認識を深めるとともに、住民に対して各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）への積極的な参加を呼びかけ、住民参加型訓練の実施等、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

### 4 学校教育における防災知識の普及

町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

#### (1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

ア 災害時の身体の安全確保の方法（緊急地震速報の対応行動等）

イ 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割

ウ 地震等自然災害発生のおそれ

エ 防災対策の現状

なお、地震等自然災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、地震等自然災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童生徒の引渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

#### (2) 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

### 5 防災上重要な施設の管理者等の指導

町及び防災関係機関は、防災上重要な施設、大規模集客施設等の管理者に対し、次の内容を中心に防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

#### (1) 避難誘導等防災体制の整備

#### (2) 地震等自然災害の特性及び過去の主な被害事例

#### (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安全管理

- (4) 出火防止、初期消火等の任務分担
- (5) 防災業務従事者の安全確保
- (6) 発災直後、建物の安全が確認できる点検方法の習熟  
(内閣府「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」等参照)

## 6 事業所の防災対策の促進

### (1) 事業所の防災力向上

町は、優良事業所表彰等、事業所の防災活動を積極的に評価することにより、事業所における従業員の防災意識や防災力向上の促進を図るものとする。

また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図るものとする。

事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続及び地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

### (2) 事業所に対する事業継続計画（BCP）策定支援

町及び関係機関は、事業所が災害発生に伴い通常の事業活動が中断した場合に、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるよう事前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画（BCP）の策定及びBCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）の構築を支援する。

特に、中小企業等の支援にあたっては、町及び商工会は、連携して事業継続強化支援計画の策定に努めるものとする。

また、県等と連携して、事業所における事業継続計画（BCP）の策定を支援する人材の育成を図るものとする。

### (3) 旅館等に対する災害時の外国人等への対応力強化の支援

町は、旅館等が施設を利用する外国人等に対し、災害発生時に、避難誘導や正確な情報提供等を円滑に行えるよう、対応マニュアル等の作成など対応力強化の支援を行うものとする。

### (4) 要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。ただし、県指定施設については、熊本県が状況確認等を行うものとする。

また、町は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

## 洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧

施設名	所在地
益城町立飯野小学校	益城町砥川 137
益城町立津森小学校	益城町上陳 369
益城町立益城中央小学校	益城町寺迫 1142
益城町立木山中学校	益城町寺迫 1090
益城町立益城中学校	益城町惣領 903
津森小児童クラブ	益城町上陳 362
中央小児童クラブ	益城町寺迫1142
中央小第二児童クラブ	益城町寺迫1142
飯野小児童クラブ	益城町砥川137
フレンドネット みんなの家	益城町木山236
第1保育所	益城町福富 651
第2保育所	益城町砥川 125-1
第3保育所	益城町上陳 361
第5保育所	益城町福原 529-2
保育園こころ	益城町寺迫 1021-1
こころっこの森保育園	益城町広崎 599-1
あじさい保育幼稚園	益城町安永 447-6
なのはな保育園	益城町福富 665-11
いこいの里	益城町福原 1988-1
グループホーム津森倶楽部	益城町寺中 1-1
サービス付き高齢者向け住宅鳩ぽっぽ	益城町福富 610-1
そよかぜ福祉作業所	益城町福富 772
パワーク熊本	益城町宮園 407
ソーシャルインクルーホーム熊本益城町	益城町寺迫 1009-1
わいわいなかま益城教室	益城町安永 440-1

## 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧

施設名	所在地
デイサービスだんだん	益城町赤井 278

## 7 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

## 8 外国人に対する防災知識の普及

町は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど、要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

加えて、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、町が行う防災訓練への外国人住民の参加促進に取り組む。併せて災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため、町職員の対応力向上を図るものとする。

## 9 防災知識の普及の時期

町及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、住民に対し地震等自然災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

※火山防災の日：8月26日、防災の日：9月1日、防災とボランティアの日：1月17日、  
熊本地震発生日：4月14・16日

## 10 防災相談

町及び防災機関は、住民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

## 11 災害記録の保存と災害の教訓の伝承

町は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味について防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

なお、収集・作成した資料・計画等は、町内のみならず、全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信するものとする。

## 第3節 自主防災組織等育成計画

災害からの被害の軽減や安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家族、地域、企業、団体等様々な主体が防災・減災のための行動をとることが必要である。

特に、地域住民による自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織や事業者、団体等の自主的な初期防災活動が、被害拡大を防止するためには極めて重要である。

本節は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全確保に資する自主防災組織の結成・活動を促進することで、大規模な災害、事故等に備えるものである。

### 1 自主防災組織の方針

平成28年熊本地震の教訓を踏まえ、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な住民支援ができないことが予想される。

このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。

このため、町は、地域住民により防災活動を担う組織「自主防災組織」の結成及び活動活性化を促進する。

- (1) 住民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」ことを目的として、地域住民による自主防災組織づくりを積極的に進める。

また、住民は、平時から、防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加するとともに、地域の防災活動における自らの役割を自覚し、防災知識の習得に努める。

- (2) 町は、益城町地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

また、町は、自主防災組織や防災士等の多様な主体と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握し、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

- (3) 町は、自主防災組織育成の取組や自主防災組織と連携した防災訓練を支援するとともに、自主防災組織リーダー研修会の開催、優良自主防災組織に対する表彰、自主防災組織に関する啓発活動、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布等を通じて自主防災組織の活動の充実を図る。

また、自主防災組織リーダー研修会で育成した防災リーダーが、自らが居住する地域の自主防災組織の設立や防災教育・訓練等の防災活動の核となるよう、県と連携しながら、その活用を図っていくものとする。

- (4) 多数の者が利用、従事する施設または危険物取扱事業所等で一定規模以上の施設等においては、大規模地震等自然災害時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があることか

ら、施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、その義務のない事業所であっても、被害軽減のため自主的な防災組織の設置に努めるものとする。

## 2 地域住民等の自主防災組織

### (1) 組織の編成単位

- ア 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

### (2) 組織づくり

既存の自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大や防災士の活用に努めるものとする。

- ア 自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- イ 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。
- ウ 女性団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。
- エ リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、防災士等の自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。

### (3) 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、特性を充分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

### (4) 主な活動内容

#### ア 平時の活動

##### (ア) 防災に関する知識の普及

##### (イ) 地域一体となった防災訓練の実施・参加（町や関係団体と連携した訓練等）

- ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
- ・被害状況（地域住民の安否確認を含む。）の把握、町への情報伝達訓練
- ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
- ・避難所の運営訓練
- ・消火訓練

##### (ウ) 情報の収集伝達体制の整備

##### (エ) 火気使用設備器具等の点検

##### (オ) 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認

##### (カ) 危険箇所の点検・情報共有

- ・地域の見廻り
- ・地域防災ハザードマップの作成

##### (キ) 避難行動要支援者の把握

##### (ク) 地域内にある消防団等の他組織との連携促進

## イ 災害時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集及び町への伝達
- (イ) 出火防止、初期消火の実施
- (ウ) 地域内における避難指示等の情報伝達
- (エ) 地域住民に対する安否確認及び避難誘導
- (オ) 避難行動要支援者等への避難支援
- (カ) 救出・救護活動への協力
- (キ) 避難生活における避難場所、避難所の運営等
- (ク) 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- (ケ) 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

## 3 事業所の自衛消防組織等

大規模地震発生時には、多数の者が利用・従事し、または危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等では、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

また、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、BCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）を構築するよう努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、町が実施する事業所との協定の締結や防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

## (1) 事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。

また、町・消防機関及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

なお、町は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。

## (2) 対象施設

ア 中高層建築物、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、または出入りする施設

イ 石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、または取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設

エ 雑居ビルのような同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防組織を設置することが必要な施設

(3) 組織づくり及び活動計画の作成

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の策定を行うものとする。

(4) 主な活動内容

ア 平時の活動

- (ア) 防災訓練の実施
- (イ) 施設及び設備等の点検整備
- (ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施 等

イ 災害時の活動

- (ア) 従業員等の安否確認
- (イ) 情報の収集伝達
- (ウ) 出火防止、初期消火の実施
- (エ) 避難誘導
- (オ) 救出・救護の実施及び協力
- (カ) 避難所の運営協力

#### 4 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

また、町は、益城町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、益城町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

## 第4節 防災訓練計画

町等防災関係機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

### 1 総合防災訓練

#### (1) 目的

災害発生時には、家屋倒壊やがけ崩れ等からの救出、救護、住民の避難、消火活動、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。

このような特性から、町総合防災訓練では、風水害とともに大規模地震を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚を図るものとする。

訓練にあたっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にし、それに応じて地震の規模や被害想定、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや国・広域から応援を想定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。

また、可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて計画的に実施するものとする。また、町単独実施が困難な場合は近隣市町村と合同での訓練実施を図る。

さらに、消防団等の関係団体と共に、熊本県総合防災訓練等の各種災害を想定した訓練にも積極的に参加することで、人的防災力の向上を図る。

#### (2) 訓練計画

町等防災関係機関は、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の協力のもと、開催地の地域特性等に応じた各種の個別訓練を有機的に連携した総合的な訓練を実施するものとする。

訓練の内容はおおむね次のとおりとする。

ア 情報収集伝達	カ 医療救護
イ 安否確認、避難所運営	キ 消防
ウ 避難誘導	ク 水防
エ 災害警備	ケ 道路啓開
オ 救出・救助	コ 防疫

### 2 広域防災訓練

町は、相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

### 3 複合災害想定訓練

町及び防災関係機関は、様々な複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

### 4 町等防災関係機関の個別防災訓練

大規模地震発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務または業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、繰り返し訓練を実施する必要がある。

このため、町をはじめとする防災関係機関は、単独または共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実働訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫するものとする。

- (1) 参集（非常呼集）訓練
- (2) 災害対策本部・現地災害対策本部等設置訓練
- (3) 情報収集伝達（通信）訓練
- (4) 水防訓練
- (5) 消防訓練
- (6) 避難（誘導）訓練（ペット同行避難訓練を含む。）
- (7) 救出・救護訓練
- (8) 輸送訓練
- (9) 安否確認及び避難所運営訓練
- (10) その他必要な訓練

### 5 住民等の訓練

災害発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、町・消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。

### 6 学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練にあたっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能と

なるよう工夫に努める。

## 7 訓練の時期・場所等

### (1) 訓練の時期

「平成28年熊本地震発生日」、「防災週間」及び「防災とボランティア週間」や町主催のイベント等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。

### (2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。たとえば、洪水の危険がある地域、火災危険地域又は土砂災害警戒区域指定地区等それぞれの活動が強く要請される場所等を選定するものとする。

### (3) 訓練の実施・指導等

町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施または行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

### (4) 訓練の工夫

防災訓練の実施にあたり、町は、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとする。

### (5) 訓練実施における要配慮者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

### (6) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

## 第5節 防災業務施設整備計画

本節は、災害発生 of 未然防止及び被害の拡大防止のための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備または推進、並びに防災業務施設の被害の予防を図るものである。

また、地震が発生し県内外から広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防をはじめとする、応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、確保を図るものである。

### 1 防災拠点施設整備

町庁舎（出先機関含む）、消防署等は、災害応急対策及び災害復旧対策など災害対策の重要な拠点となるため、大規模災害時においても、その機能を維持されるよう、施設の非構造部材を含めた耐震化を図る。

また、庁舎、通信設備、非常用電源設備等を定期的に点検するとともに、機能の維持・管理を実施し、必要に応じ施設や機能の充実強化を図るものとする。

なお、防災行政無線等通信手段の機能強化及び多重性の確保、井戸等による水の確保、非常用電源設備（自立分散型電源設備）の整備促進及び階上への設置等の浸水対策等の停電対策、電源車等による電源の確保を図るとともに、通信設備の基盤や部品、燃料の備蓄・調達体制並びに大規模地震時には各種システムの運用を確保するため、メーカー等の技術者を確保する仕組みを検討しておくものとする。

さらに、大規模地震発生後も継続して機能を果たせるよう、情報システム等サーバ機器、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、定期的に確認を行うものとする。

なお、町は、優先的にライフライン等を復旧する必要がある防災拠点について、あらかじめ地域防災計画等に定めるよう努めるものとする。

#### (1) 町庁舎

町庁舎（出先機関含む。）は、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、次のとおり大規模地震発生時の機能の確保を図る。

ア 耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備を行う。

イ 災害発生時の迅速かつ確実な指揮命令を可能にするため、危機管理部局との連携が図れるよう災害対策本部室及び本部会議室を設置し、併せて必要な通信システムの整備を図る。

ウ 災害発生時の被災者の円滑な救出・救助活動等に支障が生じないよう、住民情報等の保管場所や保管媒体を複数確保するなどバックアップ体制を整備する。

エ 災害用資機材の保管場所、災害時の情報連絡員や警察、消防、自衛隊等応援職員の活用に必要な執務スペース（会議室等）を整備する。

#### (2) 代替施設

出先機関は、町庁舎とともに、町が実施する災害応急対策及び復旧対策の拠点並びに町庁舎の代替となる施設であり、大規模地震が発生した場合でも、庁舎の機能を維持できるよう、耐震診断に基づく耐震補強、関係設備の整備等を行う。

#### (3) 基幹避難所等

避難所は、災害時における被災者保護の拠点であり、その機能及び環境整備に加え、収容

人数の確保が喫緊の課題となっている。

現在、町では、民間施設の避難所指定に向けた検討・協議に加え、災害復旧に伴う公共施設を避難所として追加指定を行っている。また、指定避難所の増加に伴う、開設時期等を明確化することに取り組んでおり、次のとおり指定避難所の種別及び開設時期を明確化した。

#### ア 基幹避難所

町全域において基幹となる避難所であり、町内全域における「高齢者等避難」または「避難指示」発令時において優先的に開設する避難所である。

#### イ 中核避難所

各地区において中核となる避難所であり、町内全域または各地区における「避難指示」等発令時において、避難者の増加等必要に応じ、基幹避難所の次に開設する避難所である。

#### ウ 補完避難所

各地区内において、中核避難所を補完する避難所であり、局所的な大規模災害が発生した場合に開設する避難所である。

#### エ 追加避難所

町内全域において、大規模地震災害が発生し、避難者の増加等必要に応じ、追加し開設する避難所である。

以上のようなことから、「避難指示」等発令時において優先的に開設する避難所である「基幹避難所」として、地理的要件、空調等機能、収容能力等を勘案し、町総合体育館に加え、令和7年4月1日に供用開始した益城町地域共生センターを新たに指定した。

また、避難形態の変化にあわせ、車中避難が増加することが予想されており、車中避難できる場所を確保する必要性から、町地域共生センター等の施設敷地内もしくは隣接地に広場や駐車場の整備を行うことも考慮する。

### (4) 消防署施設整備計画

消防署は、災害応急対策の拠点となる施設であり、大規模地震発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

## 2 防災活動拠点施設

町は、大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急活動に資するため、以下の防災活動拠点を整備するものとする。

### (1) 町内の防災活動拠点

町は、大規模な災害に限らず、相当規模の災害や町区域内の災害など、災害規模に応じた防災活動拠点（地区防災活動拠点、地域防災活動拠点など）の確保を図るものとする。

### (2) 防災活動拠点への設備整備

防災活動拠点となる施設には、非常用電源設備、耐震性貯水槽、防災行政無線、備蓄倉庫、臨時ヘリポート等の設備の整備を図るものとする。

### (3) 部隊活動拠点

町は、警察・消防・自衛隊が迅速に活動できるよう、活動拠点となる施設の確保に努めるものとする。

防災活動拠点候補施設一覧

施設名称	所在地	総面積 (㎡)
益城町立木山中学校サブグラウンド	益城町寺迫 1090	16,712
益城町陸上競技場	益城町木山 236	フィールド 19,030

## 第6節 物資・資機材整備・調達計画

被災者の応急救助対策の迅速かつ的確な実施に資するために、災害発生直後に必要となる物資・資機材の整備、調達体制について定める。

町は、大規模災害が発生し、物資や資機材の調達、輸送が平時のように実施できない場合に備え、益城町備蓄計画に基づき、初期の対応に必要な物資や資機材を整備するとともに、調達に必要な体制の整備に努めるものとする。

### 1 基本方針

- (1) 災害発生から数日間は、小売店等からの生活必需物資の調達や被災地域外からの支援が困難になる可能性があることから、それぞれにおいて必要となる物資の備蓄を行うとともに、調達先や輸送手段の把握・確保など必要な対策を講じるものとする。
- (2) 町は、住民・事業者が、平時から最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発するものとする。
- (3) 町は、住民の備蓄を補完するため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。
- (4) 町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認及び整備を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるものとする。
- (5) 町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。
- (6) 町は、物資の調達供給体制の確保のため、あらかじめ、他自治体・民間事業者との協定の締結や輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、協定の締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。
- (7) 町は、あらかじめ、他自治体、民間事業者との協定を締結する等により、物資の調達体制の確保に努めるものとする。
- (8) 町は、国の新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。
- (9) 町、その他防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要

員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。

また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他自治体、事業所等との協定締結等により、調達体制の確立に努めるものとする。

- (10) 災害が発生するおそれがある場合には、被害規模の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

## 2 食料・生活必需品に関する供給方針

### (1) 供給方針

町は、大規模災害発生時に食料・生活必需品の供給を確保するため、現在の備蓄のほか、流通備蓄（小売業者等との供給協定の締結）等を活用するなど調達先の多重化を行い、食料（アレルギー対応食品、介護食品等を含む）・生活必需品の確保に努めるものとする。

町は、流通備蓄などの物資の備蓄、多様な調達先の確保等について、県等に必要な助言、指導を求めながら努めるものとする。

### (2) 供給体制の確認

流通備蓄については、救援要請から物資の供給までの時間短縮を図るため、災害が大規模かつ広範囲にわたり、必要な情報の収集が困難な場合を想定し、町は、物資調達協定内容の点検や供給までのシミュレーションの実施などに努めるものとする。

### (3) 物資調達方法

町は、民間小売事業者等から物資の調達を行うこととなった場合に備え、協定の相手方との定期的な協議や検証を行うなど、当該民間小売事業者等との連携の強化を図るものとする。

### (4) 応急給水

町（水道事業者）は、大規模災害による上水道の断水に備えて、断水世帯に対する、給水体制を整備することとする。

### (5) 飲料水以外の生活用水の確保

町及び関係機関は、上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

### (6) 食料の調達

食料の調達は、以下によることとするが、各対策部において緊密に連携してこれにあたるものとする。

#### ア 米穀の調達

町内の米穀販売店または上益城農業協同組合等米穀卸売業者から購入し、町学校給食センターに備蓄するものとする。

#### イ その他の食品

災害時に供給できる小売業者から購入する。

なお、平時から小売業者と応援協定を締結するなど、大規模災害に備えるものとする。

### 3 災害用装備資機材の整備充実

#### (1) 資機材の整備充実

防災関係機関は、各機関において所掌する災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じ次の災害用資機材の整備充実に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

- ア 救出救助用資機材
- イ 照明用資機材
- ウ 災害対策用特殊車両
- エ 交通対策用資機材
- オ 情報収集用資機材（無人航空機等）
- カ その他後方支援用等必要な資機材

#### (2) 資機材の調達

防災関係機関は、災害時に必要な資機材等を円滑に調達するため、協定を締結するなど、平時から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の保持に努めるものとする。

#### (3) 防災関係機関や民間事業者との連携

町は、燃料、発電機、建設機械などの応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

### 4 燃料備蓄

町及び関係機関は、支援物資供給、救急医療、道路等ライフラインの復旧等に必要な燃料（ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス等）について、備蓄に取り組むものとする。

また、備蓄燃料が不足する事態に備えて、燃料小売販売業者と燃料供給に関する協定等を締結するとともに訓練等により連携体制を構築し、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。

### 5 災害復旧用木材の供給

森林管理署長は、災害時において、町から災害復旧用材の供給、被災地における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、木材関係団体等への要請に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。

### 6 物資の管理・輸送等

町は、物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を複数選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、あらかじめ協定を締結した物流事業者等、消防団、自治会、自主防災組織と連携するなど体制整備に努めるものとする。

また、町は、物資の供給に関するマニュアルの策定、国が構築する物資の調達や輸送に関するシステム等に関する研修などを行い、効率的にニーズの把握や物資の輸送を図るものとする。

る。

## 第7節 水害・土砂災害予防計画

本町の河川は、阿蘇外輪山に源を発しているため、豪雨の際は火山灰と土砂の流失が甚だしく、流域の民家、耕地、公共施設の被害が甚大となるおそれがあるため、必要箇所の改修補強を関係官庁に要望するとともに、町においても災害防止を強力に推進する。

### 1 災害危険箇所等の把握

災害危険箇所の把握については、次の点に留意のうえ行うものとする。

- (1) 近年の急激な土地利用形態の変化に伴い、以前から人の居住しなかった地域が住宅地になる等により危険箇所となっていることもあり、もれのないように常に現状把握を行うものとする。

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、町は、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。

- (2) 防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても異常な自然現象や当該施設が破損すれば、甚大な被害が発生するおそれのある箇所については、当該箇所の状況を把握しておくものとする。
- (3) 町は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、町は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

### 2 道路対策

本町の山間地域における道路は、年次計画により改修し、崩土、がけ崩れ等のおそれがある危険箇所には防災工事を施し整備を図る。

特に、緊急輸送道路等については、大規模災害時においても、その機能を相互に補完できるように多重性（リダンダンシー）の確保に努める。

町は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

### 3 治水対策

水防法に基づく浸水想定区域の指定があったときは、益城町地域防災計画において次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- ・洪水予報等の伝達方法
- ・避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ・浸水想定区域内において、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配

慮者が利用する施設をいう。)で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものまたは大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者または管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、町は、地域防災計画において、当該施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、必要な指示等を行うものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、益城町地域防災計画に名称及び所在地を定められた全ての要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、これを町長に報告するとともに、策定した計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、この結果を町長に報告するものとする。

#### 4 内水氾濫対策

本町でも、近年の気候変動による集中豪雨の多発や都市化の進展による雨水流出量の増大等に加え、平成28年熊本地震の影響により地盤沈下が認められた地域については、内水氾濫の被害リスクが大きくなっていることから、浸水被害軽減に向けて排水路や雨水貯留施設、排水ポンプ場の整備を進めるものとする。

特に、町が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したのものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等においてこれを把握・管理できる設備や体制の整備を進めるものとする。また、当該排水施設等については、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により雨水を排除できなくなった場合又は河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、それを公表するとともに一般住民へ周知することとする。

#### 5 汚水処理施設対策

下水道や集落排水施設の機能が麻痺すると住民生活に与える影響は極めて大きいため、汚水処理場やポンプ場、管渠について浸水に対して必要な対策を講じるものとする。

#### 6 土地利用の適正化

平成24年7月の熊本広域大水害や平成29年7月の九州北部豪雨、令和2年7月豪雨など全国的に大規模な風水害や土砂災害が頻発していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図るものとする。

また、国、県及び市町村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

## 7 盛土関係

### (1) 盛土による災害の防止のための取組

町は、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を関係機関と連携して行う。

また、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を行う。

### (2) 是正指導

町は、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

## 8 住民の早期避難対策

町は、県、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するようハザードマップ（最大規模の洪水（L2）に対応したもの）、防災マップ、タイムラインや風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に提供し、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を行うものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい地域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

町は、ハザードマップ等の配布または回覧、リアルハザードマップの設置など、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

参考資料1 重要水防箇所

(1) 河川の部

番号	河川名	位置	危険状況	水防工法	ランク
1	木山川 (左右岸)	田原から嘉島町井寺まで (右岸 7,700m) (左岸 8,000m)	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工 月の輪工	B
2	赤井川 (左右岸)	内寺から木山川合流点付 近まで (右岸 1,700m) (左岸 1,800m)	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工 木流し工	B
3	岩戸川 (左右岸)	砥川字前畑地内 (約 1,500m)	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工 木流し工	A
4	妙見川 (左右岸)	熊本・高森線より上流 (約 200m)	溢流のおそれがある	積み土のう工 木流し工	
5	迫川 (左右岸)	寺迫線(旧県道熊本高森 線)より秋津川合流点付近 まで (約 500m)	溢流または決壊の おそれがある	積み土のう工 木流し工	
6	小谷川 (左右岸)	大字田原字水洗旧県道無 名橋から上流 (約 200m)	河川断面狭小のため 溢流または決壊 のおそれがある(一 部改良済)	積み土のう工	
7	秋津川 (左右岸)	安永橋より熊本市境まで (右岸 3,400m) (左岸 3,000m)	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工 筵張工	A
8	鉄砂川 (左右岸)	馬水迫橋より秋津川合流 点付近まで (約 800m)	洗掘	積み土のう工	
9	木山川 (左右岸)	益城町小谷～ (800m)	堤防高不足	積み土のう工	B

## (2)ため池の部

番号	名称等	位置	状況
1	平田堤	大字平田字堤	下流に集落があるので満水時には放水路の警戒が必要である。
2	三竹堤	大字下陳字三竹	〃
3	小池の堤	大字小池字丸林	〃
4	椎の木迫の堤	大字小池字椎の木迫	〃
5	三王免ため池	大字小池字三王免	〃
6	新屋敷第2堤	大字小池字烏帽子岳	〃
7	新屋敷第1堤	大字小池字大人足	〃
8	葉山の堤	大字砥川字葉山	〃
9	宮園の堤	大字砥川字宮園	〃
10	舟井川第2堤	大字砥川字舟井川	〃
11	舟井川第1堤	〃	〃
12	城の尾堤	大字砥川字城の尾	〃
13	亀ノ子堤	大字福原字東烏山	〃
14	平田中堤	大字平田字鋤迫	〃
15	素麺滝	大字赤井字御登	〃

## (3)道路の部

番号	路線名	位置	延長	状況
1	小池竜田線	東無田	800m	路面冠水
2	益城菊陽線	惣領	1,000m	〃
3	熊本益城大津線	広崎	200m	〃
4	益城菊陽線 広崎惣領線	惣領	100m	〃
5	益城菊陽線	砥川	100m	〃

参考資料2. 急傾斜地崩壊危険箇所

出典：熊本県「急傾斜地崩壊危険箇所一覧表」

番号	箇所名	所在地	地形			斜面区分		急傾斜崩壊危険区域の指定
			傾斜度	延長	高さ	区分	斜面	
1	寺迫	寺迫字上田平	35	200	10	I	自然	H30. 1. 26
2	下寺中	寺迫字下寺中	30	250	20	I	自然	
3	馬出	寺中字馬出	30	180	15	I	自然	
4	田原	田原字後迫	40	190	25	I	自然	
5	陳内	小谷字陳内	30	310	20	I	自然	
6	杉堂	杉堂字日向	35	400	30	I	自然	S61. 6. 3
7	荒瀬	杉堂字荒瀬	30	300	50	I	自然	
8	杉堂 (2)	杉堂字後迫	30	270	60	I	自然	
9	荒瀬	杉堂字荒瀬	40	40	55	I	自然	
10	堂園	上陳字辻	30	220	10	I	自然	S58. 10. 20
11	三竹	下陳字三竹	30	200	40	I	自然	
12	平田上	平田字平田上	30	80	20	I	自然	
13	川内田	福原字川内田	35	300	20	I	自然	S51. 5. 1
14	袴野	福原字袴野	30	100	30	I	自然	
15	袴野	福原字袴野	30	160	15	I	自然	
16	袴野	福原字袴野	40	220	10	I	自然	
17	内寺	福原字内寺	30	100	15	I	自然	
18	内寺	福原字内寺	35	120	20	I	自然	
19	南	福原字南	40	100	15	I	自然	
20	中尾	赤井字中尾	30	40	20	I	自然	
21	五楽	赤井字五楽	30	200	50	I	自然	
22	上砥川	砥川字中原	35	150	10	I	自然	H11. 3. 31
23	湯の上	赤井字湯の上	30	220	40	I	自然	
24	安永	安永字宮の本	65	180	5	I	人工	
25	小谷	小谷	40	80	45	II	自然	
26	黒石崎	平田字黒石崎	45	230	10	II	自然	
27	下寺中	寺迫字下寺中	35	120	15	II	自然	
28	馬出	寺中字馬出	30	160	15	II	自然	

番号	箇所名	所在地	地形			斜面区分		急傾斜崩壊危険区域の指定
			傾斜度	延長	高さ	区分	斜面	
29	馬出	寺中字馬出	30	40	20	Ⅱ	自然	
30	前田	田原字前田	30	90	20	Ⅱ	自然	
31	陳内	小谷字陳内	30	50	15	Ⅱ	自然	
32	荒瀬	杉堂字荒瀬	35	80	30	Ⅱ	自然	
33	堂園	上陳字堂園	25	120	15	Ⅱ	自然	
34	麓	上陳字麓	30	120	30	Ⅱ	自然	
35	麓	上陳字麓	35	30	15	Ⅱ	自然	
36	麓	上陳字麓	30	80	25	Ⅱ	自然	
37	三竹	下陳字三竹	35	160	30	Ⅱ	自然	
38	平田下	平田字平田下	35	80	20	Ⅱ	自然	
39	柳水	福原字柳水	35	40	20	Ⅱ	自然	
40	柳水	福原字柳水	35	30	25	Ⅱ	自然	
41	柳水	福原字柳水	25	70	20	Ⅱ	自然	
42	川内田	福原字川内田	30	30	25	Ⅱ	自然	
43	川内田	福原字川内田	30	40	40	Ⅱ	自然	
44	雪野	福原字雪野	40	40	35	Ⅱ	自然	
45	西川内田	福原字西川内田	30	40	15	Ⅱ	自然	
46	西川内田	福原字西川内田	45	40	40	Ⅱ	自然	
47	西川内田	福原字西川内田	35	40	20	Ⅱ	自然	
48	内寺	福原字内寺	45	20	20	Ⅱ	自然	
49	内寺	福原字内寺	40	90	8	Ⅱ	自然	
50	内寺	福原字内寺	30	90	20	Ⅱ	自然	
51	内寺	福原字内寺	50	40	70	Ⅱ	自然	
52	谷川	福原字谷川	35	50	30	Ⅱ	自然	
53	北鳥山	福原字南	40	200	20	Ⅱ	自然	
54	中砥川	砥川字中砥川	30	40	15	Ⅱ	自然	
55	下鶴	砥川字下鶴	30	40	35	Ⅱ	自然	
56	飯田	小池字飯田	35	20	25	Ⅱ	自然	
57	湯の上	赤井字湯の上	30	70	40	Ⅱ	自然	
58	谷川	福原字谷川	40	60	10	Ⅱ	自然	
59	北向	福原字北向	30	150	40	Ⅱ	自然	S50. 1. 30

番号	箇所名	所在地	地形			斜面区分		急傾斜崩壊危険区域の指定
			傾斜度	延長	高さ	区分	斜面	
60	荒瀬	杉堂字荒瀬	35	60	40	Ⅲ	自然	
61	荒瀬	杉堂字荒瀬	35	420	50	Ⅲ	自然	
62	荒瀬	杉堂字荒瀬	50	320	40	Ⅲ	自然	
63	麓	上陳字麓	45	90	60	Ⅲ	自然	
64	献久保	田原字献久保	30	180	16	Ⅲ	自然	
65	柿迫	下陳字柿迫	35	100	24	Ⅲ	自然	
66	柿迫	下陳字柿迫	45	180	20	Ⅲ	自然	
67	柿迫	下陳字柿迫	45	160	20	Ⅲ	自然	
68	袴野	福原字袴野	45	120	10	Ⅲ	自然	
69	袴野	福原字袴野	45	140	10	Ⅲ	自然	
70	袴野	福原字袴野	40	100	22	Ⅲ	自然	
71	袴野	福原字袴野	25	180	40	Ⅲ	自然	
72	西川内田	福原字西川内田	45	260	20	Ⅲ	自然	
73	川内田	福原字川内田	50	460	46	Ⅲ	自然	
74	内寺	福原字内寺	35	710	40	Ⅲ	自然	
75	内寺	福原字内寺	25	340	20	Ⅲ	自然	
76	内寺	福原字内寺	55	100	20	Ⅲ	自然	
77	南	福原字南	15	200	30	Ⅲ	自然	
78	上砥川	砥川字上砥川	45	60	10	Ⅲ	自然	
79	上砥川	砥川字上砥川	45	50	10	Ⅲ	自然	
80	下鶴	砥川字下鶴	45	160	10	Ⅲ	自然	
81	飯田	小池字飯田	25	100	20	Ⅲ	自然	
82	飯田	小池字飯田	35	100	40	Ⅲ	自然	
83	寺迫 1	寺迫字城ノ本 寺迫字竹ノ下	30~60				人工	H29. 12. 5
84	寺迫 2	寺迫字灰塚ノ前	60				人工	H29. 12. 5

## 参考資料3 地すべり危険箇所

出典：熊本県「地すべり危険箇所一覧表」

番号	区域名	所在地	面積 (ha)	指定
1	袴野	益城町大字福原	54.1	○
2	内寺	益城町大字福原	16.3	
3	川内田	益城町大字福原 公示日 R2.12.2 指定範囲追加	11.18	○

## 参考資料4 道路危険箇所

番号	路線名	位置	状況
1	県道 熊本高森線	大字寺迫字上田平 200m	がけ崩れにより土砂が流出し道路を遮断するおそれがある。
2	〃	杉堂地内 500m	山間部の屈曲河川に沿った山腹沿いの片切工のため、山側からの崩落石や路肩崩壊により道路を遮断するおそれがある。
3	県道 益城矢部線	福原字鳥山から御船町境まで 1,000m	山間部を迂回しながら通過する片切及び堀切工のため洪水期には山水で至るところ崖くずれをおこし、道路を遮断するおそれがある。
4	町道 福原袴野線	内寺から袴野まで 5,500m	落石、崩土または、路肩崩壊により道路を遮断するおそれがある。
5	町道 南木崎線	木崎から中尾まで 550m	落石、崩土または、路肩崩壊により道路を遮断するおそれがある。
6	町道 平田川内田線	平田字下津留から福原字龍貝 (柳水三差路) まで	落石、崩土により道路を遮断するおそれがある。
7	町道 下砥川立神線	砥川字立神三叉路から射撃場方向に 100m	落石、崩土により道路を遮断するおそれがある。

参考資料5 土石流危険渓流

出典：熊本県「土石流危険渓流一覧表」

河川名			溪流所在地	溪流概況		
水系名	河川名	溪流名		溪流長(km)	流域面積(k㎡)	河幅(m)
緑川	金山川	金山川	下陳	0.43	0.44	0.5
〃	木山川	杉谷川	平田上	0.28	0.07	0.5
〃	木山川	津留川	平田中	0.24	0.10	1.5
〃	木山川	下津留川	平田下	0.15	0.06	1.5
〃	木山川	境川	平田下	0.21	0.07	1.0
〃	畑中川	柿迫谷	柿迫	4.39	1.42	2.5
〃	赤井川	川内田谷	川内田	0.13	0.03	1.5
〃	赤井川	袴野川	袴野	0.32	0.07	2.5
〃	赤井川	横迫川	内寺	2.18	0.89	1.0
〃	木山川	平川	赤井	0.29	0.19	0.5
〃	岩戸川	五楽谷	五楽	1.00	0.23	1.2
〃	岩戸川	岩戸川	砥川	0.52	0.11	1.0
〃	木山川	後迫川	田原	0.10	0.03	0.5
〃	木山川	田原谷	田原	0.11	0.03	0.5
〃	木山川	古田川	上陳・下陳	0.29	0.08	1.5
〃	赤井川	無名川	川内田	0.20	0.05	2.5
〃	赤井川	内寺川	内寺	5.57	0.13	1.0
〃	下砥川	飯田第3谷	飯田	0.09	0.02	1.5
〃	天水川	飯田第1谷	飯田	0.79	0.48	2.5
〃	天水川	飯田第2谷	飯田	0.36	0.09	2.5
〃	赤井川	福原谷	福原	0.17	0.18	0.0

## 第8節 火災予防計画

火災を未然に防止するため、住民に対し自主予防の徹底を期することはもとより、消防力の強化を推進するなど、火災の予防徹底を図るものとする。

### 1 火災予防思想の普及徹底

#### (1) 火災予防運動の計画

国民生活の向上に伴い、建築物の多様化等によって火災が複雑化している。火災を未然に防止し被害の拡大を防ぐためには、火災予防対策を強力に推進する必要がある。

特に全国一斉に行われる春秋2回の火災予防運動には、町としても防災行政無線、広報紙、文書等をもって火災予防の普及及び周知徹底を図るとともに益城西原消防署、消防団による町内巡回、防火診断に努め、火災予防の確立に万全を期するほか、次の計画による行事を実施する。

期間		行事内容
予秋 防の 運火 動災	11月9日 ～ 11月15日	1 火災予防運動パレード 2 訓練 3 防災行政無線、広報紙、文書等による広報 4 町内巡回広報 5 防火診断
予春 防の 運火 動災	3月1日 ～ 3月7日	1 防災行政無線、広報紙、文書等による広報 2 町内巡回広報 3 防火診断

#### (2) 防災関連設備等の普及

町は、住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努めるものとする。

### 2 消防力の充実強化

(1) 近代的な建築に対処するため、機動力、消火能力の高い機械器具、防火水槽、消火栓の施設等の整備を推進する。

(2) 益城西原消防署や消防団においては、より実践的な消火、救助・救急等の訓練実施の徹底により、人的消防力の充実を図る。

なお、町や県、国、事業者、地域住民等が相互に連携した訓練を実施するものとする。

#### (3) 本町消防力の現状

(令和8年4月1日現在)

消防団			現有ポンプ台数
分団数	班数	団員数	小型ポンプ付積載車
5	32	定数550 現団員数447	32

(令和8年4月1日現在)

地区名	分団名等	班数	団員数	小型ポンプ付積載車	備考
—	団本部	—	3	—	
飯野	第一分団	7	127	7	
広安	第二分団	7	98	7	
木山	第三分団	4	30	4	
福田	第四分団	4	54	4	
津森	第五分団	9	111	9	
全地区	役場機動班	1	24	1	
合計		32	447	32	

(4) 益城西原消防署消防車両

(令和8年4月1日現在)

	車両種別	登録番号	年式	車種	型式	排気量 (cc)	重量 (kg)	備考
総務	予防車	熊本 400 と 5965	H28	トヨタ	CBF- TRH200V	1,990	3,065	
	庁用車	熊本 301 め 3897	R6	トヨタ	6AA- ZWE215	1,790	1,685	
警防部門	司令車	熊本 800 せ 93	H28	日産	DBA- NT32	1,990	1,825	
	高規格救急車	熊本 800 せ 3505	R2	トヨタ	CBF- TRH226S	2,690	3,195	緊急防災減災事業債活用
	高規格救急車	熊本 800 せ 8525	R8	トヨタ	3BF- TRH226S	2,690	3,195	阿蘇くまもと空港環境整備助成事業、施設整備事業債活用
	水槽付ポンプ車	熊本 800 は 2471	R3	日野	2KG- GD2ABA	5,120	10,080	空港振興・環境整備支援機構助成、緊急防災減災事業債活用
	ポンプ車	熊本 831 ち 119	H25	日野	TKG- XZU685M	4,000	6,355	
	救助工作車	熊本 800 は 2334	R2	日野	2KG- GX2ABA	5,120	11,625	
	燃料補給車	熊本 800 せ 1357	H29	三菱	TPG- FDA20	2,990	4,055	

## (5) 消防水利状況

## ア 消火栓（令和8年4月1日現在）

消火栓は各配水管の上水道に設けられたもので、次のとおりである。

- (ア) 設置数 693 基  
 (イ) 管径内訳 150 mm以上：173 基  
 150 mm未満（φ40、φ50のもの4基も含む）：520 基

## イ 防火水槽（令和8年4月1日現在）

種別	容量 40 t 以上	20 t 以上～40 t 未満		20 t 未満	計
		補水付	補水無		
公設	140	53	59	36	287
私設	49	7	3		59
計	189	60	62	36	346

## (6) 消防用機械・資機材の整備促進

町は、大規模地震など多様な災害にも対応する消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

## 3 災害に強いまちづくり

## (1) 災害に強いまちの形成

ア 町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

イ 町、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

## (2) 火災に対する建築物の安全化

## ア 消防用設備等の整備、維持管理

(ア) 町、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

(イ) 町、事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。また、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作

盤の防災センターにおける設置の促進を図るものとする。

イ 建築物の防火管理体制

町、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

ウ 建築物の安全対策の推進

(ア) 町は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。

(イ) 町、事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

(ウ) 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努めるものとする。

(3) 林野火災に強い地域づくり

ア 町は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

イ 町は、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等を実施するものとする。

ウ 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。

## 4 林野火災に係る防災活動の促進

(1) 防災知識の普及

ア 町、益城西原消防署及び消防団は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。

イ 町は、本町の自然条件等についての住民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。

ウ 町は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。

エ 林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、町は、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。

(2) 住民の防災活動の環境整備

林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、町

は、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。

## 5 林野火災に対する警戒の強化

- (1) 町は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。
- (2) 町は、許可した火入れの情報等を益城西原消防署に共有するものとする。
- (3) 町は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

## 6 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、町及び益城西原消防署は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。

### (1) 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

町は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することとする。

### (2) 消火活動関係

ア 消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。

イ 町は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、関連する資機材の整備を促進するものとする。

ウ 町は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、資機材等の整備を推進するものとする。

エ 町は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。

オ 町は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

カ 町は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

### (3) 応急復旧及び二次災害の防止活動関係

町は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録等の施策を推進するものとする。

## 第9節 危険物等災害予防計画

危険物施設等は、取り扱う物質の性質上、大規模地震発生時において、火災が発生した場合には、燃焼の速さ等から周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大な被害が生じるおそれがある。

地震に伴う危険物等による人命、建築物等の災害を予防するため、施設の整備その他の対策を講じる必要がある。

### 1 危険物に係る予防対策

町及び消防機関は、消防法及び関係法令に基づき、次のとおり危険物施設の所有者、管理者等への指導を行うものとする。消防機関にあつては、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における防災対策を指導するものとする。

また、危険物施設の所有者、管理者は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

- (1) 施設の耐震化の推進
- (2) 地震等自然災害に関する防災教育、防災訓練の実施
- (3) 自主防災体制の確立
- (4) 防災資機材の整備

※ 参考（危険物貯蔵所等事業所数 本署管内 34事業所、西原出張所管内19事業所）  
益城西原消防署管内の危険物貯蔵所等の数量別現況表

署別	施設 区別	合計	製 造 所	貯蔵所							取扱所								
				小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	給油取扱所					販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所	
												営 業 用 給 油 取 扱 所	自 家 用 給 油 取 扱 所	鉄 道 給 油 取 扱 所	船 舶 給 油 取 扱 所	航 空 機 給 油 取 扱 所			
益 城 西 原 署	本署	100		63	12	6	1	17		25	2	37	6	13			2		16
	西原	33	1	18	8	1		9				14	3	5					6
	計	133	1	81	20	7	1	26	0	25	2	51	9	18	0	0	2	0	22

## 第10節 建築物等災害予防計画

地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するために、建築物の耐震改修の促進のための措置を講じるなど、建築物の地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

町は、熊本県公共施設整備ガイドライン及び町で整備した基準等に基づき、町有施設の耐震化や天井材等の非構造部材の脱落防止対策に取り組むものとする。

特に、町の防災拠点施設や避難施設（学校含む）については、地震発生後の円滑な救出・救助活動等に資するため、数値目標を設定するなどして当施設の計画的、着実な耐震化に取り組むものとする。

### 1 耐震化に向けた環境整備

町では、「熊本県建築物耐震改修促進計画（平成29年3月策定）」に基づき、国の地域防災対策や法令による耐震化の促進のための的確な施策の実施を行うとともに、住宅・建築物の所有者及び管理者が、耐震診断や耐震改修に取り組みやすい環境整備の構築に向けて、以下の施策に取り組むものとする。

また、町は、被災者等の救助活動に資するため、避難施設（学校含む）、医療施設、社会福祉施設等の所有者等に対し、耐震化の促進に向けた指導・助言等を強化するものとする。

※ 公共建築物等の耐震化については、本章第11節公共施設等災害予防計画による。

- (1) 町が所有する公共建築物の耐震化
- (2) 個人住宅やマンション等の耐震化による人的被害及び経済的被害の軽減
- (3) 耐震に関する情報の効果的な発信と知識の普及・啓発、技術者の育成支援
- (4) 耐震診断及び耐震改修の指導・助言等
- (5) 町が作成する耐震改修促進計画への支援及び情報の提供
- (6) 相談窓口の開設

### 2 一般建築物等の災害予防に関する啓発等

- (1) 防災知識の普及

町は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等の普及活動を行う。

- (2) 落下物による危険防止

町は、建築物の屋根ふき材、外装材、つり天井、窓ガラス、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

- (3) ブロック塀等の倒壊防止

町は、ブロック塀、広告板その他の工作物または自動販売機等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

- (4) 家具等の転倒防止対策

町は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒または棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報紙やパンフレットなどにより、住民に対して家具等の転倒防止の普及啓発を行う。

### 3 宅地の災害予防対策

町は、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

## 第11節 公共施設等災害予防計画

生活に密着した公共施設等が被災した場合、住民の生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐災化及び機能強化等を図るものとする。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、町、県、関係機関における共有を図るものとする。

さらに、これらの施設が災害時において災害対応の拠点等となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。

その他、町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

### 1 道路・橋梁

道路及び橋梁は、災害時に、避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施するうえで重要な機能を有している。そのため、道路管理者は、日頃から危険箇所の点検調査とこれに基づく補強工事等を行い、耐震化に努めるものとする。

また、防災拠点間の道路網となる緊急輸送道路の整備等に併せ、道路施設等の補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

#### (1) 道路

法面の崩壊・落石、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、落石対策や砂防関係事業などの補強対策を実施するとともに、幹線道路の整備を促進して、道路網の多重化（リダンダンシー）を図るものとする。

特に、緊急輸送道路等については、災害に強い舗装の整備や道路に存する電線類について可能な限り地中化に努めるとともに、必要な耐震対策や適正な維持管理・更新を行う。

道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。

#### (2) 橋梁

災害時における避難、救援、救護、復旧活動に支障のないよう、緊急輸送道路等にある老朽橋、耐久性・耐震性の不足している橋梁及び交通のあい路となっている橋梁について、道路橋示方書（耐震基準）に基づき、架替・耐震補強等の整備・促進を図るものとする。

地下水位の高さや土質等の関連から、地震時に液状化のおそれがあると判定される軟弱地盤上に建設された橋梁については、その下部工や基礎工の補強を図る。

#### (3) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備計画

道路交通の確保は、災害発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、応急対策活動を実施する上で重要であり、発災直後から生じる緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために

は、道路の耐震性及び道路沿い建築物の耐震化を確保することが必要である。このため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、併せて地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五カ年計画を策定し、計画的な道路の整備を図るものとする。

また、緊急輸送道路ネットワーク計画については、社会情勢その他の変化に応じ、適宜見直しを行うものとする。

## 2 河川、砂防、空港

### (1) 河川

河川管理者は、二次災害の可能性の有無により、堤防及び構造物の耐震化を次のとおり行うものとする。

#### ア 堤防

二次災害が想定される区間については、河川改修においても、耐震対策の必要性を検討して施設を設置するものとする。また、被災が想定される区間については、想定される被害の程度、改修の状況等を総合的に判断し、順次対策を実施することとする。

#### イ その他の施設

今後補強あるいは改築・新設を行う際、新耐震基準に基づき施設設計を行い、被災しない構造にするものとする。

### (2) 砂防

砂防えん堤においては、「河川砂防技術基準」に基づき、えん堤規模が大きいものについて、耐震対策を実施する。

### (3) 空港

空港においては、災害発生時の救急・救命活動等の拠点機能及び緊急物資・人員等の輸送の受け入れなど、災害復旧支援機能を果たしていくための整備を図るものとする。

## 3 上水道

上水道は、健康で快適な生活を支えるために必要不可欠なライフラインであり、生命、健康を守ることはもとより日常生活や産業活動の発展、地域経済活動の維持に欠くことのできない社会基盤として重要な役割を担っている。このため、災害による水道施設の損壊、断水等が発生した場合、住民生活等に重大な影響を及ぼすことになることから、町（水道事業者及び水道用水供給事業者）は発災に備え、水道施設の耐震化・老朽化対策等の必要な措置を講じるものとする。

## 4 下水道

下水道は、し尿・家庭雑排水を処理浄化することにより生活環境を改善し、また河川等の公共水域の水質保全を図るとともに、雨水の排除による浸水の防除や資源の有効利用をするなどその役割は多方面にわたっている。大規模地震時にその機能が麻痺した場合、住民生活に与える影響は極めて大きいため、下水道管理者は発災に備えて、終末処理場や内水排除施設等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用発電装置の準備やその他所要の被災防止措置など、災害に対して必要な対策を講じるものとする。

なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべ

き箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

#### (1) 対象施設

##### ア 管渠

軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化のおそれのある地盤等において、管渠の重要度や地盤条件等を勘察したうえで、適切な管種や可とう継手等の材料を選択し、耐災性の向上を図るものとする。また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路施設の浮き上がり防止対策等の措置を講じるものとする。

##### イ 処理場、ポンプ場

既存施設については、平成28年熊本地震相当の大規模地震に対する安全性の照査・診断を行い、地震の影響を抑止し、または軽減する対策を講じるものとする。また、豪雨時において、浸水により施設が機能停止に陥ることのないよう防水壁の設置や防水扉の設置等、耐水対策を進める。

#### (2) システムとしての対策

全ての施設について短期間に必要な耐震性を確保することは困難なため、計画面での配慮が必要となる。施設が損傷した場合にも最低限の処理が行えるよう応急対策を加味した施設計画とするものとする。

施設が損傷した場合に機能を代替できるよう、下水道管理用の通信網の整備について検討することとする。

#### (3) 既存施設の耐震診断と補強

既存施設については、優先度を考慮して耐震診断を行い、適切な補強を行うものとする。

#### (4) 災害時における体制整備

災害時における下水道機能の維持及び被災施設の速やかな被害状況の把握及び機能の復旧のため、下水道業務継続計画（下水道BCP）に基づき、災害時に必要な人員や資機材の支援を受けるための体制の整備を図るものとする。

## 5 公営企業関係施設

公営企業関係施設の防災については、関係法令等に基づき、施設の維持管理、改良を行うとともに、計画的に巡視点検を実施するものとする。

## 6 社会福祉施設

町は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。また、耐災害性の向上を推進するため、非常用自家発電の整備や老朽化した設備の更新を支援するものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用等により、施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練等を実施すること。
- (5) 施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。

(6) 施設における事業継続計画（BCP）の策定を推進すること。

## 7 医療施設

町は、医療施設の安全性を確保するため、管理者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。
- (2) 施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び患者に対し、避難訓練等を実施すること。
- (5) 施設の職員及び患者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (6) 施設における事業継続計画（BCP）の策定を推進すること。

## 8 交通安全施設の防災機能の強化

緊急交通路として確保すべき道路を重点に、交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、耐震対策及び復旧対策等防災機能の強化を図るよう県に対し要請する。

## 9 学校施設

町は、災害発生時における児童生徒及び教職員の安全を図るため、町立の小・中学校について、次に掲げる対策を講じるものとする。

### (1) 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し、耐震診断基準に達していない場合は、耐震改修または改築を実施するものとする。

また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検のうえ落下防止等の対策を講じるものとする。

### (2) 学校施設の浸水対策

大規模な浸水被害を防止するため、町立学校施設については、受電設備、非常用電源等重要設備の高所設置、又は止水版の設置、嵩上げ等により、浸水被害の軽減及び早期の教育活動再開が図られるよう整備を推進する。

### (3) 設備、備品等の安全管理

コンピューターをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認するものとする。

## 10 ライフライン機能確保

町は、災害の予防や大規模災害発生時のライフラインの迅速な復旧のため、ライフライン関係機関との間で平時から情報交換を行うなど、相互に協力できる連携体制を構築するものとする。

また、町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作

業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

## 11 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物または施設について、災害に備えて安全確保上実施すべき措置をあらかじめ定めておくものとする。なお、災害のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

## 12 災害応急対策の担い手の育成

町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

## 第12節 給水確保計画

### 1 水道施設の耐震化

- (1) 水道事業者は、具体的な目標を定めて、水道施設の耐震性の計画的な強化に努めるものとする。
- (2) 水道事業者は、緊急時に応急給水用の水の確保ができるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に推進するよう努めるものとする。
- (3) 水道事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずるものとする。

### 2 災害時応急体制の整備

- (1) 水道事業者は、県と連携して災害時における給水確保のための応急体制整備に関し広域的な情報収集、連絡体制の整備並びに水道事業者等への指導、助言その他の支援を行うものとする。
- (2) 水道事業者は、応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するものとする。
- (3) 水道事業者は、町防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備するものとする。
- (4) 水道事業者は、応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備するものとする。
- (5) 水道事業者は、消防水利の多様化促進、緊急輸送手段の確保等について平常時から関係機関との協議、調整を行うものとする。
- (6) 町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

### 3 災害復旧訓練

水道事業者は、大規模地震発生を前提とした初動体制から災害対策本部機能確立までの総合的な訓練や水道施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。

### 4 重要施設に関する情報共有

水道事業者は、町と連携し、災害拠点病院、警察署、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等についての情報共有を行い、円滑な応急給水体制を構築するものとする。

### 5 住民による飲料水の確保

水道事業者は、町防災担当部局と協力し、2～3日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努めるものとする。

### 6 飲料水以外の生活用水の確保

町は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者とあらかじめ貯水するよう協議しておく。

## 第13節 通信計画

この計画は、地震・災害等に関する情報の収集及び伝達、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速確実に実施するため、現有通信施設を活用するとともに、その機能の確保と整備を図り通信体制の強化を期するため定めるものである。

### 1 使用通信施設

- (1) 益城町防災行政無線
- (2) 熊本県防災行政無線
- (3) 熊本県防災情報ネットワークシステム
- (4) 加入電話
- (5) 消防無線（熊本市消防局益城西原消防署）
- (6) 警察無線

### 2 通信設備

- (1) 町及び関係機関は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。
  - ア 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。
  - イ 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。
  - ウ 画像等の大容量データの通信を可能とするため、ネットワークのデジタル化を推進すること。
  - エ 非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図ること。
  - オ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。
  - カ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、国〔総務省〕と事前の調整を実施すること。
  - キ 通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施するよう努めること。
  - ク 携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業

務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。

ケ 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。

コ 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

サ 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。

シ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。

(2) 電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、県及び市町村の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

### 3 無線及び有線通信の使用

災害対策本部が運用する無線及び有線通信の通信計画は、本節の定めるところによる。ただし、前記1の使用通信施設のうち、(2)・(3)・(5)・(6)の防災関係各機関が設置する無線局の運用統制については、各機関の防災計画等の定めるところによるものとする。

#### (1) 益城町防災行政無線

益城町防災行政無線は、役場を親局とし、町内各地に設置された屋外拡声子局及び各災害対策関係者等に設置した戸別受信機から、住民に対する防災情報の伝達を行うものとする。

益城町防災行政無線各局の構成は巻末資料8のとおりである。

#### (2) 加入電話の利用

災害対策本部及び各対策班への連絡及び報告は、益城町防災行政無線のほか、それぞれの災害対策関係機関等の加入電話により通信連絡を行うものとする。

「熊本県防災情報ネットワークシステム」は、県情報ギガハイウェイを利用して、防災情報ネットワークを県庁、広域本部・地域振興局、市町村、消防本部及び防災関係機関等との間にネットワーク回線を設置し、防災行政無線施設と相互に補完することにより、災害時の情報通信体制の確保を図っている。

#### (3) 移動通信系の活用

町は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備に努める。

### 4 通信機能の確保

有線通信の機能を喪失した場合は、直ちにNTT西日本株式会社熊本支店の協力を得て修復を

図るものとする。

また、無線機については、常に良好な状態が確保されるよう留意し、その機能の維持に努めるものとする。

## 第14節 電力施設災害予防計画

各地に発電所が設置されているため、送電線、変電所も散在し、また配電線も溪谷、山野をぬって布設されている。しかし、地形的、気象的特殊条件から電力施設は災害を受けやすい状態にある。本町においても九州電力送配電株式会社熊本支社配電部熊本東配電事業所と緊密な連絡をとり、対策に万全を期するものとする。

## 第15節 都市ガス施設災害予防計画

### 1 ガス施設耐震計画

本町においては、都市ガスを使用している地区が一部存在しているが、ほとんどの家庭ではプロパンガスを使用しており、平成28年の熊本地震発生の際には自動的に供給が停止した。安全センサーを解除することですぐに復旧できた家屋もあるが、損傷が激しかった家屋についてはガス漏れの危険性等から、復旧が遅れた事例もある。万一ガスが流出した場合には、二次災害の防止及び被害の拡大防止が要求されるので、以下のような対策を講じるものとする。

#### (1) ガス製造、供給施設の耐震性の確保

ガス製造、供給施設は、そのほとんどが耐震設計されているが、過去の災害例を参考として、さらに各施設の耐震化を図る。停電時でも機能が損なわれないよう保安電力の確保を図ることとする。

#### (2) ガス管路の対策

ガス管路のうち中圧管などの主要管路については耐震性が考慮されているが、既設管の一部の低圧管（白ガス管等）については耐震性の低いガス管が使用されており、これらについては工事等の機会をとらえて、ネジ接合鋼管を耐震性の高いポリエチレン管等へ順次敷設替えを行うものとする。

#### (3) 供給系統の対策

ガス導管網をブロック化し、二次災害防止のためのガス供給停止をブロック単位で行うことにより、供給停止が全体に拡大しないよう対策を講じるものとする。

#### (4) 需要家ガス設備の対策

ガス配管は、建設設備の1つとして建物と同等以上の耐震性が要求される。一般にガス配管は、建物の躯体等に支持材を使用して固定することから、耐震性を向上するには、ガス配管の支持固定が重要な要素となる。

また、一般家庭の場合、震度5相当（200ガル）以上を感知するとガスを遮断する機能をもったマイコンメーターを設置している。

#### (6) 緊急用資機材、人員の確保

災害時に備え緊急用資機材を確保しておくとともに、これらの資機材が不足する場合を考慮して、平時から外部団体及び民間機関等に対し、あらかじめ非常時の資機材の補給に関する依頼をしておくものとする。

また、復旧要員についても、社員及び関連会社社員に周知徹底をするとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況連絡票や需要家リスト等所要の設備・資料を設置するものとする。

### 2 機能の確保

#### (1) ガス施設の災害予防措置

災害発生時のガス施設の被害を最小限にするため、関係法令、諸規定等の定めに従い、次のとおり平常時からガス施設の点検及び整備に努めるものとする。

ア ガス製造所、ガスホルダー及びガス輸送導管等は、大規模地震に耐えるように設計するとともに、厳しい施工管理と密度の高い設備管理により十分な耐震性を維持する。

イ 低圧ガス導管網及び需要家のガス設備に対しても「ガス導管耐震設計指針」（日本ガス協会）等の技術指針に基づいて敷設する。

ウ S I 値や最大加速度値を計測するため、地震計の設置を行う。

(2) 非常体制の整備

大規模地震が発生したときに、非常体制が有効に機能するように動員基準、組織、業務分担及び通報連絡体制を整備し、社員等関係者に周知徹底を図るものとする。

また、あらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員及び関連会社社員に周知徹底するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況連絡票及び需要家リスト等所要の設備資料を設置するものとする。

(3) 防災教育及び防災訓練

ア 防災意識高揚を図り、災害の予防及び災害発生時の被害の拡大を防止するための防災に関する専門知識、関係法令、各種規定、基準及び要領について、社員等関係者に対する教育を実施するものとする。

イ 防災活動を迅速に推進するため、年1回以上の防災訓練を実施するとともに、地方公共団体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

(4) 防災用資機材の確保及び整備等

ア 災害発生時の被害を最小限とするため、緊急措置及び早期復旧に必要な資機材について、平時からその確保に努めるとともに、定期的にその保管状況を点検整備するものとする。

イ 災害発生時における迅速な緊急出動を可能とするため車両を常時稼働可能な状態に整備しておくものとする。

ウ 災害復旧用資機材及び需要家の生活支援のための代替熱源の確保のため、あらかじめ社外からの調達体制を整備しておくものとする。

(5) 関連会社との協力体制の整備

災害発生時に関連会社からの人員及び資機材の提供が迅速に行えるように、あらかじめ協力体制を整備しておくものとする。

(6) 広報活動

平時から需要家に対して、チラシ、テレビ、検針票等を利用して、ガスに関する安全知識の周知に努めるものとする。

また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、災害発生時の情報を速やかに連絡できる体制を確認しておくものとする。

## 第16節 避難収容計画

### 1 緊急避難場所及び避難所の選定

#### (1) 広域避難場所（都市計画公園、公園、緑地等）の整備計画

町は、大規模災害発生時に周辺地区からの避難者を収容し、特に市街地の大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避難場所（都市計画公園、公園、緑地等）の整備計画を検討するものとし、その計画に基づき、地域の特性に応じた避難所の整備に努めるものとする。

#### (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所等の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、平成28年熊本地震においては、多くの被災者が指定避難所以外の場所に避難せざるを得なかったことを鑑み、町は、指定の見直しを行うものとする。

指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、非構造部材を含めた施設の耐震化を順次進めるものとし、町は、施設管理者に対してこれを要請するものとする。

町は、指定緊急避難場所について、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定した指定避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。なお、指定緊急避難場所の指定にあたっては、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成29年3月）を参考とするものとする。

指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、地震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。なお、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送等が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

さらに、感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連

携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。また、福祉避難所の指定については、福祉施設等との協定に基づき指定するものとする。

また、町は、学校を避難所として指定する場合は、学校が教育の場であることに配慮するものとする。なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については、案内標識誘導の看板等を設置し、平時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

### (3) 避難所の環境整備等

町は、指定避難所となる施設について、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、併せて、避難所を円滑に運営するための備品等（非常用電源、ガス設備、防災行政無線、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。

また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

また、必要に応じ、井戸、給水タンク、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

加えて、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者等一般的な食事を摂取することが困難な者のニーズの把握及び適切な食料の確保等に努めるものとする。

さらに、発災後にトイレ・キッチン・ベッド（TKB）関係資機材を迅速かつ効果的に活用できるよう、企業や協定団体との協定締結を進めるなど、避難所の環境改善に努めるものとする。

### (4) 都市農地の避難場所等への活用

町は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結

や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

## 2 避難指示等の発令の判断基準の整理

町は、避難指示等（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を総称する）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。

そのため、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令するべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難情報に関するガイドライン」（令和8年3月）を参考にマニュアルを整備し、空振りをおそれず躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。特に、令和7年8月豪雨では避難所開設判断に市町村間でばらつきがみられ、また多くの市町村において線状降水帯発生予測情報への対応ルールが未策定といった課題が浮き彫りになったため、これらの課題を踏まえた体制整備に努めるものとする。

また、平時から災害発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行うものとする。

町は、避難指示または緊急安全確保を発令する際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

## 3 避難誘導の事前措置

### (1) 避難誘導等の警戒避難体制の整備

町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

### (2) 情報伝達手段の整備

町は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築を図る。

また、町は、過去の災害における住民の避難状況等を踏まえ、戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、その地域の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を進めるものとする。

さらに、スマートフォンやSNS等の多様な情報伝達ツールを積極的に活用し、平時から住民への情報提供・周知を強化することで、災害時における迅速かつ確実な情報伝達体制の構築を推進するものとする。

### (3) 指定緊急避難場所等の周知徹底

ア 町は、大規模地震発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

(ア) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路

(ウ) 避難指示等の伝達方法

(エ) 避難後の心構え

なお、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画のもと、上述の(ア)～(エ)の内容等を記載した、具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、防災マップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

さらに、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていることや避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること等についても周知徹底に努めるものとする。

イ 町は、街頭への浸水深や避難所などの標識設置によるリアルハザードマップの整備に取り組むものとする。

ウ 町は警察と連携し、平素の活動を通じて地域住民に災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

なお、その際、各種警報等が発令された場合を想定し、常に最も安全かつ効果的に誘導できる避難経路等を協議しておくものとする。

エ 住民等は、アの(ア)～(エ)の内容、家族との連絡方法等を平時から確認しておき、大規模地震が発生した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

#### (4) 広域避難及び被災者の輸送

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、上益城水防区水防災意識社会構築協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の輸送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

#### (5) 多数の者が出入りする施設における対策

病院、工場、事業所等多数の者が出入りする施設の設置者または管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、消防機関、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

#### (6) 児童生徒等の対策

町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、町は、小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設、市町村間及び県との相互連絡・連携体制の構築に努めるものと

する。

#### (7) 指定避難所以外の施設における対策

指定の有無に関わらず、指定避難所以外の施設の管理者は、大規模災害時には、多くの住民が避難してくることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者への対応方針等についてあらかじめ備え、訓練することとする。また、町担当部局や近隣の指定避難所等を把握しておくものとする。

### 4 速やかな避難所開設のための体制構築

町は、複数開錠者の事前指定や施設開錠者等との緊急連絡網を作成するなど、避難指示等発令後速やかに避難所開設を行うための体制構築を図るものとする。

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、避難所開設チェックリストや避難者開設報告書等の事前準備も進めておくものとする。

### 5 避難所運営マニュアルの作成等

町は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーやこどもの居場所の確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

さらに、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるとし、避難生活支援に関する支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携のうえ、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

町は、あらかじめ、避難所の運営管理に必要な知識等を住民へ普及させる。

### 6 避難所における男女共同参画の推進

町は、男女共同参画の視点から、地域防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

### 7 避難所におけるボランティア等の受入れ

町は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平時から、避難所における

ボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておくものとする。

## 8 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

## 9 避難の受入れ

町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難して来たホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

## 10 応急仮設住宅建設予定場所の選定

町は、医療機関、学校、商店及び交通機関などの周辺の状況や災害発生リスク等を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

また、町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

## 11 帰宅困難者対策

町は、公共交通機関や熊本空港（阿蘇くまもと空港）が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生するおそれがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの供給などの帰宅困難者対策を行う。

### (1) 住民への啓発

町は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓

発を図るものとする。

#### (2) 事業所等への啓発

町は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促すものとする。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すものとする。

#### (3) 避難所等の提供

町は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

#### (4) 情報提供体制の整備

町は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

#### (5) 安否確認の支援

町は、災害時の家族・親戚等の安否確認のための手段（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

#### (6) 徒歩帰宅者に対する支援

町は、コンビニエンスストア、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。

## 12 孤立化地域対策

町は、農村、山村等の孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動等が行えるよう、通信設備（衛星携帯電話等）の整備を行うとともに、農道、林道等を避難路として、あらかじめ選定しておくものとする。

## 13 被災した飼養動物の保護収容に関する対策

町は、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等の措置が、地域住民、獣医師会、保健所等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。

## 14 施設の災害予防対策の推進

町は、所管の施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度の周知等を行うものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用などにより、施設における安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。

- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練等を実施すること。

## 第17節 避難行動要支援者等支援計画

避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等要配慮者のうち、特に避難支援を要する者）等の避難支援対策は、本計画の定めるところによる。

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

### 1 避難行動要支援者支援体制の整備

#### (1) 避難行動要支援者の把握等

町は、災害が発生し、または災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、町地域防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命及び身体を災害から守るための措置（以下「避難支援等」という。）について定めるものとする。

#### (2) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、町地域防災計画の定めるところにより、各担当部局との連携の下、平時において、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

なお、町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制（紙媒体、複数の保管場所など）を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

#### (3) 避難支援等関係者への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、町地域防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、または町条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達を整備するものとする。

なお、町は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するために特に必要と認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができるものとする。

また、伝達網の整備にあたっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

さらに、情報伝達にあたっては、避難行動要支援者のそれぞれの特性を踏まえて伝達方法

を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。特に障がい者の情報取得・意思疎通については、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにする。そのため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにする。すなわち、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

##### ア 支援者の選定等

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者のほか、近隣住民の積極的な協力が必要であり、町は、自助、地域（近隣）の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

また、町は、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関（消防団、警察を含む。）、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者相談支援専門員、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

特に、避難行動要支援者を避難所に移送する場合に備え、あらかじめ患者搬送事業者（福祉タクシー等）等と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

##### イ 関係機関等の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、町は、避難支援者、自主防災組織、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害相談員、障がい者相談支援専門員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持つておくものとする。

また、町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー等）の連携により、高齢者や障がい者等の要支援者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

##### ウ 避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要であるので、町は、避難支援計画を作成し、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日ごろから地域づくりを進めておくことが重要である。このため、町や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者

を拡大するための取組を行っていくよう努めるものとする。

さらに、町は、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい表記等に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、避難支援者とともに避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるとともに、福祉避難所を活用した予防的避難などの普及啓発を図るものとする。

#### エ 安否確認の体制づくり

町は、災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、日ごろから社会福祉施設等の避難行動要支援者と関係する各施設、居宅介護支援事業者、関係団体（障がい者団体、患者団体、老人クラブ等）等と連携を図るなど、安否確認の体制を整備するものとする。

#### (5) 福祉避難所を含めた避難所の確保

町及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また、町は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設や宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮を行うとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

併せて、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係機関等との連携に努めるものとする。

なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、町は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練を実施する。

さらに、町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとし、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

## 2 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策

### (1) 避難支援計画の策定

町は、前述の体制整備を踏まえて、避難行動要支援者支援を円滑・的確に実施するため、避難行動要支援者支援に係る全体的な考え方を整理し、町地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、町地域防災計画の下位計画として全体計画を定めるものとする。

また、町は、町地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者に関する情報（氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号その他の緊急連絡先、障がいの状況等避難支援等を必要とする事由等）を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとと

もに、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、避難支援等実施者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別支援計画を作成するよう努めるものとする。この場合、地域特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者が居住する地域の災害想定危険度等を考慮のうえ、短期的には優先度の高い者から作成するなど、段階的に作成完了を図ることとし、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

なお、個別避難計画は、町の避難行動要支援者全体に係る全体計画と避難行動要支援者一人ひとりに対する個別計画で構成されるものであり、作成にあたっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月内閣府作成）」を参考とするものとする。

## （2）避難行動要支援者情報の取扱い

町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、消防団、県、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、益城町避難行動要支援者名簿に関する条例（令和3年9月15日条例第22号）に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

保有個人情報に関しては、災害対策基本法に基づき、町内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時においては、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。

なお、登録情報の共有の方法として、上記関係団体等で構成する避難行動要支援者避難対策会議（仮称）等の設置が考えられる。

さらに、町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

## （3）地区防災計画との整合

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体

的な運用が図られるよう努めるものとする。

## 第18節 医療保健計画

大規模・広域的な災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、これらの傷病者に適切な医療を提供する必要がある。また、病院や要配慮者利用施設等の人命にかかわる重要施設においては、災害による大規模な停電や断水等のライフラインの途絶やマンパワー不足により、十分な医療等が提供できなくなるおそれがある。このため、平時から町は、以下に掲げるところにより災害時の医療保健体制の充実を図る。

### 1 医療施設等における非常用電源等の確保

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

### 2 医療救護体制の整備

- (1) 町は、町地域防災計画にのっとり医療救護体制を整備する。
- (2) 町は、状況に応じて医療救護班を編成する。
- (3) 町は、災害に備え、状況に応じて訓練を実施する。
- (4) 町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。
- (5) 町は、小学校単位等を配慮し、行政区域ごとの救護体制の整備を図る。
- (6) 全ての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受け入れ方法、医療チーム等の派遣方法等を記したマニュアルの作成に努める。

### 3 災害時における医療ボランティアとの連携

町は、災害時において医療ボランティアの確保、受け入れに係る調整を行い、適切な医療スタッフの配置を図るため、平時から医療ボランティアの把握に努め、受け入れ体制の確立に努めるものとする。

### 4 災害時における医薬品、医療機器、歯科用品等（以下「医薬品等」という。）の安定供給の確保対策

- (1) 町は、災害時における医薬品等の供給、医療機器の修理・交換等に関する情報収集及び伝達のため、各種団体と緊急連絡網を整備するものとする。
- (2) 町は、初動医療のための医薬品等を備蓄するよう努めるものとする。  
なお、備蓄医薬品等については、適宜、品目・数量等の点検及び見直しを実施するものとする。
- (3) 町は、災害時の医療品等の確保のための中長期的対策として、医薬品等供給団体及び医療機関等の協力を得て、医薬品等の安定確保に努めるものとする。
- (4) 他自治体等からの医薬品等応援物資の受け入れの際には、専門知識を有する者が不可欠であるため、県薬剤師会等との連携を密にし、マンパワーの確保を図るものとする。
- (5) 町は、医薬品等の供給確保を図るうえで必要な事項について、医薬品等供給関係団体との

間で協定を締結し、適宜、協定内容の充実・強化に努めるものとする。

- (6) 断水に伴い、町が自ら応急的な医療水の供給が困難な場合、御船保健所に応援要請し、医療機関への給水体制の確保に努めるものとする。

## 5 防疫体制の整備

- (1) 講習会、研修会等の実施

町は、防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

- (2) 防疫班等の整備

ア 町は、あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。

イ 町は、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周到な防疫計画を立てておくものとする。

## 6 個別疾患等に対する医療の確保

- (1) 難病、人工透析

ア 町は、あらかじめ人工呼吸器装着患者、酸素療法患者等特別な配慮を要する難病患者、透析患者等の受療状況及び治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努めるものとする。

イ 町は、あらかじめ関係団体との連携のうえ、医療機関における医薬品等の確保状況の把握に努めるものとする。

- (2) 妊婦、新生児

町は、あらかじめ高度医療を必要とする妊婦、新生児について、災害時の医療機関における受入体制の確保に努めるものとする。

## 7 職員の安全確保

医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な医療救護活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図るものとする。

## 第19節 災害ボランティア計画

大規模または甚大な災害が発生した場合、被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、行政のみならずボランティアによる支援活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支えあいが不可欠であり、平時から地域住民や地域の関係団体等が、支えあう仕組みづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時において災害ボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に展開できるよう、町及び町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）の連携のもと、平時から、以下の取組を積極的に推進する。

### 1 地域福祉の推進

町は、災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握及び災害ボランティア活動の展開を迅速・円滑に進めるため、平時から、町社協、住民、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉法人及び企業等と連携して、日常的な困りごとの把握・対応や災害時の相互協力の在り方について合意形成に努めるなど、地域の支え合いによるまちづくりを進めるものとする。

また、町や町社協は、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備えた取組を進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平時からの連携に努めなければならない。

町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

### 2 関係機関との協働体制の構築

- (1) 町及び町社協は、平時から相互の役割を明確にし、定期的な連携会議の開催や各種災害を想定した訓練等を共同で実施するなど、連携強化に努めるものとする。
- (2) 町及び町社協は、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から定期的な連携会議の開催や訓練等を通して、各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化に努めるものとする。
- (3) 広域災害も視野に入れ、近隣市町村社協との連携が円滑になされるよう、平時から他市町村社協間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

### 3 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備・連携体制の強化

NPO等のボランティア団体ネットワーク及び町社協は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティア

の受入れ等に必要な体制を整備するものとする。

町は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

#### (1) 養成と登録

NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、町内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。

町社協は、町の支援のもとで、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

また、町社協は、町と連携し、初動期に可能な限り多くのボランティアに参加してもらえよう、平時におけるボランティアの事前登録制度の充実を図るとともに、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。加えて、活動申込みに必要な登録項目や登録システムの統一化を進め、複数市町村での活動を円滑にする仕組みづくりを図るものとする。

さらに、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

町社協は、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社協に登録情報を提供する。

#### (2) 体制整備

町は、国が被災者援護協力団体として登録した団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社協等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

町社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

町は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時におけるボランティアの事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

## 4 ボランティアの受入体制の整備

町社協は、大規模な災害発生時に町内外から訪れるボランティアが円滑に活動できるよう、

平時から町内外の社協やNPO等の災害ボランティア団体ネットワーク等と連携を図るなど、受入体制の整備を行うものとする。

また、平時から住民に対して、災害発生時における被災地センターやNPO等のボランティア団体の活動や役割等について理解促進を図るものとする。

## 5 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

町は、町社協、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

## 第20節 防災関係機関等における業務継続計画

町及び防災関係機関は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、町は、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等にあたっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

## 第2.1節 受援計画

### 1 受援計画の策定

町及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、県の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

なお、受援計画の策定にあたっては、町において次の事項について定めておくものとする。

#### (1) 総括（共通）

ア 応援要請の手順

イ 受援体制

（ア）受援組織の設置

（イ）受援組織の構成、役割

ウ 応援の人的・物的資源の管理体制

#### (2) 人的支援

ア 受援対象業務の整理

（ア）応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）が行う業務の明確化

（イ）防災行動計画（タイムライン）による受援対象業務の全体像の整理

（ウ）業務ごとのマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

イ 受援体制の整備

庁内全体及び各業務担当部局における受援担当者の選定

ウ 応援職員の活動環境の確保

（ア）資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料等）

（イ）食料関連（飲料水、保存食、電気ポット等）

（ウ）会議室等活動に必要な執務スペース（警察、消防、自衛隊及び関係機関）

（エ）仮眠場所の確保及び宿泊場所の斡旋（情報連絡員、他の地方自治体の派遣職員等）

#### (3) 物的支援

ア 調達先の確認・確保、要請手順

イ 受入拠点の確保

ウ 受入れに必要な人員・資機材の確保等受入体制

### 2 応援団体との連携

#### (1) 応急対策職員派遣制度の活用

町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

なお、応援職員の派遣または受入れにあたっては、感染症対策のため、応援職員の健康管理等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して

紹介できる、ホテル、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結

町は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。

(3) 民間団体との連携

町は、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行うものとする。

## 第2.2節 復興事前準備計画

町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興事前準備に努めるものとする。

## 第2.3節 備蓄計画

町は、災害発生初動時に必要とされる備蓄食料・資機材の品目・数量のほか、プライバシーの確保や高齢者・障がい者等に配慮した備蓄物品の追加、衛生関連用品の確保等の観点から益城町備蓄計画を作成することで、さらなる備蓄体制の強化を図るものである。

また、本備蓄計画に基づき、自助・共助の考え方を基本に、住民による日頃からの家庭内備蓄や企業内備蓄を促進するとともに、流通業界及び他の地方自治体からの救援物資等を踏まえ、住民・企業・行政が一体となり、日頃からの備えや災害時に適切な対策を講じることができるよう体制の強化に取り組んでいくものとする。

### 1 基本的な考え方

自らの身の安全は自ら守る、自分で出来ることは自分で行うことが防災の基本であり、平時から災害に備え、各家庭において「最低3日間分（推奨1週間分）」以上の食料や飲料水、生活必需品等の備蓄を行う必要がある。

一方で、災害発生時には、家屋の倒壊、浸水、焼失のほか、道路の寸断や多数の負傷者の発生が予想され、家庭内備蓄が全て機能するものではない。

このため、本町としては、自助・共助を基本としつつ、発災直後に必要となる食料、生活必需品及び応急対策に必要な資機材等を次のとおり整理するものとする。

(1) 想定される備蓄物資支給対象者

(2) 備蓄品目及び目標数量

- ア 食料・飲料水
- イ 生活必需品
- ウ 資機材
- エ 医療品
- オ 消耗品

### 2 備蓄物資整備計画

備蓄物資については、使用可能期間（賞味期限、消費期限、耐用年数等）等を考慮し、計画的に整備・更新を行うものとする。また、廃棄処分を極力避けることを念頭に、イベントや訓練、学校等において、啓発・教材物資として有効活用や防災意識の高揚を図るものとする。

### 3 家庭内備蓄

家庭内備蓄は、避難開始当初に持ち出し、避難場所にて活用する「一次持出品（非常持出品）」と、在宅避難や一度避難した後に自宅へ戻り避難所で活用する「二次持出品」に区分される。

町では、住民が災害時を想定した十分な食料や飲料水等の備蓄を行うように、家庭内備蓄の意義や必要性を各種パンフレットや広報紙、自主防災組織の活動等を通し、一層の啓発を図るとともに災害発生時にすぐに取り出せる場所への保管もあわせて推奨する。

### 4 企業・事業者等における備蓄

企業・事業者等は、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止など

に取り組み、従業員や来訪者が必要時に施設内待機することができる安全確保策を講じるとともに、災害が発生した場合に応急処置を迅速かつ的確に講じることができるように資機材を備蓄し、防災訓練を実施するよう努めるものとする。

また、発災時には従業員との連絡方法を定め、3日分程度の備蓄を推進し、住民と協力・連携して周辺地域における防災・救助活動を行うよう努めるものとする。

町は企業・事業者等に対し、備蓄の推進を図るとともに、備蓄物資の保管について、取り出しやすさのほか、施設の耐性或分散化を考慮し、備蓄物資の点検・更新を行っていくよう啓発するものとする。

## 5 災害時の物資供給等に関する協定

本町では、他の地方自治体をはじめ、企業等と物資や資機材等に関する協定を締結しており、発災時に必要な物資を調達する仕組みを整備している。今後も発災時に備え、応援協力体制の強化に努めるとともに、新たな団体等との協定等の締結を推進するものとする。

また、町の備蓄物資の確保を図るため、現に締結している協定内容を検証し、実効性のある備蓄に努めるとともに、円滑な供給体制の確保ができるように輸送体制の充実に努めるものとする。

## 6 備蓄倉庫

発災時には、道路の損壊や交通機関の運休等により輸送が難しい状況が想定されるため、災害時に必要となる備蓄物資については、あらかじめ避難場所や避難所等を中心に設置する地域防災倉庫に備蓄するものとする。

また、補完的な役割を果たす倉庫として、これまで備蓄を行ってきた学校給食センター等の町有施設倉庫、賃貸借契約を締結している民間備蓄倉庫を活用する。

地域防災倉庫は、発災時に備蓄物資交付対象者に対して速やかに必要な物資を交付できる分散備蓄倉庫として、学校給食センター等の町有施設倉庫及び民間備蓄倉庫は、備蓄物資交付対象者が多く避難する避難所への物資の補充を図る集中備蓄倉庫として役割を整理する。

## 第 3 章

# 災 害 応 急 対 策 計 画

## 第1節 防災組織の整備

### 1 防災組織

#### (1) 益城町防災会議

本町の防災を総合的に推進するため、町長を会長として益城町防災会議条例（昭和38年条例第14号）第3条に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、本町の防災に関する基本方針及び地域防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整に努める。

益城町防災会議委員は、次に掲げる者のうちから、35人以内を町長が任命または委嘱する。

ア 指定地方行政機関の職員

イ 熊本県の職員

ウ 熊本県警察の警察官

エ 町の職員

オ 教育長

カ 消防署長及び消防団長

キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

ケ 前各号に掲げる者のほか、防災行政を推進する上で、町長が必要と認める者

#### (2) 益城町災害対策本部

災害対策本部は、町長を本部長とし、副本部長及び本部員をもって構成し、水防、消防、災害警備その他災害応急対策活動を実施するとともに、次の事項について協議する。

ア 災害の予防及び災害応急対策の策定に関する事項

イ 自衛隊の派遣要請に関する事項

ウ 災害救助法の発動に関する事項

エ その他防災上重要な事項

### 2 益城町の災害対策系統

#### (1) 益城町災害対策本部

益城町に災害が発生し、または災害発生のおそれがある場合には、町長は必要に応じ益城町災害対策本部を設置して防災の推進を図る。なお、益城町防災会議を構成する関係機関は町内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図るとともに、積極的に応急対策活動に努める。

#### (2) 益城町災害対策本部と益城町水防本部との相互関係

災害の種類は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震（災害対策基本法第2条）であるが、これに対処するための組織として災害対策基本法に基づく益城町災害対策本部と、水災に対処するための水防法に基づく益城町水防本部とあるが、これらの相互関係については、災害対策の一元的推進を図る観点から、町長がその設置運営を統制する。

### 3 応急対策

応急時には、以下の体制を構築し災害対応を行うものとする。

#### 本身体制設置基準＜地震＞

		災害警戒本部		災害対策本部	
注意体制		町長		町長	
本部長	—	副町長		副町長、教育長、 政策審議監、土木審議監	
副本部長	—	副町長		第3号防災指令	
防災指令	—	第1号防災指令		第2号防災指令	
配備体制	—	第1号配備体制		第2号配備体制	
配備対象要員	危機管理課長が必要と認めた要員	危機管理課 ※必要に応じて各課へ連絡		本部長が必要と認めた要員 (職員参集基準による)	
震度	4	5弱		5強	
その他	協定自治体において、地震による甚大な災害が発生し、情報収集の必要があるとき				
開設避難所		【基幹避難所】開設が必要な場合 ・地域共生センター ・総合体育館 ・広安小学校		【基幹避難所】及び【中核避難所】 ・飯野分館 ・広安西小学校 ・福田分館 ・津森小学校	
その他		各施設2名配置 計6人		各施設3名配置 計18人	
正副本部長		本部長 1人 副本部長 5人		本部長 1人 副本部長 5人	
統括部	部長 自宅待機 本部班 (危機管理課) 2人	正副本部長 2人 本部班 6人 情報整理・広報班 4人 受援班 2人		正副本部長 2人 本部班 8人 情報整理・広報班 6人 庶務班 4人 受援班 10人	
被災者対応部	部長 自宅待機	正副本部長 2人 避難所班 2人 被害調査班 4人		正副本部長 2人 避難所班 6人 被害調査班 8人 保健衛生班 2～4人 環境衛生班 4人	
産業建設対応部		部長又は副本部長 1人 建設総務班 4人 産業総務班 3人		正副本部長 2人 建設総務班 8人 産業総務班 6人	
水道対策部		部長又は副本部長 1人 水道班 2人 下水道班 2人		正副本部長 2人 水道班 4人 下水道班 6人	
教育対策部		部長又は副本部長 1人 教育施設班 2人		正副本部長 2人 教育施設班 4人	

益城町災害時本部体制設置基準<風水害>

		注意体制	警戒体制	災害警戒本部		災害対策本部
本部長		-	-	町長		町長
副本部長		-	-	副町長		副町長、教育長、政策審議監、土木審議監
防災指令		-	-	第1号防災指令	第2号防災指令	第3号防災指令
配備体制		注意体制	警戒体制	第1号配備体制	第2号配備体制	第3号配備体制
対象要員		危機管理課長が必要と認めた要員	危機管理課長が必要と認めた要員	本部長が必要と認めた要員	本部長が必要と認めた要員	本部長が必要と認めた要員
配備基準	台風風情報	・レベル2大雨注意報 ・レベル2土砂災害注意報	・レベル3大雨警報 ・レベル3土砂災害警報 ・暴風警報 ・台風接近に伴い、避難所開設の必要がある、または町内に被害が及ぶことが予想されるとき	・レベル4大雨危険警報 ・レベル4土砂災害危険警報 ・暴風警報	・レベル4大雨危険警報 ・レベル4土砂災害危険警報 ・暴風警報	・レベル5大雨特別警報 ・レベル5土砂災害特別警報 ・町内全域が暴風域に入り、被害が予想されるとき
	集中豪雨	各種前線による降雨が予想されているとき	集中豪雨等により避難所開設の必要がある、または小規模かつ局地的な災害発生のおそれがあるとき	集中豪雨等により小規模かつ局地的な災害発生のおそれがあり、警戒体制では人員が不足すると予想されるとき	集中豪雨等により小規模かつ局地的な災害発生のおそれがあり、第1号配備体制では人員が不足すると予想されるとき	集中豪雨等により町内広域にわたる大規模な災害が発生し、更に被害拡大が予想されるとき
	河川水位	・氾濫注意水位(レベル2水位) 県津森2.28m/赤井3.63m ・水位減少が予想されれば解除	・避難判断水位(レベル3水位) 県津森3.14m/赤井3.86m ・水位減少が予想されれば注意体制へ移行または解除	・氾濫危険水位(レベル4水位) 県津森3.35m/赤井4.39m ・水位減少が予想されれば警戒体制又は注意体制へ移行	・氾濫危険水位(レベル4水位) 県津森3.35m/赤井4.39m ・支流河川越水 ・水位減少が予想されれば警戒体制又は注意体制へ移行	・木山川、秋津川氾濫 ・水位減少が予想されれば災害警戒本部体制へ移行
	その他	他市町村で、風水害による甚大な災害が発生し、情報収集の必要のあるとき		・町長が災害警戒本部を設置する必要があると認めるとき ・警戒体制では人員が不足すると予想されるとき	・第1号配備体制では人員が不足すると予想されるとき ・若しくは災害対策本部からの縮小と判断されるとき	・町長が災害対策本部を設置する必要があると認めるとき ・災害警戒本部体制では人員が不足すると予想されるとき
避難所	避難情報	状況に応じ、「自主避難」呼びかけ、「高齢者等避難」発令、「避難指示」発令				
	開設避難所	【自主避難】呼びかけ時 【基幹避難所】開設 ・地域共生センター ・総合体育館 ・広安小学校(車中避難場所)	【高齢者等避難】、「避難指示」発令時 【基幹避難所】開設 ・地域共生センター(多目的ホールから開設) ・総合体育館 ・広安小学校(車中避難場所) ※総合体育館は、武道場・会議室・サブアリーナから開設し、状況に応じて多目的室・メインアリーナを開設。	拡大時 【基幹避難所・中核避難所】開設 ・公民館飯野分館 ・広安西小学校体育館 ・公民館福田分館		
	避難所担当者	【自主避難】呼びかけ時 ・地域共生センター 2人 ・総合体育館 2人 ・広安小学校 2人 計6人	【高齢者等避難】発令時 ・地域共生センター 4人 ・総合体育館 4人 ・広安小学校 2人 計10人	【避難指示】発令時 ・地域共生センター 6人 ・総合体育館 6人 ・広安小学校 2人 ・保健衛生班 2人 計16人	拡大時 ・地域共生センター 6人 ・総合体育館 6人 ・広安小学校 4人(2+2) ・公民館飯野分館 2人 ・広安西小学校 4人 ・公民館福田分館 2人 ・津森小学校 3人 ・保健衛生班 2~4人 計29~31人	
組織体制	正長副部		危機管理課長 1人	本部長 1人 副本部長 1人	本部長 1人 副本部長 1人	本部長 1人 副本部長 4人
	統括部	部長又は副本部長 自宅待機 本部班 自宅待機 (危機管理課) 2人	部長又は副本部長 1人 本部班 4人	部長又は副本部長 1人 本部班 4人以上	部長又は副本部長 1人 本部班 4人以上 情報整理・広報班 3人以上	正副本部長 2人 本部班 8人以上 (危機管理課4人) 情報整理・広報班 8人以上 財政班 2人以上 庶務班 2人以上 受援班 6人以上
	被災者対応部	部長又は副本部長 自宅待機	部長又は副本部長 1人 避難所班 1人	部長又は副本部長 1人 避難所班 2人以上	部長又は副本部長 1人 避難所班 4人以上	正副本部長 2人 避難所班 4人以上 ボランティア班 2人以上 被害調査班 6人以上 保健衛生班 2人以上 環境衛生班 4人以上 生活再建支援班 2人以上
	産業建設部		以下、自宅待機者 部長又は副本部長 1人 建設総務班 2人 産業総務班 2人	部長又は副本部長 1人 建設総務班 1人以上 産業総務班 1人以上	部長又は副本部長 1人 建設総務班 2人以上 産業総務班 2人以上	正副本部長 2人 住まい支援班 2人以上 建設総務班 2人以上 産業総務班 3人以上
	水道対策部	内水対策担当課 自宅待機	以下、自宅待機者 部長又は副本部長 1人 水道班 2人 下水道班 1人 内水対策担当課 2人 (3地区)	部長又は副本部長 1人 水道班 1人以上 下水道班 1人以上 内水対策担当課 2人以上 (3地区)	部長又は副本部長 1人 水道班 2人以上 下水道班 2人以上 内水対策担当課 3人以上 (3地区)	正副本部長 2人 水道班 4人以上 下水道班 4人以上 内水対策担当課 3人以上 (3地区)
	教育対策部		以下、自宅待機者 部長又は副本部長 1人 教育施設班 1人 教育総務班 1人	部長又は副本部長 1人 教育施設班 1人以上 教育総務班 1人以上	部長又は副本部長 1人 教育施設班 2人以上 教育総務班 2人以上	正副本部長 2人 教育施設班 4人以上 教育総務班 2人以上
	計	(自宅待機者適宜)	22人(+避難所担当職員)	22人以上(+避難所担当職員)	33人以上(+避難所担当職員)	85人以上(+避難所担当職員)

※1 「益城町災害対策本部等設置基準」 根拠法令：災害対策基本法第23条の2

設置基準 ①町内で震度6弱以上(暫定基準の地震が発生した場合)

②災害が発生し又は発生するおそれがあり、その規模及び範囲からして本部を設置し、応急対策を必要とする場合

③前記のほか、激甚災害で特に応急対策を実施する必要がある場合

※2 この益城町災害時本部体制設置基準(風水害)は、基本的な基準を示したものであり、災害の状況等により変更することがある。

## 4 災害警戒本部

災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、住民の生命、財産等の安全を確保するために実施する災害応急対策を行う組織及び活動体制を以下のように定める。

### (1) 注意体制

#### ア 地震の場合

配備対象要員		危機管理課長が必要と認めた要員
配備基準	震度	4
	その他	協定自治体において、地震による甚大な災害が発生し、情報収集の必要があるとき

#### イ 風水害の場合

配備対象要員		危機管理課長が必要と認めた要員
配備基準	警報・台風情報	益城町にレベル2大雨注意報・レベル2土砂災害注意報のいずれかが発表されたとき
	集中豪雨	各種前線による降雨が予想されているとき ゲリラ豪雨による降雨が発生したとき
	河川水位	氾濫注意水位〈レベル2水位〉（県津森 2.28m／赤井 3.63m）に達し、さらに上昇のおそれのあるとき
	その他	他市町村で、風水害による甚大な災害が発生し、情報収集の必要のあるとき

### (2) 警戒体制

#### ア 風水害の場合

配備対象要員		危機管理課長が必要と認めた要員
配備基準	警報・台風情報	益城町にレベル3大雨警報・レベル3土砂災害警報のいずれかの警報が発表されたとき 台風接近に伴い、避難所開設の必要がある、または町内に被害が及ぶことが予想される時
	集中豪雨	集中豪雨等により避難所開設の必要がある、または小規模かつ局地的な災害発生のおそれがあるとき
	河川水位	避難判断水位〈レベル3水位〉（県津森 3.14m／赤井 3.86m）に達したとき

### (3) 災害警戒本部の設置基準

災害対策本部を設置するに至らない災害が発生したとき、または小規模の災害の発生が予想される時は、災害対策本部に準じた体制をもって対処する。

#### ア 地震の場合（第1号防災指令・第1号配備体制）

配備対象要員		危機管理課 ※必要に応じて各課へ連絡
配備基準	震度	5弱

#### イ 地震の場合（第2号防災指令・第2号配備体制）

配備対象要員		本部長が必要と認めた要員（職員参集基準による）
配備基準	震度	5強

ウ 風水害の場合（第1号防災指令・第1号配備体制）

配備対象要員		本部長が必要と認めた要員
配備基準	警報・台風情報	レベル4大雨危険警報及びレベル4土砂災害危険警報が発表または各種警報及び台風情報により、町内に限定的な影響が予想され、警戒体制では人員が不足すると予想される時
	集中豪雨	集中豪雨等により小規模かつ局地的な災害発生のおそれがあり、警戒体制では人員が不足すると予想される時
	河川水位	氾濫危険水位〈レベル4水位〉（県津森 3.35m／赤井 4.39m）に達し、更に上昇のおそれのある時
	その他	町長が災害警戒本部を設置する必要があると認めるとき

エ 風水害の場合（第2号防災指令・第2号配備体制）

配備対象要員		本部長が必要と認めた要員
配備基準	警報・台風情報	特別警報及び各種警報・台風情報により、町内に局地的な災害が発生し、第1号配備では人員が不足するとき
	集中豪雨	集中豪雨等により小規模かつ局地的な災害発生のおそれがあり、第1号配備体制では人員が不足すると予想される時
	河川水位	氾濫危険水位〈レベル4水位〉（県津森 3.35m／赤井 4.39m）に達し、更に上昇のおそれのある時

(4) 災害警戒本部の組織

本部長	町長
副本部長	副町長

本部長、副本部長のいずれもが不在時の際の代行順位は、政策審議監、土木審議監、総務課長、危機管理課長の順とする。

(5) 災害警戒本部設置の手続

本部長は災害警戒本部を招集し、その議を経てこれを決する。ただし、勤務時間外等により、その手続を経るいとまがないと認められる場合は、本部長または副本部長が専決し、その結果を災害警戒本部に報告する。

(6) 災害警戒本部の設置場所

庁舎2階会議室2-4、2-5、2-6とする。

(7) 災害警戒本部会議の開催

本部長は、災害警戒本部の活動に関する基本方針や、災害発生時の対応方法に関する協議を行うため、必要の都度、警戒本部会議を開催する。ただし、本部長は極めて緊急を要し災害警戒本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長または関係部長との協議をもってこれに代えることができる。

災害警戒本部会議員	本部長（町長／副町長）、副本部長（副町長）、教育長、政策審議監、土木審議監、全課等長
協議・決定事項	1 災害の被害予測に関すること 2 災害発生時の基本方針に関すること 3 災害発生時の対処方法に関すること 4 動員配備体制に関すること 5 各部間調整事項に関すること 6 その他

(8) 災害対策本部への移行

災害の被害が拡大、または災害対策や防災の推進を図る必要が認められた場合、本部長は災害対策本部への移行を決定する。

(9) 災害警戒本部の縮小、廃止

本部長は、町内において災害が発生するおそれが解消し、被害の状況について概ね把握できたと認めたとき、または災害応急対策が概ね終了したと認めたときは、災害警戒本部を縮小、もしくは廃止する。

また、防災活動の収束に伴い、本部長は平常業務との関連から逐次、部の配備解除を命ずることができる。ただし、この場合においても、災害警戒本部を閉鎖するまでの間は、必要な部の要員を指定し、本部員として残務整理を行わせることができる。

(10) 設置及び廃止の通知

本部長は、災害警戒本部を設置及び閉鎖したときは、第1章第3節「関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱」に掲げる防災関係機関にこれを通知する。

## 5 災害対策本部

災害対策本部の組織及び編成等は、益城町災害対策本部条例（昭和38年条例第15号）に定めるところによる。

(1) 設置基準

ア 地震の場合（第3防災指令・第3号配備体制）

配備対象要員		全職員（全要員）
配備基準	震度	6弱以上

イ 風水害の場合（第3号防災指令・第3号配備体制）

配備対象要員		本部長が必要と認めた要員
配備基準	警報・台風情報	特別警報等により、町内全域に甚大な災害が発生し、または被害拡大が予想される時 台風情報により、町内全域が暴風域に入り、甚大な災害が発生し、または被害拡大が予測される時
	集中豪雨	集中豪雨等により、町内広域にわたる大規模な災害が発生し、更に被害拡大が予想される時
	河川水位	木山川・秋津川が氾濫したとき
	その他	町長が災害対策本部を設置する必要があると認めるとき

(2) 災害対策本部の組織

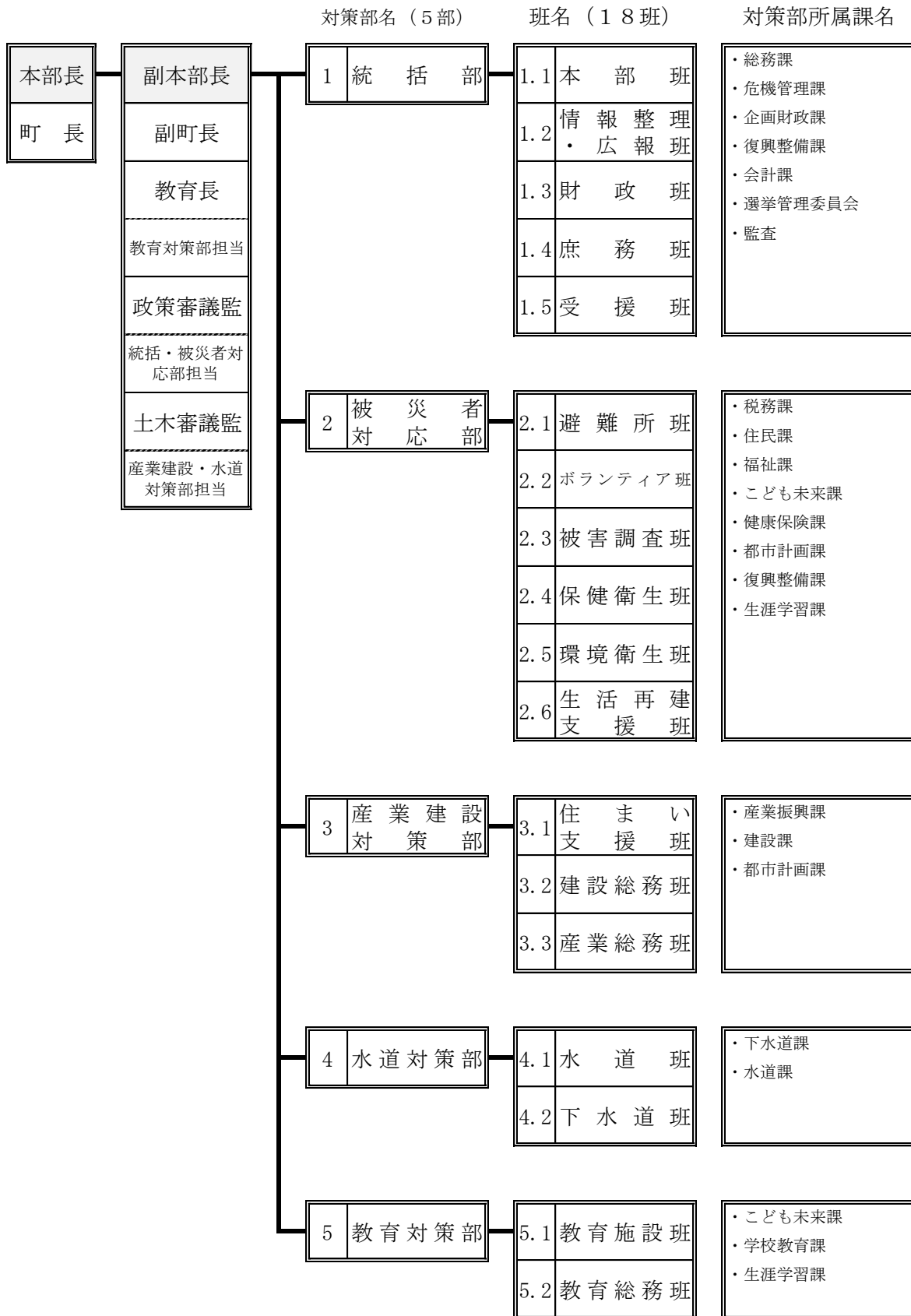
災害対策本部の組織は次のとおりである。

ア 本部長は、本部の事務を分掌して推進するため、必要があると認めるときは対策部を置く。ただし、災害の種類または規模により必要な対策部のみを置くことができる。

イ 本部長が何らかの事情により不在となる場合は、副町長、政策審議監、土木審議監、総務課長、危機管理課長の順位で代行指揮を執るものとする。以降については級別職務分類表の最上級者とし、同一級者が複数の場合は年齢順とする。

ウ 対策部に正副対策部長、正副班長、班員を置く。各正副対策部長は、課長をもって充て、正副班長、班員は職員の中から本部長が指名する。

## 益城町災害対策本部組織図



(3) 災害対策部の事務分掌（令和8年5月1日時点）

各対策部の分掌事務は、おおむね次のとおりである。

ア 各班は、本分担表によるほか、必要に応じて他班の行う事項についての応援を分掌するものとする。

イ 分担の明確でない対策は、本部長の定める班において担当するものとする。

部名	<b>1. 統括部（50名）</b>	
事務分掌	災害対策本部の運営、広報活動、情報整理、財政対策、受援業務等の実施に関すること	
部長(1名)	総務課長	
副部長(1名)	企画財政課長	

班名	<b>1. 1本部班（13名）</b>	
事務分掌	収集・集約された災害情報に基づく判断により、自らの又は他機関と連携した応急対策の実施指示及び調整を行うなど災害応急対策全体の指揮に関すること	
班長(1名)	危機管理課長（事務局長）	
副班長(2名)	危機管理課課長補佐	
	危機管理係長	
班員(10名)	男女共同参画係(1名)	
	危機管理係(3名)	
	情報政策係(4名)	
	監査(2名)	
業務内容	災害対策本部の設置・廃止に関すること （1）災害対策本部事務局に関すること （2）災害対策本部のレイアウトに関すること	
	国・県関係機関との連絡調整に関すること （1）自衛隊への派遣要請に関すること （2）警察・消防・自衛隊との連携に関すること （3）消防団との連携に関すること	
	防災行政無線、電話等、通信の確保に関すること	
	気象予報、情報等の連絡に関すること	
	緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討に関すること	
	避難情報（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）の発令進言に関すること （1）避難誘導に関すること （2）他市町村等への広域避難に関すること	
	被災者の救出救助及び搬送に関すること	
	行方不明者の捜索に関すること	
	各部に対する緊急割り当てに関すること	
	情報分析、二次災害防止・災害応急対策の実施に係る方針等の検討に関すること	

班名	<b>1. 2 情報整理・広報班 (13名)</b>	
事務分掌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に伝達される情報を収集・整理し、災害対策本部等の意思決定を支援するとともに、決定した方針等の記録・伝達に関すること</li> <li>・正確な災害の情報・防災に関する諸対策の周知徹底を図り、人心の安定と速やかな災害応急・復旧対策の推進に関すること</li> </ul>	
班 長(1名)	広報係長	
副班長(2名)	復興企画係長	
	行政改革係長	
班 員(10名)	町長公室(2名)	
	木山エリアデザイン推進室 (3名)	
	復興企画係(3名)	
	広報係(1名)	
	行政改革係(1名)	
業務内容	電話応対に関すること	
	情報収集及び記録に関すること	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 気象情報及び被害情報の整理に関すること</li> <li>(2) 被害状況及び対策状況の記録に関すること</li> <li>(3) 映像記録の収集に関すること (動画、写真等)</li> </ul>	
	災害対策本部会議等の議事録作成に関すること	
	被災地域の復興計画策定準備に関すること	
	災害の進捗状況及び被災地のニーズ等の予測及び分析に関すること	
	報道資料の作成及び報道機関 (記者会見等) への対応に関すること	
	住民、一時町外避難者、災害時要配慮者、避難行動要支援者等への広報に関すること	
	広報紙、ホームページ、SNS、防災行政無線、災害FM等を使った広報に関すること	
	二次災害防止の広報に関すること	
	被災者支援情報 (応急給水、炊き出し、入浴等) の提供に関すること	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ライフライン情報 (被害、復旧) の提供に関すること</li> <li>(2) 被災者生活再建支援メニュー冊子の作成及び配布に関すること</li> </ul>	
	緊急輸送道路情報の提供に関すること	
	救援物資、義援金等の要請に関すること	
社会秩序維持 (不審者等の警戒情報等) のための注意喚起に関すること		
他部署との連携に関すること		
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各部・班からの情報集約に関すること</li> <li>(2) 各部・班への情報提供に関すること</li> </ul>		

班名	<b>1. 3 財政班 (7名)</b>	
事務分掌	被害状況を把握し、短期的な資金調達と長期的な財政収支の健全化に関する事 と	
班 長(1名)	会計管理者	
副班長(1名)	会計係長	
班 員(5名)	会計係(2名)	
	財政係(3名)	
業務内容	災害予算の編成及び執行管理に関する事 と	
	災害対策の財源措置に関する事 と	
	災害救助事務に関する事 と	
	県災害救助法担当者との連絡調整に関する事 と	
	義援金、見舞金、ふるさと納税に関する事 と	

班名	<b>1. 4 庶務班 (5名)</b>	
事務分掌	総務関係業務及び他の部署への応援、他の部署に属さない業務に関する事 と	
班 長(1名)	総務課審議員	
副班長(1名)	行政係長	
班 員(3名)	行政係(1名)	
	町長公室(1名)	
	選挙管理委員会(1名)	
業務内容	職員の給食医療厚生に関する事 と	
	本部長及び副本部長の秘書及び特命に関する事 と	
	区長対応に関する事 と	
	災害地視察に関する事 と	
	安否確認情報の提供に関する事 と	
	合同慰霊祭等の実施及び案内に関する事 と	
	他部署の応援に関する事 と	
	他の部の所管に属さない事 と	

班名	<b>1. 5 受援班 (10名)</b>	
事務分掌	適切な人員配置や、業務環境の整備及び物資管理に関すること	
班長(1名)	人事係長	
副班長(1名)	管財係長	
班員(8名)	人事係(3名)	
	管財係(2名)	
	まちづくり推進室(3名)	
業務内容	職員の出勤状況の把握及び各部間の職員の応援体制に関すること	
	業務支援(人的支援、物的支援を含む)に伴う礼状の送付に関すること	
	人的支援に関すること	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 協定の活用及び応援要請に関すること</li> <li>(2) 受援班強化用人材の確保に関すること(派遣要請制度有識者の確保)</li> <li>(3) 国及び地方公共団体の職員の派遣要請及び受付、確保に関すること</li> <li>(4) 県災害救助法担当者との連絡調整用県職員の確保に関すること</li> <li>(5) 被災建築物・宅地応急危険度判定士、建築士等の要請に関すること</li> </ul>	
	業務資源に関すること	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 執務スペースの確保に関すること</li> <li>(2) 町有車両等の配車及び確保に関すること</li> <li>(3) 他部署のニーズの把握及び業務資源等の確保に関すること</li> </ul>		
物資に関すること		
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 備蓄品及び調達品の管理に関すること</li> <li>(2) 救援に必要な医薬品、生活必需品その他応急物資の調達及び配送に関すること</li> <li>(3) 物資倉庫の運営に関すること</li> <li>(4) 食料供給及び物資の配布方針に関すること</li> <li>(5) 食中毒の防止に関すること</li> </ul>		

部名	<b>2. 被災者対応部 (93名)</b>	
事務分掌	被災住民の生命の安全確保と収容保護に関すること	
部長(1名)	福祉課長	
副部長(1名)	税務課長	

班名	<b>2. 1 避難所班 (18名)</b>	
事務分掌	災害による避難所の開設及び避難所への収容保護の実施に関すること	
班長(1名)	生涯学習課審議員	
副班長(3名)	地域福祉係長	
	人権対策係長	
	スポーツ振興係長	
班員(14名)	地域福祉係(3名)	
	障がい支援係(5名)	
	人権対策係(1名)	
	スポーツ振興係(2名)	
	交流情報センター(3名)	
業務内容	避難所開設、閉所に関すること (1) 避難所の開設に伴う安全確認に関すること (2) 避難者情報の管理に関すること (3) 避難スペース不足に伴う避難所の確保に関すること (4) 規模縮小に伴う避難所の集約に関すること (5) 避難所閉所に伴う避難者への対応に関すること	
	避難者の体調管理及び健康に関すること (1) 食料等応急生活物資の配布に関すること (2) 食事カードの活用に関すること (3) 食中毒及び感染症の防止に関すること(保健衛生班との連携) (4) 災害時要配慮者、避難行動要支援者等への対応に関すること(保健衛生班との連携)	
	避難所の衛生に関すること (1) 避難所のごみ捨てルールに関すること (2) ペットの収容対策に関すること	
	避難生活の長期化への対応に関すること (1) 避難所設備の改善(簡易ベッド、パーティション、空調設備等)に関すること (2) 避難所運営スタッフの確保に関すること(受援班、ボランティア班との連携)	
	各避難所との連絡調整に関すること	
	福祉避難所に関すること	
	地域の防災拠点としての避難所の活用に関すること	

班名	<b>2. 2 ボランティア班 (9名)</b>	
事務分掌	ボランティアの受入・配置を円滑に行い、応急・復旧活動の実施に関する事	
班 長(1名)	包括支援係長	
副班長(1名)	介護保険係長	
班 員(7名)	包括支援係(4名)	
	介護保険係(3名)	
業務内容	ボランティアセンターの設置連絡に関する事	
	ボランティアの受入れ及び配置に関する事	
	特殊技能を持ったボランティアの活用に関する事	
	KVOAD(くまもと災害ボランティア団体ネットワーク)との連携に関する事	
	災害派遣等従事車両証明書の発行に関する事	
	受援班、避難所班との連携に関する事	

班名	<b>2. 3 被害調査班 (17名)</b>	
事務分掌	被災建物及び公共施設等の被害調査と二次被害の防止に関する事	
班 長(1名)	固定資産税係長	
副班長(2名)	住民税係長	
	債権管理係長	
班員(14名)	住民税係(5名)	
	固定資産税係(4名)	
	債権管理係(3名)	
	建築係(2名)	
業務内容	被災建築物・被災宅地応急危険度判定の実施に関する事	
	(1) 家屋損壊に伴う建築物の応急危険度判定に関する事	
	(2) 被災を受けた擁壁・法面等を含む建築物の敷地等の危険度判定に関する事	
	(3) 被災建築物・被災宅地応急危険度判定士の受入れに関する事	
	(4) 必要資機材の準備に関する事	
(5) 対象エリアの選定に関する事		
被災家屋被害認定調査に関する事		
(1) 調査班の編成に関する事		
(2) 必要資機材(調査票、防水カメラ、振り子、巻尺等)の準備に関する事		
罹災証明に関する事		
(1) 罹災証明書交付スケジュールに関する事		

班名	<b>2. 4 保健衛生班 (22名)</b>	
事務分掌	災害時の保健衛生及び医療機関等との連携に関すること	
班長(1名)	健康保険課長	
副班長(2名)	こども未来課審議員	
	健康増進係長	
班員(19名)	児童福祉係(4名)	
	保健事業係(4名)	
	健康増進係(8名)	
	包括支援係※(3名)	
業務内容	被災者の健康管理に関すること	
	精神保健支援に関すること	
	災害時要配慮者(高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等)に関すること	
	避難行動要支援者の安全確認に関すること	
	食中毒及び感染症対策に関すること	
	医療機関等との連絡調整に関すること (1) 医師会等との連絡及び出動要請に関すること (2) 日赤等社会福祉団体への連絡に関すること (3) 医療ボランティアの活動調整に関すること	
	在宅避難者(様々な事情で避難所へ避難することができず、軒先、車中などに避難する者)に関すること(避難所班との連携)	

※ 被災者対応部ボランティア班と兼務

班名	<b>2. 5 環境衛生班 (14名)</b>	
事務分掌	瓦礫解体等を含む被災者の生活環境の保持及び埋火葬に関する事	
班長(1名)	住民課長	
副班長(1名)	環境衛生係長	
班員(12名)	住民係(5名)	
	環境衛生係(2名)	
	保険年金係(5名)	
業務内容	し尿処理、仮設トイレの設置及び管理に関する事	
	入浴支援に関する事	
	がれき置き場に関する事 (1) がれき置き場の選定に関する事 (2) がれき置き場内のレイアウトに関する事 (3) がれき置き場の運営計画に関する事	
	災害廃棄物の受入れ及び処理に関する事	
	搬出ルール(ごみの分別等)に関する事	
	ごみ発生量の推計に関する事	
	公費解体に関する事 (1) 倒壊家屋等の解体撤去に係る申請受付及び相談に関する事 (2) 障害物の除去に関する事 (3) 解体現場における指導に関する事	
	遺体安置所への収容及び安置に関する事 (1) 必要資機材の確保に関する事(棺桶、ドライアイス等) (2) 埋・火葬に関する事 (3) 他市町村での死亡者の遺体引取りに関する事	
	防疫に関する事	

班名	2. 6 生活再建支援班 (11名)	
事務分掌	被災者支援等生活再建に関すること	
班長(1名)	復興整備課課長	
副班長(1名)	用地対策係長	
班員(9名)	地域福祉係※(3名)	
	復興整備課長補佐(1名)	
	用地対策係(5名)	
業務内容	被災者相談に関すること	
	被災者台帳の整備に関すること	
	義援金、支援金、見舞金、弔慰金、災害援助金等の支給及び貸付けに関すること	
	災害関連死に関すること	
	負傷者の把握に関すること	
	被災者生活再建支援手続き等支援もれの把握に関すること	
	仮設住宅の管理に関すること (1) 応急仮設住宅の見守り支援に関すること (2) 応急仮設住宅の自治会長の選定に関すること (3) 応急仮設住宅入居者の相談等に関すること	
	他部署との連携に関すること (1) 被災者情報の共有に関すること	

※ 被災者対応部避難所班と兼務

部名	<b>3. 産業建設対策部 (51名)</b>	
事務分掌	災害被害に伴う基盤となるべきインフラの早期復旧に関すること	
部長(1名)	建設課長	
副部長(1名)	産業振興課長	

班名	<b>3. 1 住まい支援班 (11名)</b>	
事務分掌	被災により住居を失った住民への住宅対策の整備に関すること	
班長(1名)	都市計画課長	
副班長(3名)	都市計画課審議員	
	都市計画係長	
	建築係長	
班員(7名)	都市計画係(4名)	
	建築係(3名)	
業務内容	町営住宅に関すること (1) 町営住宅の被害調査及び災害対策に関すること (2) 町営住宅の空き部屋の活用に関すること	
	応急仮設住宅建設場所の選定に関すること (1) 建設用地の地権者等への交渉に関すること	
	応急仮設住宅入居手続きに関すること (1) 抽選方法に関すること (2) カギの引き渡しに関すること	
	みなし仮設住宅入居手続きに関すること	
	空き家等の活用に関すること	
	応急修理に関すること	
	応急仮設住宅、みなし仮設住宅、応急修理、公費解体手続きの説明に関すること	
	災害公営住宅の建設に関すること	

班名	<b>3. 2 建設総務班 (19名)</b>	
事務分掌	道路橋梁等の都市インフラの早期復旧に関する事	
班長(1名)	道路整備係長	
副班長(1名)	復興工務係長	
班員(17名)	建設課課長補佐(1名)	
	建設課管理係(7名)	
	道路整備係(5名)	
	復興工務係(4名)	
業務内容	水防対策に関する事	
	災害時における地滑り及び崩壊地の安全対策に関する事	
	公共土木(道路・河川・橋梁等)の被害調査に関する事	
	土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の調査に関する事	
	応急交通対策(交通規制等)に関する事	
	緊急輸送路の確保に関する事	
	仮設道路の建設、障害物の除去に関する事	
	道路、橋梁、河川、水路の保全及び応急対策に関する事	
	建設業者及び応急対策要員(作業員)の確保に関する事	
災害査定に関する事		

班名	<b>3. 3 産業総務班 (19名)</b>	
事務分掌	農林等の被害調査を行うとともに、早期復旧のための支援に関すること	
班長(1名)	農林整備係長	
副班長(1名)	農政係長	
班員(17名)	農政係(5名)	
	農地係(4名)	
	農林整備係(4名)	
	商工観光係(4名)	
業務内容	農地への湛水応急復旧に関すること	
	農業インフラの被害調査及び災害対策に関すること	
	農道等の応急復旧に関すること	
	農林水産物の被害調査及び災害対策に関すること	
	家畜伝染病対策に関すること	
	罹災家畜収容に関すること	
	農商工業者対応に関すること (1) 災害復旧融資及び経営相談に関すること (2) 仮設店舗に関すること	
	雇用対策の提供に関すること	
災害査定に関すること		

部名	<b>4. 水道対策部 (19名)</b>	
事務分掌	上下水道の早期復旧に関すること	
部長(1名)	水道課長	
副部長(1名)	下水道課長	

班名	<b>4. 1 水道班 (9名)</b>	
事務分掌	水道施設の点検及び早期の応急給水体制の整備に関すること	
班長(1名)	水道課工務係長	
副班長(1名)	水道課管理係長	
班員(7名)	水道課管理係(2名)	
	水道課工務係(5名)	
業務内容	水道施設の被害調査と災害対策に関すること	
	水道水源の確保に関すること	
	災害による水質管理に関すること	
	応急給水に関すること	
	応急復旧に関すること	
	拠点施設(庁舎、避難所等)の優先復旧に関すること	
	復旧情報の提供及び関係部署への情報共有に関すること	
	協定書等に基づく支援要請に関すること	
災害査定に関すること		

班名	<b>4. 2 下水道班 (8名)</b>	
事務分掌	下水道施設の点検及び早期復旧に関すること	
班長(1名)	内水対策係長	
副班長(2名)	下水道課管理係長	
	下水道課工務係長	
班員(5名)	下水道課管理係(2名)	
	下水道課工務係(2名)	
	内水対策係(1名)	
業務内容	下水道施設の被害調査及び災害対策に関すること	
	拠点施設(庁舎、避難所等)の優先復旧に関すること	
	復旧情報の提供及び関係部署への情報共有に関すること	
	協定書等に基づく支援要請に関すること・応急復旧に関すること	
災害査定に関すること		

部名	<b>5. 教育対策部 (35名)</b>	
事務分掌	教育関連施設等における避難対応と早期の教育行政の再開に関すること	
部長(1名)	学校教育課長	
副部長(1名)	こども未来課長	

班名	<b>5. 1 教育施設班 (19名)</b>	
事務分掌	教育関連施設等の安全確認を行い、避難支援に関すること	
班長(1名)	生涯学習課長	
副班長(2名)	保育係長	
	生涯学習係長	
班員(16名)	保育係(4名)	
	学校用務員(6名)	
	生涯学習係(6名)	
業務内容	教育施設等の被害調査及び災害対策に関すること	
	教育施設利用者の安全確保に関すること	
	文化財等の災害対策に関すること	
	教育環境の整備に関すること	
	避難所支援に関すること	
	災害査定に関すること	

班名	<b>5. 2 教育総務班 (14名)</b>	
事務分掌	避難支援を行うとともに学校園再開のための体制整備に関すること	
班 長(1名)	学校教育課課長補佐	
副班長(2名)	子育て支援係長	
	学校教育係長	
班員(11名)	子育て支援係(3名)	
	学校教育係(6名)	
	学校給食センター(2名)	
業務内容	職員の安否確認に関すること	
	健康管理及び心のケアに関すること(園児、幼児、児童、生徒、保護者、現場職員等)	
	応急教育に関すること	
	学用品の支給等に関すること	
	災害時における学校給食の対策に関すること (1) 簡易給食等の調整及び他市町村への応援要請に関すること	
	教育業務再開スケジュールの提案に関すること	
	避難所支援に関すること	
	災害活動に協力する児童、生徒の連絡調整に関すること	

## (4) 災害対策本部設置の手続

町長は、益城町災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

## (5) 災害対策本部の設置場所

庁舎2階会議室2-4、2-5、2-6とする。ただし、被災し使用できない場合は、町保健福祉センター多目的室とする。

## (6) 関係機関等との連携

町は、大規模な災害が発生した場合、必要に応じ、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、防災関係機関及び学識経験者の参加を求めるものとする。

## (7) 災害対策本部室等のスペース確保

町は、国、他県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣に備え、災害対策本部室に十分なスペースを確保しておくものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、本部運営を円滑に行うため、本部員以外の入室規制や配席図等について、マニュアル等に定めるものとする。

## (8) 災害対策本部会議の開催

本部長は、災害応急対策の方針の決定や各部との連絡・調整を行うため、災害対策本部会議を開催する。

なお、第1回災害対策本部会議は、発災後1時間を目途に開催するものとし、各部班が収集すべき第1次情報及び本部が協議・決定すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

(9) 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

町は、円滑な災害対応を行うため、他の関係機関と連携のうえ、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

## 第1次情報等

項目	収集内容	担当
人的被害	死者、行方不明者の状況	統括部・警察・自衛隊
	負傷者の状況	統括部・消防
住家被害	全壊、半壊の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3日後)	被災者対応部
	全焼、半焼の状況	警察・消防・自衛隊
公共土木施設等の被害	道路、橋梁、河川、港湾等の状況	産業建設対策部
	急傾斜地、宅地等の状況 ・急傾斜地等の調査(至急) ・応急危険度判定調査(2～3日後)	産業建設対策部
	交通施設、交通の状況 ・公共交通機関(各社) ・道路交通(警察)	統括部 産業建設対策部 (警察・消防・自衛隊)
	ライフライン施設の状況 ・上水道 ・下水道 ・電話、都市ガス、プロパンガス、電気(各社)	水道対策部 産業建設対策部 統括部
その他	救急救助活動の状況	統括部(警察・消防・自衛隊)
	医療活動の状況	被災者対応部
	応急給水の状況	水道対策部
	出火の状況	統括部・消防
	社会的混乱の発生状況	統括部・警察
	避難所の状況	被災者対応部
	高齢者等避難・避難指示、警戒区域設定の状況	統括部
	非住家(公共建物等)の状況	教育対策部
応急対策活動の状況等その他	各部各班	

第1回災害対策本部会議における協議・決定事項

協議・決定項目	
ア	被害状況の把握に関すること
	<input type="checkbox"/> 災害（地震等）の概要確認
	<input type="checkbox"/> 被害状況の確認
	<input type="checkbox"/> 被害予測結果（県内震度4以上の地震）の確認
イ	災害応急対策の基本方針に関すること
	<input type="checkbox"/> 人命救助対策（救助要員の必要推計／消防・警察・自衛隊への応援要請等）
	<input type="checkbox"/> 火災消火対策（消火隊の必要推計／他市町村消防への出動要請・応援依頼等）
	<input type="checkbox"/> 負傷者応急救護対策（医療スタッフ及び救護班の必要推計／医薬品の必要推計／救急隊の必要推計／関係機関への要請等）
	<input type="checkbox"/> 被災者支援対策（非常食、弁当、飲料水、毛布等の必要推計／給食・救援物資等のあっせん手配等）
	<input type="checkbox"/> 死者対策（棺及びドライアイスの数量の推計／火葬場の確保等）
	<input type="checkbox"/> 二次災害防止対策（余震対策も含めた危険箇所のチェック／建物応急危険度判定士の必要推計等）
	<input type="checkbox"/> 輸送対策（道路等の被害状況確認／緊急交通路の設定状況の確認／緊急輸送ルート確保／関係機関への協力要請等）
	<input type="checkbox"/> ライフライン対策（ライフライン被害状況の把握／対象施設の優先復旧／代替器具等の配布協力要請）
ウ	動員配備体制に関すること
	<input type="checkbox"/> 職員参集状況の確認
エ	各部間調整事項に関すること
	<input type="checkbox"/> 各部・各班による協議・決定についての指示
オ	高齢者等避難・避難指示及び警戒区域の設定に関すること
	<input type="checkbox"/> 記者会見及び町民向けの原稿作成及び緊急放送の実施（防災行政無線の活用）
カ	自衛隊災害派遣要請に関すること
	<input type="checkbox"/> 自衛隊への派遣（準備）要請
キ	他市町村への応援要請に関すること
	<input type="checkbox"/> 県、近隣市町村、関係機関等からの要請内容の確認
ク	県及び関係機関との連絡調整に関すること
	<input type="checkbox"/> 関係機関への連絡についての指示
	<input type="checkbox"/> 県災害対策本部の設置状況の確認
	<input type="checkbox"/> 県災害対策本部への地震発生及び災害対策本部設置の報告についての指示
	<input type="checkbox"/> 緊急消防援助隊の派遣要請
ケ	災害救助法適用要請に関すること
	<input type="checkbox"/> 災害救助法の適用について
コ	激甚災害の指定の要請に関すること
	<input type="checkbox"/> 適用措置にあわせた被害額の調査に関すること
サ	その他災害応急対策の実施及び調整に関すること
	<input type="checkbox"/> 第2回災害対策本部会議までの対応についての指示
	<input type="checkbox"/> 第2回災害対策本部会議の開催予定

(10) 現地災害対策本部

災害地が災害対策本部から遠隔地の場合、また本部との通信連絡に円滑を欠く場合、その他必要に応じ主要災害地に現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部長は、副本部長または本部員のうちから本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長が、各対策部所属の職員のうちから指名する者をもって充てる。

(11) 本部の廃止

本部の廃止は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、または災害発生後における災害応急対策が完了したと認められたとき、もしくは、本部長が適当と判断したとき廃止する。

(12) 本部の設置及び廃止の公表

本部の設置または廃止したときは、第1章第3節「関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱」に掲げる防災関係機関に通知するとともに、地域住民に対し防災行政無線など適当な方法で周知する。

## 第2節 職員配置計画

災害が発生するおそれ、または発生した場合における職員の配置体制、配置方法及び応援等について定め、応急措置等の円滑な実施を期する。

### 1 業務継続性の確保

町は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を活用しながら、職員の業務継続性の確保についても、職員の確保体制や職員への支援体制（安否確認の実施、水・食料等の確保、宿泊場所の確保、心のケア、こどもの一時預かり等を含む）を整えておくものとする。

### 2 職員配置体制の整備

災害発生のおそれ、または発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の一部または全部が直ちに応急措置に従事し、活動できるようにあらかじめ体制を定め、所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するように努めるものとする。

### 3 職員の配置

#### （1）災害発生のおそれのある場合の配置

ア 危機管理課長は、次に掲げる場合は、関係課長を招集し、情報を検討のうえ職員を必要に応じ応急措置推進のため配置し、気象予警報等伝達計画に基づき、警報・注意報等を伝達させるとともに、情報の収集及び災害活動にあたらせるものとする。このため災害処理に関係を有する関係課長は、所属職員の応急措置に関する担当事務及び職員待機要領をあらかじめ定め、所属職員に周知徹底しておくものとする。

（ア）災害発生のおそれがある警報・注意報等が気象台から発表されたとき。（災害発生のおそれのある警報・注意報等とは、次に掲げるものとする。なお、警報・注意報等の定義は、本章第7節「地震情報伝達計画」に定めるとおりとする。）

（イ）地震発生による災害が予想され、これらに関する情報が発表されたとき。

（ウ）災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき。

（エ）その他町長が必要と認め指示したとき。

## 災害発生のおそれがある警報・注意報等

注意報	警報
(1) 梅雨期から台風襲来期（概ね6月から10月）にかけて次の種類の注意報が、1以上発表された場合 ① 強風注意報 ② レベル2大雨注意報 ③ レベル2土砂災害注意報 (2) 次の種類の注意報が発表された場合 ① 大雪注意報	(1) 次の種類の警報が、1つ以上発表された場合 ① 暴風警報 ② レベル3大雨警報 ③ レベル3土砂災害警報 ④ 大雪警報

## イ 関係課長による配置

災害対応に関係を有する課長は、前記アによるもののほか、職員の配置を必要と認めた場合は、所属職員を配置するものとする。

## (2) 災害発生時における配置

ア 関係課長は、災害が発生した場合は、所属職員の一部または全部を指揮監督して応急措置に従事するほか町長の指示があった場合、直ちに活動し得る体制を整えておくものとする。

イ 職員は、災害が発生した場合には、すすんで上司と連絡を取り、または自らの判断で参集し、応急対策に従事するものとする。

ウ 職員の配置体制が長期化した場合は、災害の状況や所属の人員・体制等を踏まえ、課長の判断において、災害対応に支障のない範囲で、夜間や週休日における自宅待機など柔軟な体制をとることができるものとする。

## (3) 職員の招集・安否確認方法

関係課長は、所属職員の招集または安否確認にあたっては、最も迅速かつ的確な方法（電話、LoGoチャット、SNS等）によるものとする。

## (4) 配置の解除

災害応急措置等の配置体制の解除は、次のとおりである。

ア 災害発生のおそれがある警報・注意報等が解除されたとき。

イ 町長が被害発生危険性が去ったと認めたとき。

ウ 被害が拡大しないことが確認され、復旧作業が軌道にのったとき。

エ その他町長が必要に応じ解除の指示をしたとき。

## 4 職員の配置基準

### (1) 職員参集基準（地震）

#### ア 防災指令

本部長	災害の規模等により、必要な活動体制を確立するために、各部長に防災指令を発令する。
副本部長	次の基準に従って本部長に防災指令の発令について進言する。

#### <防災指令の種類と基準>

防災指令の種類	震度	職員配置体制
第1号防災指令	5弱	第1号配備体制 危機管理課 ※必要に応じて関係各課へ連絡
第2号防災指令	5強	第2号配備体制 本部長が必要と認めた要員 (参集基準による)
第3号防災指令 災害対策本部設置	6弱 以上	第3号配備体制 全職員

#### イ 配備体制

勤務時間内に災害が発生した場合	各部は通常の業務を一時停止、または縮小し、定められた配備につく。
勤務時間外に災害が発生した場合	防災指令の基準により配備体制を判断し、配備対象となる職員は直ちに参集し、定められた配備につく。なお、突発性重大事故等の発生を知った場合等については、職員は自主参集するものとする。
災害発生直後に第1号または第2号配備体制とした場合	被害の拡大状況等により、配備体制を強化する必要があると判断される場合は、各部長は各部毎に配備体制を強化するとともに、直ちに本部長に報告する。
本部長が、各部長から配備体制強化の報告を受けた場合	災害の状況、職員の対応状況等から総合的に判断し、必要と認められる場合は、防災指令を強化発令し、応急活動に万全を期する。

(2) 職員参集基準 (風水害)

ア 防災指令

本部長	災害の規模等により、必要な活動体制を確立するために、各部長に防災指令を発令する。
副本部長	次の基準に従って本部長に防災指令の発令について進言する。

<防災指令の種類と基準>

防災指令の種類	防災指令の発令基準
	風水害等
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル2大雨注意報・レベル2土砂災害注意報のいずれかの注意報の発表が予想され、情報の収集、伝達等が必要になったとき</li> <li>ゲリラ豪雨による降雨が発生したとき</li> <li>木山川（県津森）が氾濫注意水位〈レベル2水位〉(2.28m)に達し、更に上昇のおそれのあるとき</li> <li>木山川（赤井）が氾濫注意水位〈レベル2水位〉(3.63m)に達し、更に上昇のおそれのあるとき</li> </ul>
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル3大雨警報・レベル3土砂災害警報のいずれかの警報の発表が予想され、情報の収集、伝達等が必要になったとき</li> <li>ゲリラ豪雨による降雨が発生したとき</li> <li>木山川（県津森）が避難判断水位〈レベル3水位〉(3.14m)に達し、更に上昇のおそれのあるとき</li> <li>木山川（赤井）が避難判断水位〈レベル3水位〉(3.86m)に達し、更に上昇のおそれのあるとき</li> </ul>
第1号配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル4大雨危険警報及びレベル4土砂災害危険警報が発表または各種警報及び台風情報により、町内に限定的な影響が予想され、警戒体制では人員が不足すると予想される時</li> <li>集中豪雨等により、小規模かつ局地的な災害発生のおそれがあり、警戒体制では人員が不足すると予想される時</li> <li>木山川（県津森）が氾濫危険水位〈レベル4水位〉(3.35m)に達し、更に上昇のおそれのあるとき</li> <li>木山川（赤井）が氾濫危険水位〈レベル4水位〉(4.39m)に達し、更に上昇のおそれのあるとき</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別警報及び各種警報・台風情報により、町内に局地的な災害が発生し、第1号配備では人員が不足するとき</li> <li>集中豪雨等により、町内で局地的な災害が発生し、更に被害の拡大が予想され、第1号配備では人員が不足すると予想される時</li> <li>木山川（県津森）が氾濫危険水位〈レベル4水位〉(3.35m)に達し、更に上昇のおそれのあるとき</li> <li>木山川（赤井）が氾濫危険水位〈レベル4水位〉(4.39m)に達し、更に上昇のおそれのあるとき</li> </ul>
第3号配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別警報等により、町内全域に甚大な災害が発生し、または被害拡大が予想される時</li> <li>台風情報により、町内全域が暴風域に入り、甚大な災害が発生し、または被害拡大が予想される時</li> <li>集中豪雨等により、町内全域にわたる大規模な災害が発生し、更に被害拡大が予想される時</li> <li>木山川・秋津川が氾濫したとき</li> </ul>

イ 配備体制

勤務時間内に災害が発生した場合	各課は通常の業務を一時停止、または縮小し、定められた配備につく。
勤務時間外に災害が発生した場合	防災指令の基準により配備体制を判断し、配備対象となる職員は直ちに参集し、定められた配備につく。なお、突発性重大事故等の発生を知った場合等については、職員は自主参集するものとする。
災害発生直後に第1号または第2号配備体制とした場合	被害の拡大状況等により、配備体制を強化する必要があると判断される場合は、各部長は各部毎に配備体制を強化するとともに、直ちに本部長に報告する。
本部長が、各部長から配備体制強化の報告を受けた場合	災害の状況、職員の対応状況等から総合的に判断し、必要と認められる場合は、防災指令を強化発令し、応急活動に万全を期する。

5 職員の応援の要請

災害対策基本法第68条に規定する知事に対する応援の要請は、出先機関を通じて必要とする職員数、資機材の種類及び数量を求めるものとする。

災害応急対策または災害復旧のため必要があるとき、町長は、地方自治法第252条の17第1項及び災害対策基本法第29条の規定により、他の地方自治体または国の機関の職員の派遣を要請することができる。また、災害対策基本法第30条の規定により、職員の応援を求めることができる。

6 被災市町村への職員派遣

(1) 応援職員の派遣

被災市町村等への応援職員の派遣は、町職員にとって人材育成を通じた災害対応力の向上にもつながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

町は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿や派遣職員要領を作成するなどして、大規模災害発生時に被災市町村及び全国の被災自治体へ応援職員を速やかに派遣できる体制を整備するものとする。

また、派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

さらに、町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(2) 応援職員の健康管理等

応援職員の派遣にあたっては、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

種別	名称	所在地
ホテル	阿蘇熊本空港ホテル エミナース	益城町田原 2071-1

## 7 職員の安全確認・健康管理等

町は、大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施することとする。

また、災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、業務量の増大による精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。

特に、大規模災害発生直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、業務継続計画（BCP）に基づき、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。

## 8 消防団の出動

次の場合において町長は、消防団長に対して消防団の出動を指示するものとする。

なお、感染症流行期においては、活動時の感染防止を図るため、事前に感染防護用品を貸与するとともに感染防護の研修を行うなど事前対策を講じるものとする。

消防団長は、町長の指示を受けた場合、災害状況に応じた消防団員を出動招集する。

- (1) 災害対策本部を設置したとき。
- (2) (1) 以外の場合であって災害の発生するおそれ、または災害が発生した場合で応急措置を要するとき。

## 第3節 災害警備計画

県（県警察本部）公安警備計画に基づき実施する。

## 第4節 非常災害計画

### 1 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

#### (1) 一般被害情報等の収集・連絡

消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。

#### (2) 地方公共団体の活動体制

被災市町村は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。

#### (3) 事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関及び警察機関を始めとする県及び町との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

#### (4) 広域的な応援体制

消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。

### 2 情報提供活動

#### (1) 要配慮者への配慮

ア 町は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

### 3 応急復旧及び二次災害の防止活動

(1) 町は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 町は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

その他消防機関の活動については、熊本市消防局非常災害基本計画に基づき実施する。

## 第5節 相互応援要請計画

### 1 応援体制の整備

町の関係機関は、大規模災害時には、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

災害が発生するおそれがある場合には、災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

### 2 関係機関との相互連絡

町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関へ応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

町は、上段の要求ができない場合には、その旨及び地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

### 3 「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

町長は、地震等自然災害により被災し、町単独では十分な応急復旧対策ができない場合は、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定（平成15年7月23日締結）に基づき、県内各市町村に対し、次の応援を要請するものとする。

なお、市町村区域を越える住民の広域的な避難の想定など、協定内容の充実・強化に取り組むものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) その他、特に被災市町村から要請があった事項

### 4 県への応援または応援あっせんの要請

町は、当該地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援または応援のあっせんを要請するものとする。

- (1) 被災建築物応急危険度判定支援要請
- (2) 被災宅地危険度判定支援要請 など

### 5 「応急対策職員派遣制度」に基づく協力依頼

また、町は、必要に応じ、被災市町村の長への助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の派遣を県を通じて総務省に、又は対口支援団体（カウンターパート）に

要請するものとする。

## 6 災害時応援協定を締結している団体等への要請

町は、大規模災害等の発生により必要があると認める場合には、応援協定を締結している団体、企業、防災関係機関等に対し、各協定であらかじめ定めた手続きにより応援を求めるものとする。

また、町は大規模災害時の迅速な応急復旧・復興対策の実施のため、各種団体等と積極的に災害時応援協定を締結するとともに定期的に相互の連絡体制を確認し、災害時の即応体制を確保するものとする。

なお、町が締結している災害時応援協定は巻末資料6「災害時応援協定等一覧」のとおりである。

## 7 相互応援の強化

町は、他自治体との相互応援協定締結にあたっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間での協定締結も考慮するものとする。

また、町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

## 8 複合災害における応援要請

町及び関係機関は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努めるものとする。

## 9 応援・受援体制の整備

町は、応援活動の拠点となる施設の提供、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。

なお、平時から相互に顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。

## 第6節 自衛隊災害派遣要請計画

本節は、天災地変その他の災害に対し、人命または財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣を期するものである。

### 1 災害派遣要請の基準

災害時における、自衛隊法第83条に基づく自衛隊派遣を要請する場合の基準は、次のとおりである。

#### (1) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要がある。

#### (2) 緊急性

さし迫った必要がある。

#### (3) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない。

### 2 災害派遣要領

#### (1) 派遣要請

ア 知事等が自衛隊の派遣を要請する場合は、文書をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭または電話若しくはFAXで行うことができる。この場合においては、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

イ 自衛隊の派遣を要請する場合は、次の事項を明確にするものとする。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を必要とする期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項（連絡方法、連絡責任者及び部隊の集結地等）

ただし、突発災害等緊急を要し、上記事項が判断できない場合においても最小限「派遣を希望する区域及び活動内容」を明らかにして要請するものとする。

#### (2) 派遣要請後の変更手続き

派遣要請をした後において、派遣期間、人員、地域等を変更しようとする場合の手続きは、前記(1)の例によるものとする。

#### (3) 派遣部隊の撤収要請

派遣した目的を達成した場合、またはその必要がなくなった場合は、速やかに派遣要請の要領に準じて撤収要請を行うものとする。

### 3 活動内容及び使用器材の準備

(1) 防災関係機関は災害派遣部隊と緊密に連絡、協調して、次に掲げる必要な活動を依頼するものとする。

ア 人命救助：行方不明者の捜索、被災者の救出・救助

- イ 消火活動：林野火災等に対し、航空機による消火
  - ウ 水防活動：土のうの作成、運搬、積み込み
  - エ 救援物資の輸送：車輛及びヘリコプターによる物資の輸送
  - オ 道路の応急啓開：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
  - カ 医療、防疫：応急救護及び除染車等による地域の防疫
  - キ 給水活動：水タンク車、水トレーラーによる給水
  - ク 給食：炊事車による炊飯（温食）
  - ケ 宿泊活動：天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置
  - コ 入浴活動：公園及びグラウンド等の野外における、応急風呂の開設
- (2) 災害救助または復旧作業等に使用する機械器具類は、特殊なもの、調達できないものについては、派遣部隊の携行する機械器具類を使用するが、その他はできる限り準備するものとする。
- (3) 災害救助または復旧作業後等に使用される材料及び消耗品類は、すべて準備するものとし、不足するものについては、派遣部隊が携行する材料及び消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料及び消耗品類は、災害の程度、その他の事情に応じて、できる限り、返品または弁償するものとする。

#### 4 ヘリコプター発着予定地

人命の救出または救援物資の空輸を円滑に実施するため、ヘリコプター発着場の設置基準に基づき、次表のとおり、ヘリコプター発着予定地を定めており、災害の程度及び場所により適宜設置するものとする。

発着予定地	所在地	予定地面積 (㎡)	備考
益城町民グラウンド	益城町宮園302	160×150=24,000	周囲に照明施設あり
益城中学校	益城町惣領903	120×100=12,000	北側に校舎あり
木山中学校	益城町寺迫1090	100×70= 7,000	西側 //
飯野小学校	益城町砥川137	90× 70= 6,300	東側 //
広安小学校	益城町馬水35	100×80= 8,000	西側 //
広安西小学校	益城町福富1001	120×75= 9,000	北側 //
益城中央小学校	益城町寺迫1142	140×55= 7,700	北側 //
津森小学校	益城町上陳369	80× 60= 4,800	西側 //
熊本産業展示場 (グランメッセ熊本)	益城町福富1010	100×100= 10,000	駐車場H区画

## 第7節 地震情報伝達計画

県、熊本地方気象台、町その他の防災関係機関は、地震等自然災害の防止を図るため、地震発生時に迅速かつ適切な情報伝達を行う体制の整備を図るものとする。

### 1 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。町は、住民への緊急地震速報等の伝達にあたっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

町は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
熊本県	熊本県熊本	熊本市他22市町村
	熊本県阿蘇	阿蘇市他5町村
	熊本県天草・芦北	天草市他5市町
	熊本県球磨	人吉市他9町村

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

### 2 地震情報の種類等

#### (1) 地震に関する情報

地震に関する情報とは、地震が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象庁本庁が、防災対策上必要と認めるときに一般及び関係機関に対して発表する情報をいう。

#### (2) 各種情報の例文編集

各種情報の例文は、次のとおりである。

#### ア 震度速報

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表  
 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分頃地震による強い揺れを感じました。  
 現在、震度3以上が観測されている地域は次のとおりです。  
 震度6弱 熊本県熊本 大分県西部 福岡県筑後  
 震度5強 熊本県阿蘇  
 震度5弱 熊本県球磨 宮崎県北部山沿い 福岡県福岡 佐賀県南部 長崎県島原半島  
 震度4 熊本県天草芦北 大分県南部 大分県中部 大分県北部 福岡県筑豊 長崎県南西部  
 震度3 鹿児島県薩摩 宮崎県北部平野部 福岡県北九州 佐賀県北部 長崎県北部  
 今後の情報に注意してください。＝

イ 地震情報（震源・震度に関する情報）

（ア）地震情報（震源に関する情報）

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表  
きょう〇〇日〇〇時〇〇分ころ地震がありました。  
震源地は、〇〇〇〇地方（北緯〇〇. 〇度、東経〇〇. 〇度）で、震源の深さは、約〇〇〇km、  
地震の規模（マグニチュード）は、〇. 〇と推定されます。  
この地震による津波の心配はありません。

（イ）地震情報（震源に関する情報）

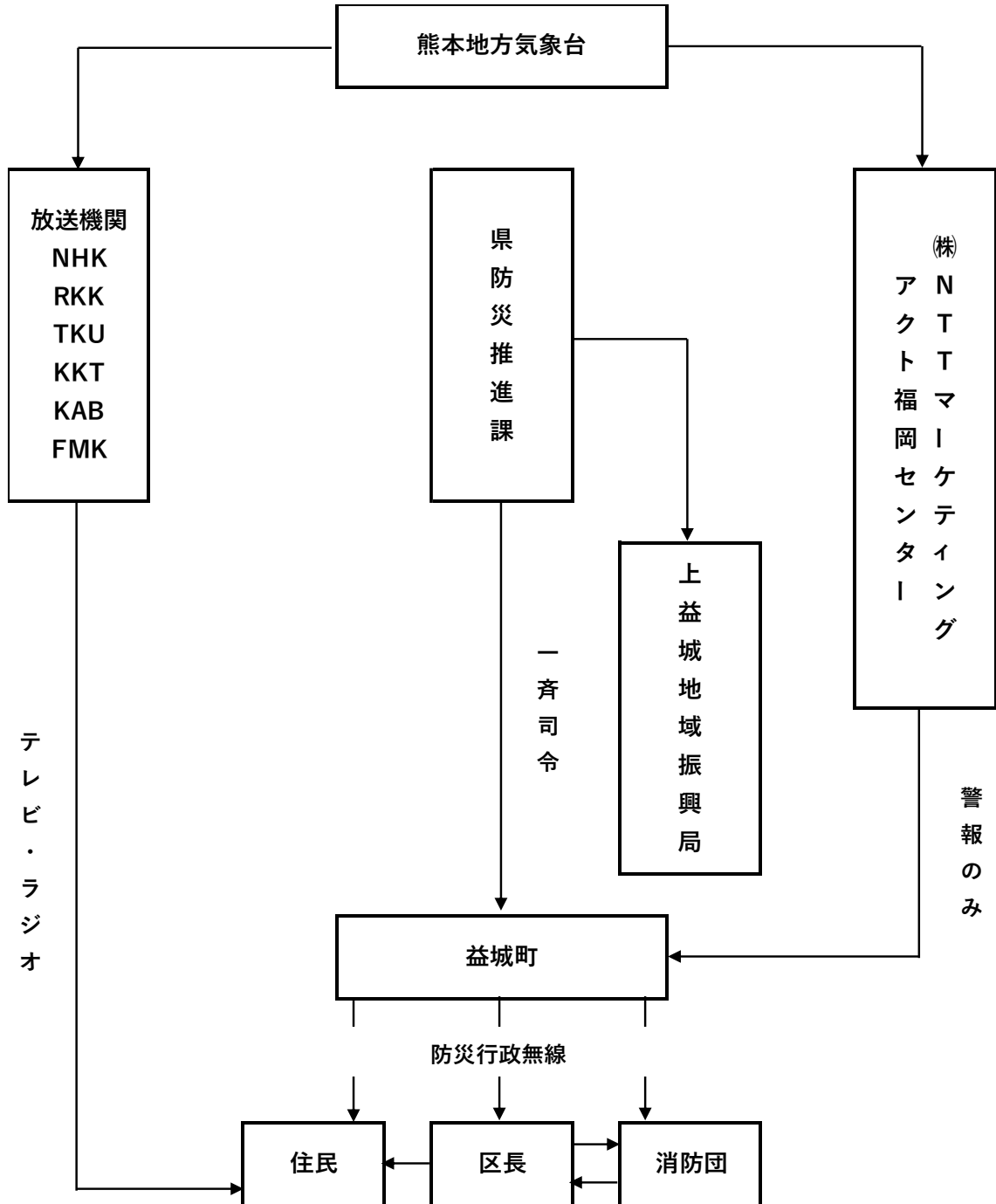
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表  
きょう〇〇日〇〇時〇〇分ころ地震がありました。  
震源地は、〇〇〇〇地方（北緯〇〇. 〇度、東経〇〇. 〇度）で、震源の深さは、約  
〇〇〇km、地震の規模（マグニチュード）は、〇. 〇と推定されます。  
この地震による津波の心配はありません。

（ウ）地震情報（震源・震度に関する情報）

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表  
きょう〇〇日〇〇時〇〇分ころ地震がありました。  
震源地は、〇〇〇〇（北緯〇〇. 〇度、東経〇〇. 〇度）で震源の深さは約〇〇〇km、地震の規模（マグニチュード）は〇. 〇と推定されます。  
**【震度3以上が観測された地域】**  
震度6弱 熊本県熊本 大分県西部 福岡県筑後  
震度5強 熊本県阿蘇  
震度5弱 熊本県球磨 宮崎県北部山沿い 福岡県福岡 佐賀県南部 長崎県島原半島  
震度4 熊本県天草芦北 大分県南部 大分県中部 大分県北部 福岡県筑豊 長崎県南西部  
震度3 鹿児島県薩摩 宮崎県北部平野部 福岡県北九州 佐賀県北部 長崎県北部  
**【震度5弱以上が観測された市町村】**  
震度6弱 熊本市 玉名市 竹田市 黒木町 大牟田市  
震度5強 南阿蘇村 宇城市 日田市  
震度5弱 福岡市早良区 八代市 高千穂町 佐賀市 雲仙市  
  
情報 第〇〇号＝

(3) 地震に関する情報の伝達図

気象等の特別警報・危険警報・警報・注意報は、次の系統図により迅速、かつ的確に伝達し、一般に周知させるものとする。ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類もしくは時期により、他の機関に伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りではない。



(4) 気象庁震度階級関連解説表

「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度を観測したとき、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものである。この表を使用する際は、以下の点に注意する。  
 ア 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような

現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。

イ 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。

ウ 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。

エ この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。

オ この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。

カ この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いている。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあるが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別している。

## 気象庁震度階級関連解説表

## ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

注1 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注3 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

注1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある <sup>*</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>*</sup> 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震等自然災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動 <sup>*</sup> による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。

大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。
-----------------------	--

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

### 3 予警報等の取扱い

#### (1) 勤務時間中の取扱い

勤務時間中に県庁防災推進課から一斉指令をもって通報された場合、当該注意報及び警報等により予想される事態に対し、とるべき措置等を併せ指示するものとする。

#### (2) 勤務時間外の取扱い

勤務時間外における予警報等の受信伝達は、当直員があたり、防災担当者と緊密な連絡のうえ、その指示を受けるとともに関係機関に伝達するものとする。

### 4 予警報等伝達責任者

予警報等の伝達を迅速かつ的確に実施するため下記責任者を定める。

責任者職名 災害対策本部統括部本部班長（危機管理課長）
-----------------------------

## 第8節 災害情報収集・共有及び伝達計画

災害対策基本法及び他の法令の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについては、関係機関からの指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによって行うものとする。

また、町は、災害時の個人情報の取扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体または財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。

また、大規模地震発生時における各種地震情報、被害発生に係る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動等を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。

町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

### 1 実施責任者

町長は、管内の被害報告等を収集し、県その他関係機関へ報告を行うものとする。

なお、県への報告にあたっては、原則として、防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。ただし、通信の途絶等により町長が県（県本庁または地域振興局）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）」の一部が改正され、地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を観測したもの（被害の有無を問わない。）については、直接消防庁に対して報告するものとする。（平成12年11月22日付け消防災第98号・消防情第125号消防庁長官による）

### 2 防災情報共有システムの活用

町は、防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む。）を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るとともに、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。

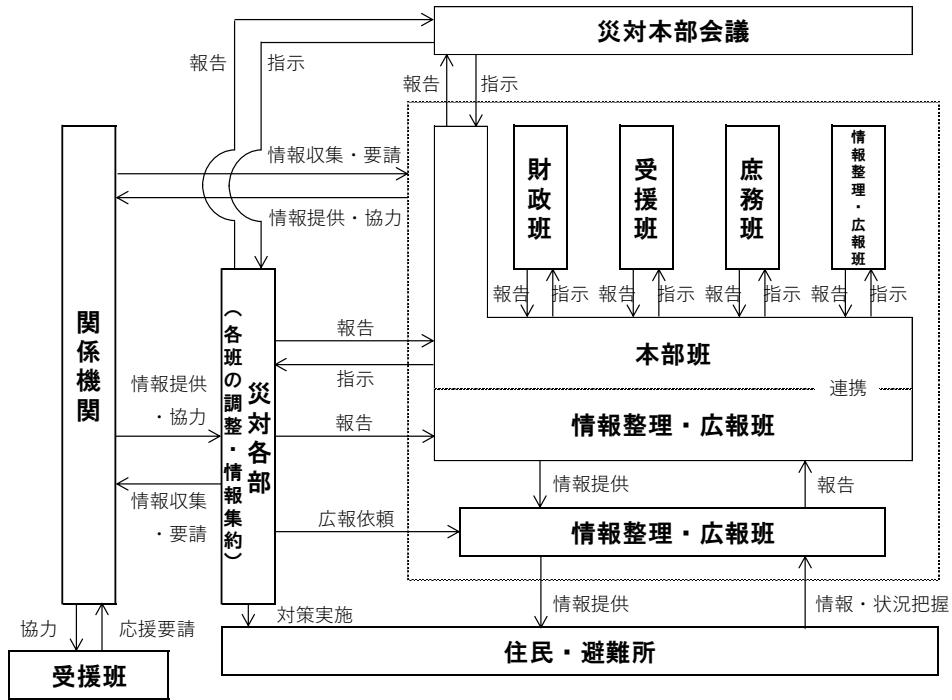
町は、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

なお、町は、避難指示等を発令した場合には、災害情報共有システム（Lアラート）（以下、「Lアラート」という。）へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

また、平時から、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図るとともに、被害情報把握の遅れがないようデジタルツールの習熟や消防団・自主防災組織等との連携強化を図るものとする。

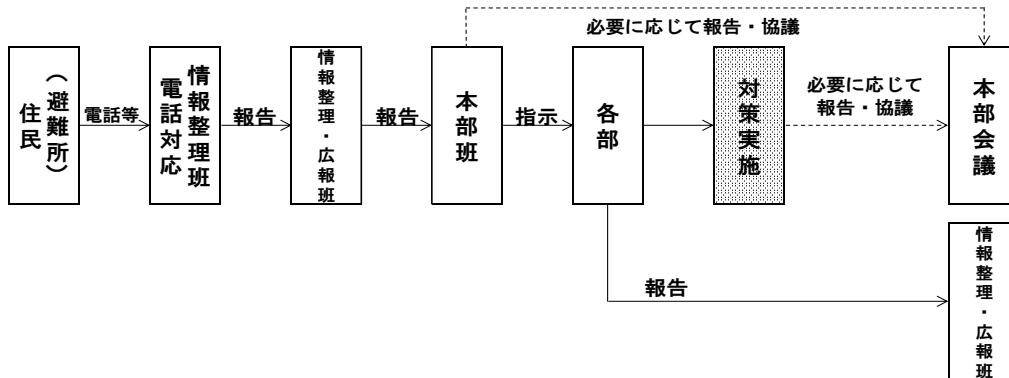
### 3 情報の伝達・処理方法

(1) 住民からの問い合わせや現地において収集した情報及び災害情報については、各部内で集計・分析し部内に指示をするとともに、全庁的及び他部との協力が必要な事項については、情報の共有を図る。

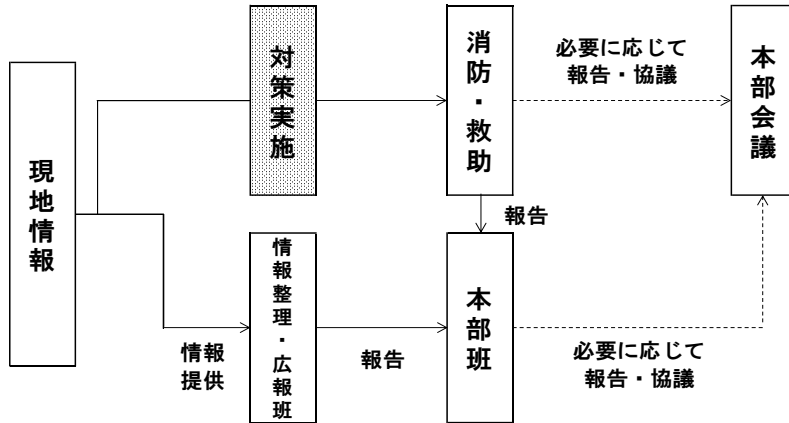


なお、前述の情報伝達方法のうち、災害において頻繁に情報伝達が発生すると想定される住民（避難所）情報、現地情報、関係機関からの情報を特筆すると以下のとおりである。

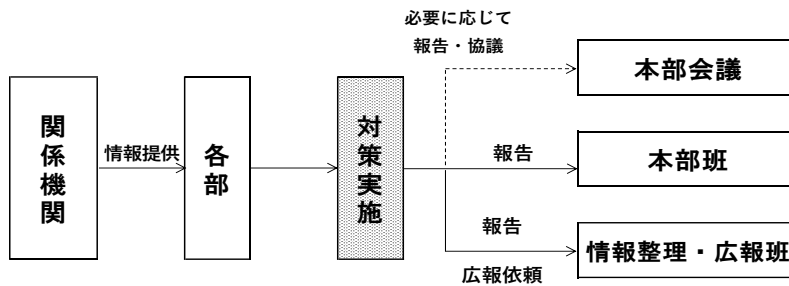
#### ア 避難所情報の伝達方法



イ 現地情報の伝達方法

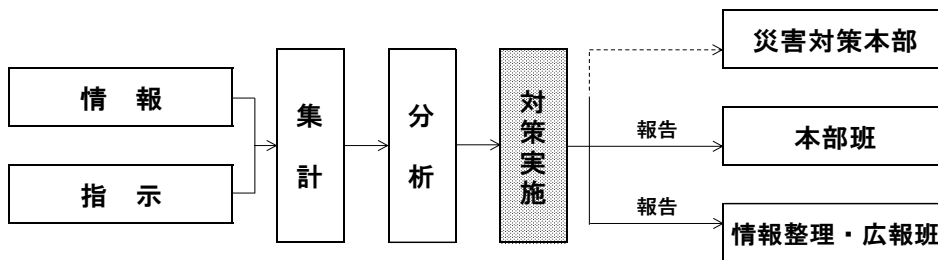


ウ 関係機関からの情報の伝達方法

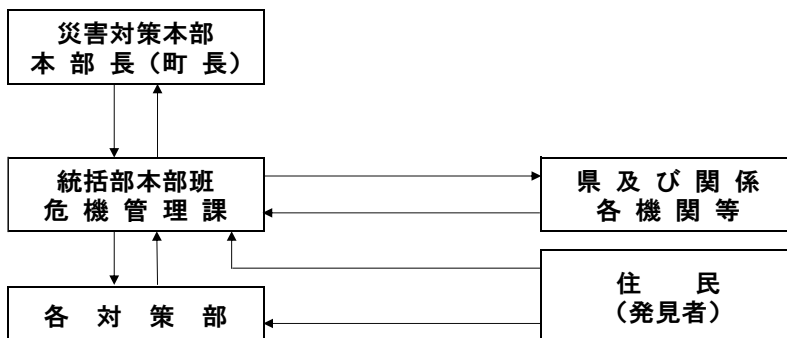


(2) 部局間の情報伝達方法

情報を受信した各部は、情報を集計・分析し対策を実施する。対策の実施結果については本部班に報告し、全庁的な対応や調整が必要な事項については災害対策本部会議に報告する。また、住民へ周知が必要な事項については、広報班へ周知を依頼する。



(3) 本町の情報収集、被害報告等の系統



## 4 被害報告取扱責任者

危機管理課長（災害対策本部統括部本部班長）

## 5 被害等の調査

発災当初においては、一時的な通信の途絶や情報共有不足により孤立集落の状況把握が遅れるおそれがあるため、衛星通信機器などの情報収集手段の導入や定期的な県との情報共有会議の開催などの体制の確保が必要である。

町は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁に当該情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して関係省庁に当該情報を連絡するものとする。

また、町は、防災行政無線の活用及び消防団や自主防災組織、自治会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

さらに、町は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうちア～オの情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ただし、アの中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等）に連絡するものとする。さらに、町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、報告は被害報告取扱要領に基づいて行うこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。

- ア 人的被害（行方不明者の数を含む。）
- イ 火災の発生状況
- ウ 住家の被災状況
- エ 住民の行動・避難状況
- オ 土砂災害等の発生状況
- カ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- キ 孤立集落の発生状況
- ク 医療救護関係情報
- ケ その他市町村の業務継続に必要な情報

## 6 災害情報収集及び報告

各対策部は、確実な被害報告をとりまとめ、統括部本部班に報告するものとする。

また、本報告中災害速報については、電話、無線等最も迅速かつ的確な方法で報告するもの

とし、被害確定報告または、それぞれの法令等で報告すべきものについては文書をもって報告するものとする。

## 7 災害情報収集・伝達関係者の安全確保

災害・被害情報収集・伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

## 8 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告する。

## 9 防災関係機関等の協力関係

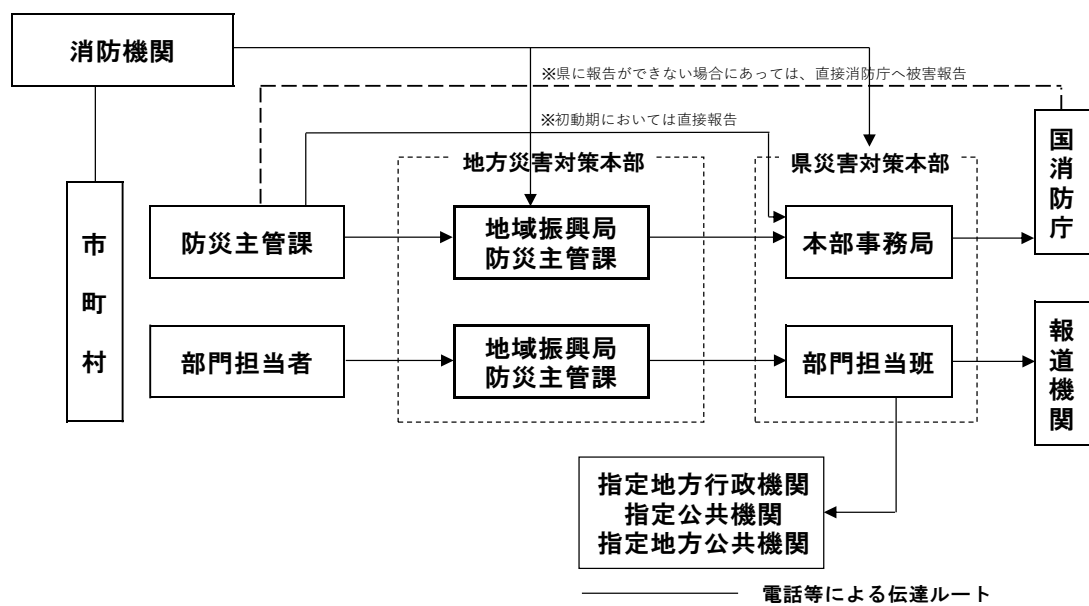
町及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。

町災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

なお、平時においては、総合防災訓練などの各種訓練の開催等を通じ、関係機関の情報交換や連携体制の強化に努めるものとする。

## 10 情報の伝達系統

情報の伝達系統は、次のとおりである。



## 11 火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

### (1) 通常時の報告先

時間帯		平日 (9:30~18:15)	平日 (左記時間帯以外)・休日
報告先		応急対策室	宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	*-90-49013	*-90-49102
	F A X	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	F A X	*-48-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線 (注3)		*-8090-5017	*-8090-5017

### (2) 消防庁災害対策本部設置時の報告先

報告先		消防庁災害対策本部情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7510
	F A X	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	*-90-49175
	F A X	*-90-49036
地域衛星通信ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49175
	F A X	*-48-500-90-49036
中央防災無線 (注3)		*-8090-5017

※ 「\*」各団体の交換機の特番

注1 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

注2 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

注3 省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

## 12 災害確定報告

町は、応急措置完了後速やかに、県（上益城地域振興局経由）に対して文書で災害確定報告を行うものとする。

## 第9節 広報計画

町は、災害時の情報、被害状況等を報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

また、時間の経過とともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りして、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

### 1 広報活動

町は、収集した被害情報及び被災者・避難者に関する対策等について、報道機関や広報紙等を活用し、速やかに住民に対する周知を図るものとする。

#### (1) 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

- ア 災害対策本部の設置
- イ 災害の概況（被害の規模・状況等）
- ウ 台風等に関する情報
- エ 市町村及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項
- オ 避難指示（指定緊急避難場所・避難路の指示）及び避難時の留意事項
- カ 電気、ガス、水道等供給の状況、復旧状況
- キ 防疫に関する事項
- ク 火災状況
- ケ 医療救護所の開設状況
- コ 給食・給水実施状況
- サ 道路、河川等の公共施設被害、復旧状況
- シ 道路交通等に関する事項、復旧状況
- ス 一般的な住民生活に関する情報
- セ 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
- ソ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- タ 住民の安否情報
- チ 医療機関、金融機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連状況
- ツ 交通規制の状況
- テ 被災者支援に関する情報等
- ト その他必要な事項

#### (2) 広報の方法

広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手段の選択にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、児童等要配慮者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がな

されるものとする。

なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。

ア 益城町防災行政無線の活用

災害情報及び災害復旧情報を最も迅速に住民に対して伝える手段として、同報系防災行政無線を有効に活用する。

イ 広報車の利用

災害の状況、道路の復旧状況に応じて、必要な地域へ（携帯マイクを有する）車両を出動させ、広報を実施するものとする。

ウ 職員による広報

広報車の活動不能な地域または特に必要と認められる地域に対して、職員を派遣して実施するものとする。

エ 広報紙、チラシ、ポスター等による広報

必要に応じて広報紙、チラシ、ポスター等を作成し、現地において配布または掲示するものとする。

オ インターネットによる広報

インターネットを利用し、町ホームページ、メールサービス、SNS などで被害状況等の情報提供を実施するものとする。

カ 報道機関（テレビ、ラジオ、新聞等）による広報

## 2 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化

### (1) 伝達手段の多重化・多様化

町は、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者や地方公共団体職員等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

### (2) インターネットの活用

県からの情報を被災地に提供したり、被災地からの情報を入手する手段として、インターネットを活用する。

ア 行政からの情報の提供

被害、安否等の災害情報やライフラインに係わる情報については、できるだけ早く被災地に知らせる必要がある。このための情報提供手段として、ホームページ等を活用し、タイムリーかつスピーディーな情報提供を行うものとする。

イ 被災地からの情報の収集

被災地からの情報を把握するための情報収集手段として、インターネット・SNS等のデータの活用について検討するものとする。

なお、SNS等の情報は情報源が不明なものや古いものが含まれているため、SNS等が本来有する特性を踏まえた情報活用の検討を行う。

### 3 住民等からの問合せ対応

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等任命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

### 4 報道機関への対応

町は、大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置及び情報提供のあり方（発表時間、回数、提供方法等）を検討する。

## 第10節 避難収容対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

特に、大規模地震発生時に、同時多発の火災が拡大延焼する可能性がある場合など、住民等の関係者に対し、速やかに避難指示等の発令を行うものとする。

### 1 実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は、以下のとおりである。

なお、町長は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するものとする。

また、町長が高齢者等避難を発令できない場合は、副町長、政策審議監、土木審議監、危機管理課長の順で発令権を有することとする。

区分	災害の種別	実施責任者	根拠法令
高齢者等避難	全災害	町長	
避難指示	全災害	町長	災害対策基本法第60条
		警察官	災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条
		災害派遣時の自衛官	自衛隊法第94条
	洪水災害	知事またはその命を受けた職員	水防法第29号
		水防管理者	水防法第29条
地すべり災害	知事またはその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	
緊急安全確保	全災害	町長	

### 2 避難指示等の内容

町長は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように5段階の警戒レベルとともに伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。さらに、町は、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

### 3 住民への伝達方法

避難指示の伝達は、最も迅速かつ的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に対し

ては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

- (1) 町防災行政無線、各行政区の有線放送、電話等による伝達周知
- (2) Jアラート及びLアラートによる伝達周知
- (3) 消防団を通じて、直接口頭、マイク等による伝達周知
- (4) サイレン及び警鐘による伝達周知
- (5) 広報車による伝達周知
- (6) 携帯電話メールサービスによる伝達周知

また、電話回線の不通、停電等を想定するとともに防災行政無線等の設備については、日頃から非常用電源の点検整備、戸別受信機内蔵電池の交換等を行い、災害時に機能するように維持管理しておくものとする。

#### 4 避難路の整備及び避難経路の選定

町は、地域の特性に応じた避難路等（指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地または緑道）の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

町は、指定緊急避難場所に併せて、市街地の状況等に応じて避難路を整備するものとする。

住民は、町、行政区や自主防災組織等が実施する避難訓練等を通じ、災害発生時を想定した避難経路を事前に選定するよう努めるものとする。

#### 5 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、「避難情報に関するガイドライン」を参考とする。

- (1) 避難情報を発令する対象災害の確認

過去の災害や今後発生が想定される災害を調査し、避難情報を発令する対象とする災害を特定する。地域によっては、洪水等と土砂災害など、複数の災害リスクに対し警戒する必要があることもある。

また、町が避難情報を発令するのは、居住者等の「生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき（災対法第60条第1項）」であるため、原則として居住者等の命を脅かす危険がある災害を避難情報の発令対象とする。

- (2) 避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み）

避難情報は、災害により命を脅かされる可能性がある居住者等がいる「災害リスクのある区域等」において、「河川の氾濫や土砂災害等の発生の切迫度（災害の切迫度）が高まっている場合」に発令する必要があるので、①「防災気象情報の切迫度の高まり」と②「災害リスクのある区域等」との両方が重なり合った場所に、①の防災気象情報に対応する警戒レベルの避難情報を発令することが基本であり、このようにすることが「発令対象区域を絞り込む」ということである。

町は可能な範囲で地域の災害リスクについて把握し絞り込みの参考とする。

居住者等が理解しやすいよう、また危機意識をより強く持つことができるよう、できるだけ細分化した「地区名」と合わせて伝達する。

- (3) 発令タイミングの設定

いざというときに町長が躊躇なく発令できるよう、町は、河川事務所・气象台等の協力・

助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい発令基準をあらかじめ設定する。ただし、過度に高頻度な避難情報の発令は、情報の軽視につながることを懸念されるため、少なくとも過去数年間程度の実例に則して発令頻度がどの程度になるか確認し、現実的に運用できるか検討することが重要である。

警戒レベル3 高齢者等避難及び警戒レベル4 避難指示の設定にあたっては、発令後に高齢者等や居住者等が災害発生前に指定緊急避難場所等へ立退き避難することができるよう、町長は立退き避難する人のリードタイムを踏まえたタイミングで避難情報を発令することが必要である。

警戒レベル5 緊急安全確保は、立退き避難から行動変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保し、少しでも安全な場所への移動等を直ちに呼びかけるものである。発令を判断する際に参考とする情報としては、洪水等による氾濫が迫っている又は氾濫が発生している場合に、河川管理者からプッシュ型で提供される「通報」をもとにして県知事等から通知される「レベル5 氾濫発生情報」や、災害発生の蓋然性が著しく大きい場合に市町村毎に地方気象台等から発表される気象特別警報がある。「レベル5 氾濫発生情報」は、河川管理者が目視やカメラ画像、水位情報等から得た特に確度の高い情報をもとにしたものであることから、この情報を確認した場合には、躊躇なく適切な範囲に緊急安全確保を発令することを基本とするが、必ずしも提供される情報ではないことから、状況に応じて気象特別警報等を判断材料に、発令対象区域を適切に絞り込み緊急安全確保を発令する。

また、自然現象を対象とするため、あらかじめ定めた発令基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨機応変な対応が求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。

また、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため、町は、極力、深夜に大雨等が予想される場合、前日の夕方明るいうちからの予防的避難を住民に呼び掛けるものとする。

町長が避難情報を発令するタイミングを判断する際には、以下の情報等を参考に、避難情報の発令タイミングを総合的に判断することとなる。

- ・ 防災気象情報
- ・ 日没や暴風が吹き始める時刻
- ・ ダム、堤防や樋門等の施設の状況や操作に関する情報
- ・ 自主防災組織や水防団等の現地からの情報
- ・ 河川事務所・ダム事務所・気象台等からの情報提供（ホットライン）

なお、夜間時の大雨等により事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示、警戒レベル5 緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきである。

たとえ指定緊急避難場所が未開放であったとしても、又は夜間や外出が危険な状態であっても、適切なタイミングで避難情報を発令すべきである。

さらに、また、想定していない事態が発生した場合であっても、居住者等の身の安全の確

保を最優先に考えた最善の情報提供を行うよう努めるべきである。

避難情報の発令基準設定の基本的な考え方と洪水等、土砂災害の各災害における発令基準設定の考え方は以下のとおり。

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の基準

町は、避難行動に時間を要する者(要支援者等)が、指定された避難場所(自主避難所等)に避難する時間を確保できるように、早めのタイミングで高齢者等避難の発令を行うこととする。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の基準

ア 洪水の場合

河川の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)を突破し、もしくは突破するおそれがある場合で、上流域における雨量が増加していることにより、さらに水位の上昇が予想される場合。また、氾濫危険水位の設定がない中小河川や水位観測の施設がない河川等においては、大雨に関する情報や雨量情報、キキクル等も参考とし、また、巡回の強化、住民からの通報体制を確立すること等により、状況の把握に努め、上記に準じて避難等の措置をとるものとする。

イ 土砂災害の場合

豪雨時には土砂災害(土石流、地すべり、がけ崩れ)が発生するおそれが高まることとなる。土砂災害は、24時間累加雨量が200mmを超えるような場合、時間雨量が30mm程度を超える雨が連続する場合または長期間にわたって雨が降り続き地盤が緩んでいる場合、またはレベル4土砂災害危険警報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表される場合などがあるが、地域の地形、地質等の条件により大きく異なることから、それぞれの地域の条件に応じて、避難等の措置をとるものとする。

また、土砂災害危険箇所等において次のような兆候(前兆現象)が確認された場合には、上記基準にかかわらず速やかに避難の措置をとるものとする。

(ア) がけ、急傾斜地

- ・ 崖等で小石がばらばら落ちる。
- ・ 地面にひび割れができる。
- ・ 斜面から濁った水が流れ出る。
- ・ 地鳴りがする。

(イ) 溪流

- ・ 溪流内で転石が流れる音がする。
- ・ 流木が発生している。
- ・ 流水が異常に濁る。
- ・ 地鳴り及び土臭いにおいがする。
- ・ 雨が降っているにもかかわらず溪流の水位が下がる。

(ウ) 地すべり

- ・ 斜面や構造物の亀裂が拡大している。またははらみ出している。
- ・ 落石や小崩壊が見られる。
- ・ 樹木の根が切れる音がする。または樹木が傾き出す。

- ・ 地鳴りがする。

(エ) その他土砂災害の兆候が確認されたとき。

ウ 暴風の場合

相当な暴風の襲来により、短時間後に災害がおこることが予想され、生命、身体に危険が及ぶおそれがあるとき。

エ 暴風、豪雨、洪水、その他災害発生の事態が高齢者等避難の段階より悪化し、災害の発生が切迫し、かつ現実視される場合、または突然、災害発生の諸現象が現れたときは、直ちに避難指示の措置を行うものとする。

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保

ア 洪水の場合

水位観測所等のデータ及び消防団等からの報告によって決壊や越水・溢水を把握した場合は、直ちに災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。

イ 土砂災害の場合

土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。

## 【避難指示等の基準について】

	高齢者等避難	避難指示
土砂災害 台風情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル4土砂災害危険警報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表または各種警報及び台風情報により、町内に影響が予想される時</li> <li>気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の警戒レベル3相当以上の発表が予想されている場合（夕刻時点で発令）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル4土砂災害危険警報（警戒レベル4相当情報）が発表された時</li> <li>各種警報・台風情報により、町内に甚大な影響が予想される時</li> <li>土砂災害の前兆が認められる時</li> <li>台風情報により、町内一円が暴風域に入り、甚大な影響が予測される時</li> </ul>
集中豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>集中豪雨等により小規模かつ局地的な災害が発生し、またはそのおそれがある時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集中豪雨等により、町内広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、更に被害拡大が予想される時</li> </ul>
水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難判断水位（レベル3水位）（県津森 3.14m／赤井 3.86m）に達し、更に上昇のおそれのある時</li> <li>レベル3大雨警報が発表され、洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険水位（レベル4水位）（県津森 3.35m／赤井 4.39m）に達し、更に上昇のおそれのある時</li> <li>レベル4大雨危険警報が発表され、洪水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長が必要と認めた時</li> </ul>	

※ 屋内退避等が必要な事態としては、避難のための立ち退きを行うことによりかえって住民の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると想定される時である。この時は、屋内での待避その他の屋内での避難を行う。

## 【高齢者等避難、避難指示及び屋内退避等の指示について】

高齢者等避難の発令、避難指示及び屋内退避等の指示は、実施責任者またはその委任を受けた者が行う。

指示権の委任を受けた者	町長の命を受け災害現場に派遣された職員
緊急の場合の指示	緊急を要する場合の高齢者等避難の発令、避難の指示については、あらかじめ町長がその権限を委任した者が、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。もしくは、屋内での待避その他の屋内における避難を指示することができる。この場合、速やかにその状況等を町長に報告し、以後の措置について指示を受ける。
指示の方法	高齢者等避難、避難指示及び屋内退避等の指示を実施する者は、要避難地域の住民に対し、防災行政無線・ましきメール・緊急速報メール・広報車等により伝達を行うとともに、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達を行う。また、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により高齢者等避難、避難指示及び屋内退避等の指示の徹底を図る。テレビ・ラジオ放送により高齢者等避難、避難指示及び屋内退避等の指示の周知を図るため、放送局へ協力を依頼する。住民は、近隣に居住する独居老人や日本語を十分に解さない外国人等に対しても避難指示及び屋内退避等の指示が確実に伝達されるよう協力する。

住民への伝達事項	①高齢者等避難、避難指示及び屋内退避等の指示の発令者 ②高齢者等避難、避難指示及び屋内退避等の指示の対象地域 ③避難先とその場所 ④避難経路（危険な経路がある場合等） ⑤避難指示及び屋内退避等の理由 ⑥注意事項（火の元の確認、避難後の戸締まり、携行品、服装等）
----------	---

【高齢者等避難、避難指示及び屋内退避等の指示の報告について】

町長が指示を行った場合	町長は、高齢者等避難、避難指示及び屋内退避等の指示を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通報する。また、県外広域一時滞在を行う場合は、受入れ先の都道府県知事に報告を行う。解除する場合も、同様とする。
町長以外が指示を行った場合	直ちに町長に報告し、町長は上記に準じて関係機関等へ連絡する。

## 6 避難の誘導

(1) 町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

このほか、避難誘導にあたっては次の事項に留意するものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

ウ 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、水平・垂直避難等の屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

また、町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示することができることとする。

(2) 社会福祉施設等

ア 被災福祉施設は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保し、被災状況等について、町に報告するものとする。

また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。

イ 被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

(3) 災害に伴う大規模な立ち往生発生時

町は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携のうえ、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

## 7 避難所の開設及び収容

避難所の開設は、避難指示等の事態において行うものとし、収容は、概ね次の基準に基づき行うものとする。また、プライバシーの確保や男女共同参画の視点に配慮し、「避難所運営マニュアル」を活用するものとする。

なお、福祉避難所の開設については、福祉施設等との協定や計画等に基づき実施するものとする。

### (1) 避難所等の安全性の確認および速やかな避難所開設

町は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等の防災行動計画（タイムライン）や役割の確認を行うものとする。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

指定避難所施設の開設の際は、あらかじめ定めていた避難所開設者に連絡し、速やかな開設を行うものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

### (2) 収容施設等

町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル等を実質的に福祉避難所として利用することも検討するものとする。

避難所は、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を応急的に整備して使用するものとするが、これらが無い場合またはこれらでは充足できない場合は、その他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物または天幕等を設置して避難所とする。

既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

### (3) 収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者並びに避難指示が発令された場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容するものとする。

### (4) 住民への周知

町は、避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

また、町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホ

ームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(5) 避難者の把握、避難所開設の報告

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、あらかじめ定めていた避難者カード等により避難者の把握を行うとともに、直ちに次の事項を県に報告するよう努めるものとする。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設予定期間

エ 指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D

特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。

(6) 避難所の管理運営

ア 町は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO・ボランティア等の外部支援者等との協働についても検討するものとする。

イ 町は、避難所運営の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ウ 避難者は、避難所の自主的な運営が円滑に行われるようルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。

エ 町は、自治会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の被災者に係る情報の把握に努め、得られた情報の共有を図り、県や支援団体と協力して支援活動全体を調整する仕組みを構築する。また、情報の把握にあたっては、町の担当部署を明確にするものとする。

オ 食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。

カ 町は、避難所等における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や多様なニーズ、避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。

キ 町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用でき

- る学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ク 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- ケ 町は、指定避難所等の運営における男女共同参画や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性だけの世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者等のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。
- コ 町は、指定避難所等における女性やこども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性やこども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- サ 町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難して来たホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- シ 町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。
- ス 避難期間が長期化する場合、町は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。
- セ 夏季には扇風機等、冬季には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。
- ソ 町は、仮設トイレやマンホールトイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。
- タ 町は、避難所の衛生環境に支障が生じないよう、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進めるものとする。
- チ 町は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとし、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所等における家庭動物のための避難ス

ペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ツ 町は、警察及び防犯ボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものとする。

## 8 車中避難者を含む避難所以外の被災者への対応

- (1) 町は、自治会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。
- (2) 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (3) 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (4) 町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

## 9 外国人に対する対策

町は、在日外国人と訪日外国人とは行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備に努めるとともに、その円滑な避難誘導體制の構築に努めるものとする。

## 10 防火対象物等における避難対策

保育所、幼稚園、学校、病院、工場、事業所、商店、その他消防法による防火対象物の防火管理者及び防災管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。

特に、保育所、幼稚園、学校等においては、次の応急措置等を実施するものとする。

### (1) 情報の伝達・収集等

ア 教育長及び子ども未来課長は、災害の種別、程度により速やかに各施設長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。

イ 施設長は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、施設内職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。

なお、園児・児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するもの

とする。

ウ 施設長は、園児・児童・生徒等及び施設に被害を受け、またはそのおそれがある場合は、直ちにその状況を町、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関に報告し、必要に応じ応援等を求めるものとする。

## (2) 避難の指示等

ア 教育長及びこども未来課長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。

また、避難の指示にあたっては、災害の種別、発生の時期及び発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている施設から順次指示するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を当該地域の施設全てに伝えるものとする。

イ 施設長は、教育長及びこども未来課長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、園児・児童・生徒等の屋外への避難や指定緊急避難場所等への避難を迅速に指示するものとする。

なお、状況によっては、施設内職員が個々に適切な指示を行うものとする。

ウ 園児・児童・生徒等が施設の管理外にある場合には、施設長は状況を判断して臨時休校等の措置を講じるものとする。

なお、臨時休校等の通告及び連絡方法については、あらかじめ園児・児童・生徒及びその保護者等に対し周知徹底しておくものとする。

## (3) 避難の誘導等

### ア 避難の誘導

施設長及び施設内職員は、園児・児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき園児・児童・生徒等の誘導を行うものとする。

なお、状況により施設外への誘導が必要である場合は、町、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

### イ 避難の順位

園児・児童・生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

### ウ 下校時の危険防止

施設長は、災害の状況により、園児・児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものとする。

(ア) 園児・児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋堤防等）の通行を避けるように配慮するものとする。

(イ) 通学区域ごとの集団下校または施設内職員による引率等の措置を講じるものとする。

### エ 施設内保護

施設長は、災害の状況により、園児・児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、施設内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに町等設置者に対して、園児・児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。

## (4) 保育所・幼稚園・学校が地域の避難所となる場合の留意事項

ア 避難所になった施設の施設長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。

イ 施設長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画等を作成し、応急教育等の開始時期及び方法を確実に園児・児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。

ウ 全園児・児童・生徒等を施設内に同時に収容できない場合は、二部授業または地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。

エ 避難が長期間となるおそれがある場合は、町は施設長と協議し、本来業務の支障とならないように必要な措置を講じるものとする。

(5) その他の留意事項

ア 保健衛生

施設長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、園児・児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

イ 教育活動の再開

施設長は、教育活動等の再開にあたっては、園児・児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。

ウ 避難訓練等の実施

施設長は、災害種別に応じた避難訓練等を、平素から実施するものとする。

なお、訓練に際しては、施設関係者だけでなく町、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

エ 連絡網の整備

教育長及び子ども未来課長の各施設への通報及び連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。

オ 計画の策定

施設長は、次の事項について園児・児童・生徒等の実態に即した計画を策定し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。

(ア) 災害の種別に応じた避難指示（緊急）等の伝達方法

(イ) 緊急避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び緊急避難場所までの誘導責任者

(エ) 園児・児童・生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

(カ) 負傷者の救護方法

(キ) 保護者への連絡及び引き渡し方法

(ク) 登下校中の避難方法

## 11 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは県知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供すること

について定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

町は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

町は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

## 12 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めることができる。

また、他の都道府県への避難の受入れ協議が必要な場合は、知事に対して県外広域一時滞在について要請し、協議を行う。

他の市町村長及び知事と協議を行う場合は、次の事項の協議を行うものとする。

- (1) 避難希望地域
- (2) 避難を要する人員
- (3) 避難期間
- (4) 輸送手段
- (5) その他必要な事項

町は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

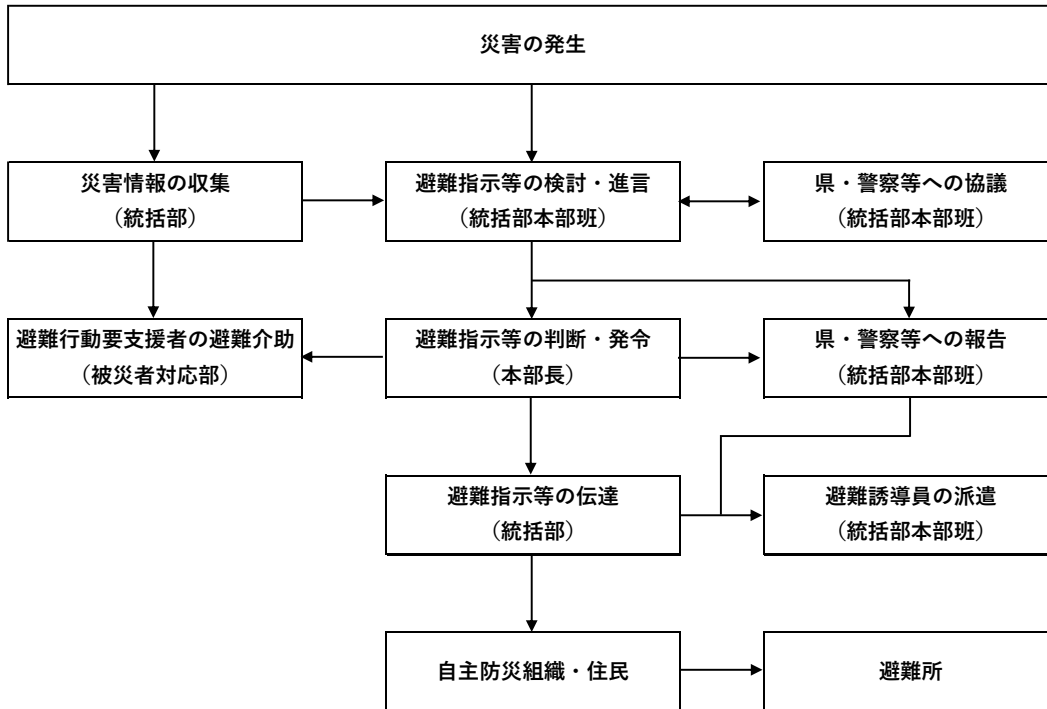
## 13 被災者等への的確な情報活動関係

町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

## 14 避難誘導計画

災害等発生後、被災者を速やかに避難誘導することを目的とし、避難のための立ち退きの指示等を迅速に行うものとする。

【応急対策の流れ】



【役割分担】

実施担当		実施内容
町 災 害 対 策 本 部	本部長	避難指示等の発令
	統括部	避難指示等の住民及び自主防災組織への伝達に関すること 避難指示等の県、警察等他機関への伝達・協議に関すること 避難行動要支援者への避難指示等の伝達に関すること 避難誘導に関すること
	被災者対応部 (保健衛生班)	避難行動要支援者の搬送に関すること
御船警察署		避難の指示に関すること 避難誘導の応援に関すること
住民及び自主防災組織		避難指示等の住民相互の伝達 避難時における地域の避難行動要支援者の安全確保に関する協力

【実施責任者】

実施責任者	避難指示	災害の種類, 内容	根拠法
町長	高齢者等避難	災害全般	—
	避難指示	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	指示	災害全般：町長が指示する いとまがないとき、または 町長から要請があったとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事またはその命 を受けた職員	指示	洪水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（町長）	指示	洪水	水防法第29条

実施責任者	避難指示	災害の種類, 内容	根拠法
自衛官	指示	災害全般：災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができる	自衛隊法第94条

【高齢者等避難、避難指示の概要】

「高齢者等避難」とは、「人的被害の発生の可能性がある」と判断された時点に発令され、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、その他の人々に避難準備を求めるものである。一般的に「避難指示」より前段階で発令する。

「避難指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「高齢者等避難」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるものである。

避難指示等を行う際は、国、県、気象台等からの情報を基に判断するものとし、必要に応じて国または県の助言を受けて判断を行うものとする。

	高齢者等避難	避難指示
条件	気象状況等により過去の災害の発生例、地形等から判断し、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難指示等を行うことが予想される場合	当該地域または土地・建物等に災害が発生するおそれがある場合、または災害が発生し現場に残留者がある場合
住民に求める行動	① 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始 ② 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	① 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ② 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
伝達内容	① 避難をすべき理由 ② 危険地域 ③ 携行品その他の注意	① 指示者 ② 避難理由 ③ 避難場所 ④ 避難経路（危険な経路がある場合等） ⑤ 避難後の当局の指示、連絡等
伝達方法	① 広範囲の場合：テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、ましきメール、ケーブルテレビ、ホームページ、庁内放送等 ② 小範囲の場合：防災行政無線、広報車等 ③ 必要に応じ上記を併用	① 高齢者等避難と同じ。ただし必要に応じて戸別に口頭伝達

【避難指示等の発令状況及び屋内退避等が必要な場合】

実態的には、災害発生直後に災害対策本部が避難指示等を発令する前に、住民は自らの判断で最寄りの学校や公園等に避難を始めると予想される。

避難指示等が必要な事態としては、二次災害の発生・拡大が予想されるときであり、次のような場合が想定される。

1	危険物・高圧ガス等の漏洩等があったとき
2	地すべり、崖崩れ等の発生の可能性があるとき（降雨が予想される時を含む）
3	災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがある場合
4	不特定多数が集まる施設、学校、病院等防災上重要な施設において避難が必要と判断される時
5	その他災害の状況により、町長が認めるとき

## 第11節 避難所外避難収容計画

### 1 避難所外避難検討の背景

#### (1) 平成28年熊本地震の状況

平成28年4月に発生した熊本地震では、観測史上初となる震度7を2度本町において観測し、指定避難所が被災した。また、余震が続発したことによる不安やプライバシー問題、愛玩動物への対応などの理由により、公共施設の大規模駐車場等での車中泊やテント泊などの避難所外避難が多数発生し、その把握に時間を要するなど混乱が顕著に表れた。

#### (2) 避難所外避難の検討

避難所以外の場所に滞在する被災者に対し、情報の提供や生活環境の整備等の措置を講ずるよう努める（災害対策基本法第86条の7）という観点から、今後発生が懸念される大規模災害に備え、その課題を検討するものである。

### 2 避難所外避難の課題

#### (1) 車中泊避難等の課題

- ア 災害発生時には、車中泊やテント泊を含めた避難所外避難を選択する避難者が発生する。
- イ 大規模災害発生時には、熊本産業展示場（グランメッセ熊本）や熊本空港（阿蘇くまもと空港）など町内に所在する大規模公共施設において、帰宅困難者を含む避難所外避難者が多発することが予想される。
- ウ 自然発生的な車中泊避難場所は、避難者数の把握を困難にし、救援物資や健康管理等の問題で十分な被災者支援が困難となる。
- エ エコノミークラス症候群に代表されるように、健康被害が発生しやすい。

### 3 避難所外避難対応方針

#### (1) 避難所外避難場所の選定

車中泊等の避難所外避難者を効率的に把握し、必要となる支援を行うため、避難先となる場所の選定をあらかじめ行い、避難所外避難者の集約を行う。

- ア 指定避難所、仮設住宅建設予定地とは別の場所とする。
- イ 民間施設等を活用した協定締結も検討する。
- ウ 場所の選定については、管理運営の効率化を図るため、細分化を避け一定規模の場所を複数箇所検討する。
- エ 選定する場所については、電気、水道、トイレ等の既存設備を確保できる場所を優先するものとするが、調達についても検討を加えるものとする。

#### (2) 指定避難所等における避難所外避難者への対応

指定避難所等において、車中泊が発生する場合を想定し、対応できるよう一定数の駐車区分を設ける。

- ア 指定避難所については徒歩避難を原則とするが、本町の地理的条件等から車での移動が常態化しており、高齢者避難等においてやむを得ない場合等について検討を行う。
- イ 大規模な駐車施設、敷地等を有する施設については、緊急車両通行場所や物資集積予定場所などを除き、車中泊可能な場所としての利用を検討する。

(3) 避難所外避難運営マニュアルの整備

避難所外避難者の把握を円滑に行い、状況に応じた適切な対応を実施するため、避難所外避難を想定した運営マニュアルを整備する。マニュアル作成にあたっては、次の事項を記載するものとする。

- ア 車中避難車両の把握
- イ 車中避難者名簿の作成
- ウ 健康被害防止のためのチラシ配布
- エ 火気取扱いのルール
- オ 職員配備計画
- カ 防寒防暑対策
- キ 仮設トイレ対策
- ク 食料品配給対策
- ケ 排気ガス、エンジン騒音対策

(4) 感染症流行時における対応

感染症の流行時に災害が発生した際、感染予防または感染疑い者の避難手段として避難所外避難を選択する場合、食料等の配給や避難所内のトイレの共用など他の避難者、運営者等との接触の機会があることを踏まえ、次の事項に留意する。

- ア マスク着用、換気、3密（密閉・密集・密接）の回避など基本的な感染予防の励行
- イ 検温の実施、問診等による健康状態の把握
- ウ 発熱、咳等の症状がある者が利用できる専用トイレ、動線等の確保
- エ 在宅避難または親類・知人等宅への避難を視野に入れた滞在場所の検討

(5) エコノミークラス症候群を含めた健康対策

長時間、車中に留まることにより発生するおそれのある、エコノミークラス症候群をはじめとした健康被害を防止するため、避難所外避難者の健康管理及び健康指導を実施する。

- ア 健康管理チラシの配布
- イ 保健師等による健康相談
- ウ 弾性ストッキングの準備・配布
- エ 軽い体操やストレッチ等の運動指導

(6) 避難所外避難者の把握

感染症感染防護の観点から、避難所外避難者の増加が見込まれ、友人や親類宅、車中避難など指定避難所以外への避難が想定される。

したがって、町民向け登録制メールである「ましきメール」のアンケート機能を活用し、次に掲げる避難状況を的確に把握することで、状況に応じた支援体制を確立する。

- ア 世帯主の住所、氏名及び連絡先電話番号
- イ 避難者数及び避難場所
- ウ 避難者の安否情報及び要望
- エ その他把握する必要がある避難情報

## 4 大規模公共施設との連携について

### (1) 熊本産業展示場（グランメッセ熊本）

平成28年熊本地震に相当する規模の災害が発生した場合、施設規模の大きさから避難所としての安定性を見込み、大勢の避難者が当該施設を訪れることが想定される。しかし、当該施設は熊本県地域防災計画において広域防災活動拠点として位置づけられており、災害発生時の物資供給等の拠点としての機能も確保されなければならない。このような状況を想定し、熊本県、熊本産業文化振興株式会社（当該施設の指定管理者）、熊本市及び益城町の4者による協議を行い、大規模災害等発生時の利用者等の受け入れ判断や役割分担等について明確化し、対応にあたる。

### (2) 熊本空港（阿蘇くまもと空港）

大規模災害により空港の機能に重大な支障が生じた場合、空港利用者の多くが帰宅困難となり、施設内に滞留することとなる。こうした場合には、運営主体である熊本国際空港株式会社が策定する熊本空港事業継続計画（以下、「熊本空港A2-BCP」という。）に基づき、町が所管するインフラ等の被害状況及び復旧見込並びに指定避難所に関する情報を提供するなど、空港内の滞留者に対し適切な措置を実施する。

## 5 目標時期

上記の内容について、基本的に発生後72時間（3日）以内を目標として、関係機関等と連携を図り体制を構築するものとする。

なお、熊本空港A2-BCPなど連携する機関が策定する計画等において、具体的な目標時期の規定がある場合は、それに基づくものとする。

## 6 避難体制強化に向けた取組の継続

本計画に基づく避難所外避難体制の周知・徹底のため、熊本産業展示場（グランメッセ熊本）、熊本空港（阿蘇くまもと空港）で実施される訓練、講習会等への協力を行う。

## 第12節 災害救助法等の適用計画

一定の程度以上の災害については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領は、概ね次のとおりである。

### 1 災害救助法の適用基準

町の区域内の人口	A	B
30,000人以上50,000人未満	60世帯	30世帯

- (1) 町の人口に応じ、表A欄に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 県の区域内の住家1,500世帯以上の世帯の住家が滅失した場合であって、町の区域内の人口に応じて、表B欄に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (3) 県の区域内において7,000世帯以上の世帯の住家が滅失したことまたは当該災害が隔離した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情※がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。  
 ※ 被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。
- (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、次の各号のいずれかに該当すること。  
 ア 災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。  
 イ 被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を要すること。
- (5) 大規模な災害発生のおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、本県がその所管区域に該当し、県内市町村において救助を必要とする判断されること。

### 2 被災世帯の算定基準

- (1) 被災世帯の算定  
 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
- (2) 住家の滅失等の認定  
 熊本県地域防災計画 第1編 共通対策編 情報収集及び被害報告取扱の4に基づく
- (3) 世帯及び住家の単位  
 熊本県地域防災計画 第1編 共通対策編 情報収集及び被害報告取扱の4に基づく

### 3 救助法の適用手続

町長は、本節1の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、上益城地域振興局長を経由し、直ちにその旨を知事に報告するものとする。

## 第13節 交通規制計画

災害時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合、または橋梁等の道路施設に被害が発生した場合または交通の混乱を防止して、緊急輸送道路を確保する必要がある場合は、交通規制を行って被害の軽減と迅速なる応急対策を実施するものとする。

### 1 実施責任者

災害時の交通規制は、次のとおり行うものとするが、道路管理者と警察は、常に緊密な連絡を保ち、応急措置に万全を期するものとする。

- (1) 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合
- (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合

### 2 交通規制の措置

#### (1) 措置要領

道路管理者は、道路、橋梁等道路施設の巡回調査に努め、災害等により道路施設等の危険な状況が予想され、または発見したとき、もしくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。

#### (2) 交通規制の実施

道路及び橋梁の破損、決壊その他の状況により通行禁止または交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者または警察が、禁止または制限の対象、区間、期間、理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、う回の案内板も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

#### (3) 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

状況に応じて協力し、道路啓開について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は必要な措置をとるものとする。

## 第14節 緊急通行車両確認計画

町は、地震等自然災害が発生し、またはまさに災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。また、町及び関係機関は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付をうけることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

### 1 緊急通行車両における輸送対象の限定

緊急通行車両において輸送する対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

#### (1) 第一段階（地震等自然災害発生直後の初動期）

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 交通規制に必要な人員、物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電気・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資
- カ 緊急通行に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保のための人員、物資

#### (2) 第二段階（応急対策活動期）

- ア 第一段階の継続
- イ 食料、水等生命維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送

#### (3) 第三段階（復旧活動期）

- ア 第二段階の継続
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活必需品

## 第15節 輸送計画

本節は、災害時における陸・空の緊急輸送体制を確立し、応急対策実施に必要な人員、資機材、救援物資等の輸送力を確保し、応急措置の万全を期するものとする。

### 1 実施機関

災害対策基本法第50条及び第51条に規定する実施責任者とする。ただし、これらの機関で処理できない場合は、輸送を業とする公共機関、地方公共機関及びこれに準ずるもの等、または自衛隊に応援を要請して緊急輸送の確保を図るものとする。

### 2 輸送力の確保措置

(1) 実施機関において所有する車両だけでは輸送が確保できない場合は、次の順位により必要に応じて借上げて輸送の円滑化を図るものとする。

ア 車両等確保

(ア) 公共的団体の車両

(イ) 輸送を業とする者の所有車両等

(ウ) その他（自家用車両等）

イ 空中輸送の確保

第3章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

### 3 輸送の方法

(1) 陸上輸送

災害時における緊急輸送は、本町の地勢及び過去の実績から考えて、大半が陸上輸送であり、関係機関は災害時における緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるように協力するものとする。

(2) 空中輸送

災害時に陸上輸送が困難、もしくは不可能な場合、または空中輸送が適切であると判断した場合の応急輸送の確保を図るものとし、第3章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき実施するものとする。

### 4 救援物資の調達・輸送体制の構築

町は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設し、その周知徹底を図るとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。

町は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

### 5 緊急輸送を確保するための道路

(1) 緊急輸送道路の指定、ネットワーク化

町は、緊急輸送ルート of 確保を早期に確実に図るため、空港等の主要な拠点と高規格道路

等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

## 6 災害救助法に基づく輸送

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。  
巻末資料2「救助の種類及び実施方法」参照

## 第16節 水防計画

地震により、堤防の亀裂、陥没及び沈下並びに水門、樋門等の施設の被害が考えられる。

特に、堤防の背後地が低い地域は、大規模地震による直接被害の後、洪水等により、溢水・浸水等の二次災害が発生するおそれがあるため、これらに対する情報の収集、通報、警戒等の水防体制が必要となる。

なお、水防活動に従事するものの安全確保について留意する。

このような地震時における水防体制についても、水防計画に基づいて対応するものとする。

## 第17節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索、または救助して、その者の保護を図るものとする。

### 1 実施責任者

- (1) 救出は原則として、町、消防機関、警察機関が協力して実施するものとする。
- (2) 災害対策基本法等の規定により、災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にいる者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、または町等に協力するものとする。
- (3) 災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

### 2 救出対象者

被災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
  - ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
  - イ 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合
  - ウ 水害の際に流失家屋とともに流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
  - エ 土石流により生き埋めになったような場合
  - オ 登山者が多数遭難したような場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者、または生命があるかどうか明らかでない者とする。

### 3 救出の方法

- (1) 町、消防職員・団員による救出
  - ア 町は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。

なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。

また、緊急消防援助隊の宿営場所は、木山中学校サブグラウンドとする。
  - イ 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。

また、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。
  - ウ 町による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。
- (2) 自主防災組織による救出

自主防災組織にあつては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、または町、消防機関、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。

## 4 関係機関の連携

救出・救助活動を円滑に実施するため、災害発生後の早い段階から、町、救出・救助関係機関等による活動調整会議を開催するものとする。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動するDMA T等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

また、町は、救出・救助活動に関する情報共有を図り、救出対象者の家族に対しても、関係する情報を提供するとともに、必要な場合には心のケア等の支援につなげるものとする。

## 5 職員の安全確保

救出、救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。

## 6 惨事ストレス対策

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

## 7 災害救助法に基づく救出

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

巻末資料2「救助の種類及び実施方法」参照

## 第18節 医療救護計画

大規模、広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超えた場合において、町は、日本赤十字社熊本県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、熊本県公的病院災害ネットワーク、熊本大学病院等と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。

### 1 実施機関

- (1) 災害時における医療救護は、町長が行う。
- (2) 災害が広域的に発生した場合または被害が甚大である場合、知事がこれを行う。
- (3) 本町の医療機関は、巻末資料3「医療機関一覧」のとおりである。

### 2 被災地内医療救護活動の実施

- (1) 町長は、被災地の状況に応じて適切な場所に救護所を設置し、医療救護班による医療救護活動を行う。町のみでは対応できないと判断される場合には、県に応援協力を要請するとともに、市町村相互間の応援協定等に基づき、隣接市町村に応援等を要請する。
- (2) 現地に到着した医療救護班は、保健医療調整現地本部<sup>※1</sup>と連携し、救護所において、トリアージ<sup>※2</sup>及び応急救護を行う。

※1 地方災害対策本部（熊本県）が設置する。

※2 多数の傷病者が同時に発生した場合、負傷者の緊急度や負傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために負傷者の治療優先順位を決定することをいう。

### 3 傷病者の搬送と収容

県災害対策本部は、保健医療調整現地本部の医療情報を得て、適切な医療機関への搬送手段（防災消防ヘリコプター等）を確保し、町は、適切な一時収容先を提供するものとする。

### 4 災害救助法に基づく医療

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

巻末資料2「救助の種類及び実施方法」参照

### 5 費用の負担

医療助産に要した費用については、町負担とする。

### 6 損害の補償

町長は、災害対策基本法第65条及び第84条の規定により応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障がい者となったときは、益城町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年6月21日条例第8号）で定めるところによりその者またはその者の遺族、もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

## 第19節 食料調達・供給計画

町は、大規模な災害が発生した場合には、必要な食料の供給を円滑に実施するものとする。災害により日常の食事に支障を生じた者及び災害応急対策に従事する者に対して応急的に実施する炊き出し、その他による食品の給与（以下「炊き出し等」という。）はこの節によるものとする。

### 1 学校給食センターの災害時支援機能

学校給食センターを消防団拠点施設と位置づけ、災害応急対策に従事する消防団員に対し、待機所や休憩所の提供、炊き出しによる食事の提供を実施することにより、消防団活動を円滑に実施する。

また、移動式防災釜、コンロ等を常備することで避難所等における炊き出しも実施する。

なお、災害時支援機能における整備内容は次のとおりとする。

#### (1) 消防団員の待機所機能

消防団員の円滑な活動を維持するため、次に掲げるものを装備する。

- ア 休憩室
- イ トイレ
- ウ シャワー室
- エ 防災行政無線機
- オ IT機接続機能（LAN）
- カ 無線LAN（Wi-Fi）
- キ TV（モニター）

#### (2) 炊飯及び調理機能

消防団員、災害対策本部要員及び被災者支援活動を維持するため、次に掲げるものを装備する。

- ア 備蓄精米
- イ 井戸
- ウ 非常用発電機
- エ IH炊飯器（5升炊き）
- オ 調理台（IHコンロ付き）
- カ おにぎり成形機（1時間あたり2000個製造）
- キ 大型シンク
- ク 手洗い台

#### (3) 防災釜等収納庫（避難所等用）

被災者支援活動を維持するため、次に掲げるものを装備する。

- ア 移動式大型防災釜
- イ 防災釜
- ウ 移動式コンロ
- エ 寸胴等
- オ 食器類（仕切皿・お椀・箸）

#### (4) 備蓄機能

消防団員、災害対策本部要員及び被災者支援活動を維持するため、次に掲げるものを装備する。

- ア 飲料水（井戸水）
- イ 乾物非常食
- ウ 乾燥スープ類

## 2 炊き出し等の対象

- (1) 避難所に収容中の者
- (2) 自宅の被害が流失、全壊（焼）、半壊（焼）、床上浸水のため自宅において自炊できない者
- (3) その他災害により、日常の食事に支障を生じると認められた者
- (4) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び応急復旧作業の従事中の者

## 3 炊き出し等の内容

炊き出し等は、対象者が直ちに食することができる現物によるものとする。基本的には米穀や味噌、醤油など原材料を調達して炊き出す、または巻末資料4「防災備蓄品一覧（主要品目）」に記載された備蓄品（食料）を支給することとするが、状況によっては乾パンや生パンあるいは弁当を、さらには母乳を受けられない乳児用としてミルク等を給するものとする。

## 4 炊き出し等の方法

町は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、民間事業者、自治会、自主防災組織、ボランティアと連携して炊き出しを行うものとする。

町が多量の被害を受けたことにより、炊き出しによる食料の給与の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に炊き出しについて協力を要請するものとする。

## 5 炊き出し等の基準及び期間

炊き出し等の基準及び期間は、巻末資料2「救助の種類及び実施方法」のうち、「炊き出しその他による食品の給与」によるものとする。

## 6 食料の調達

食料の調達は、下記によることとするが、各対策部が緊密に連携してこれにあたるものとする。

### (1) 米穀

町内の米穀販売店または上益城農業協同組合等米穀卸売業者から購入し、学校給食センターに備蓄するものとする。

### (2) その他の食品

その他の食品については、必要に応じ災害時に供給できる小売業者から購入する。

なお、平時から小売業者と応援協定を締結するなど、大規模災害に備えるものとする。

## 7 輸送の方法

第3章第14節「輸送計画」の定めるところにより確保するものとする。

## 8 災害救助法に基づく食品の給与

災害救助法を適用した場合は、熊本県災害救助法施行細則に定めるところによる。  
巻末資料2「救助の種類及び実施方法」参照

## 第20節 給水計画

水道施設の被災により水源の汚染・枯渇や断水が発生し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

### 1 実施機関

飲料水供給の実施は、町が行うものとする。町は災害対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施することとする。

断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。

また、水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

### 2 給水方法

#### (1) 水道水の運搬給水

応急給水を行う者は、浄水処理後の水を提供可能な水道施設から給水車等（加圧ポンプ付給水車、車載式給水タンク）を用いて運搬し、残留塩素濃度を確認するなど水質維持に十分注意し、給水を実施するものとする。この場合の給水量は、1人1日あたり最小3リットルを目標とするが、被災状況や復旧状況等に応じて適宜増加する。

#### (2) 浄水セットによる給水

水道施設のない場所で飲料水生産・給水支援を行う場合は、本章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」により自衛隊に依頼して、湖沼水、河川水等をろ過し、残留塩素濃度を確認のうえ給水を行うものとする。

#### (3) 運搬給水の留意事項

運搬給水にあたっては、救急病院や透析患者を収容した病院などへの医療用水、救護所等への給水を最優先で行うこととする。

### 3 給水に関する広報

町は、応急給水の時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページやパブリシティにより適時、的確な情報提供を行うものとする。

### 4 飲料水以外の生活用水の確保

町は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者とあらかじめ貯水するよう協議しておく。

## 5 復旧支援要請

- (1) 被災水道事業者は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとする。
- (2) 被災水道事業者は、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。

## 6 災害救助法に基づく飲料水の提供

災害救助法を適用した場合は、熊本県災害救助法施行細則に定めるところによる。

巻末資料2「救助の種類及び実施方法」参照

## 第21節 生活必需品供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失、または毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、生活必需品を給与または貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものとする。

### 1 実施機関

被災者に対する生活必需品の給与または貸与は、町が実施するものとする。町のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。

### 2 生活必需品の範囲

生活必需品の範囲は、おおむね次のとおりとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

- ア 寝具類（毛布等）
- イ 衣料（作業着、下着、靴下等）
- ウ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
- エ 食器類（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶）
- オ 日用雑貨品（石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレットペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等）
- カ 光熱材料（マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ）
- キ 燃料
- ク その他（ビニールシート）

### 3 生活必需品の円滑な提供

町は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-P L o）等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

また、必要な生活必需品の品目や数量について、ホームページやパブリシティによる適時、的確な情報発信を行うものとする。

### 4 災害救助法に基づく生活必需品の給与または貸与

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

巻末資料2「救助の種類及び実施方法」参照

## 第2.2節 救援物資要請・受入・配分計画

大規模災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、広域物資輸送集積拠点・物資集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制の確保、确实、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

### 1 受入・供給体制

#### (1) 物資集積拠点の選定

町は、益城町地域防災計画に定める避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資集積拠点として、あらかじめ選定しておくものとする。

#### (2) 受入・供給体制の整備

町は、物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該集積拠点ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。

また、それぞれに届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、避難者に効率的に輸送するため、管理責任者として物流の実務者の配置や必要な人員の確保、物資需給に関する情報の共有など、物資の受入・供給体制の整備に関して、公益社団法人熊本県トラック協会及び民間事業者（運輸業）やNPO等との協力体制の構築に努めるものとする。

## 第23節 建築物・宅地等応急対策計画

大規模災害により被災した建築物及び宅地について、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定体制、被災宅地の危険度判定制度の整備を図るものとする。また、被災建築物からのアスベスト飛散防止対策を実施する。

### 1 人材育成の確保

- (1) 町は、講習会等の実施により、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に必要な人材の育成を図るものとする。
- (2) 町は、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の技術を習得した技術者を被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士として登録し、緊急時に備えるものとする。

### 2 応急危険度判定活動

- (1) 町は、県や建築関係団体等と連携し、緊急時における被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士への連絡体制及び派遣体制等判定活動の実施に必要な体制の整備を図るものとする。
- (2) 町は県に対し、応急危険度判定に必要な被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、県と連携して判定活動を実施するものとする。
- (3) 町は県に対し、被災により損壊した建築物からの石綿飛散を防止するため、次の対応要請を行う。
  - ア 建築部局が実施した建築物吹付アスベスト調査における建築物リストを活用し、被災地域にある鉄骨造・鉄筋コンクリート造の被災建築物について、環境部局が石綿（吹付石綿等レベル1、石綿含有断熱材等のレベル2）飛散の危険性を調査するものとする。
  - イ 被災により調査対象石綿が露出し、周辺への飛散の危険性が認められた場合は、ビニールシート被覆、立入禁止等の措置を所有者に要請するものとする。  
また、被災による解体が見込まれる鉄骨造・鉄筋コンクリート造の建築物については、所有者に対して、解体工事前にアスベストに関する適切な事前調査の実施を周知するものとする。
  - ウ アの調査は、アスベスト専門家（アスベスト診断士、建築物石綿含有建材調査者等）と適時同行し、実施するものとする。

### 3 被災建築物等への対応

- (1) 町は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び関係マニュアルに基づき、建築物等の倒壊・損壊により露出した吹付け石綿や、被災建築物の解体撤去工事等において生じる石綿の飛散・ばく露を防止するため、次の対応を行うよう要請する。
  - ア 使い捨ての防じんマスク（DS2規格もしくは同等の規格）を県庁及び各保健所にそれぞれ常備し、災害発生時に被災地域の市町村で防じんマスクが不足する場合は、環境部局及び保健所より配布するものとする。  
マスク配布の際には適切なマスク装着方法についても周知するものとする。なお、追加のマスクが必要となった場合は、国（環境省、厚生労働省）等に協力を要請するものとする。

る。

イ 解体工事・建設業等の業界団体に対して、電動ファン付き呼吸用保護具又は取替え式防じんマスク等の適切な着用、適切な事前調査、撤去、処分の実施等の対策による石綿撤去の解体工事時の石綿飛散ばく露防止の徹底を周知するものとする。

ウ 解体現場の立入検査を行い、関係法令等に基づき、アスベスト含有建材（吹付石綿等レベル1、石綿含有断熱材等のレベル2、その他石綿含有建材レベル3）からの飛散・ばく露の防止対策を実施するよう指導するものとする。特に鉄骨造、鉄筋コンクリート造建築物については、事前調査が適切に実施されているか重点的に確認するものとする。

なお、労働基準監督署と適時合同で立入りをを行い、周辺飛散・作業員ばく露の防止の両面からの指導を行うこととし、さらに必要に応じて、アスベスト診断士・建築物石綿含有建材調査者等の専門家が同行することで、立入検査の実効性をより高めるものとする。

エ 被災建築物周辺、避難所周辺、がれきの仮置き場、解体現場等にて大気中のアスベスト濃度調査を実施するものとする。

(2) 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

#### 4 被災宅地への対応

(1) 町は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断されたものについて、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、大規模災害時においては、被災状況に鑑み、国及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続き等について市町村間における情報共有を図るものとする。

(2) 町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部または一部の除却等の措置を行うものとする。

## 第24節 公共施設応急復旧計画

公共施設の災害に際し、交通の確保並びに公共施設の応急復旧を迅速、的確に処理することによって罹災者の民心安定を図るものとする。

また、災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等並びに山（がけ）崩れ、浸水等によって道路、河川、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命・身体及び財産等に危険を及ぼし、または日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について必要な措置を定める。

### 1 公共施設

#### (1) 公共土木施設

災害発生時においては、順次災害復旧工事に着手し、再度災害防止の観点踏まえた必要な箇所の改良工事を行うことが必要である。また、河川施設、砂防施設等の早期復旧及び再度災害防止のための施設整備を推進する必要がある。

災害によって河川、道路、その他公共土木施設が被災した場合は応急工事を行うものとする。

#### (2) 農地、農業用施設等

農地、農業用施設等が被災し、農業生産の維持及び経営の安定に重大な支障をおよぼすので、緊急やむを得ず応急工事を実施しなければならない場合は、迅速かつ重点的に行うものとする。

### 2 実施責任者

(1) 応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は町長が行うものとする。

(2) 水防活動を実施するため、障害となる工作物等の除去は、水防管理者または消防機関の長が行うものとする。

(3) 道路、河川等にある障害物の除去は、当該維持管理者が行うものとする。

(4) 山（がけ）崩れ、浸水等によって住家またはその周辺に運ばれた障害物の除去は町長が行うものとし、町限りで不可能な場合、または災害救助法が適用されたときは、知事が行うものとする。

(5) その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者または管理者が行うものとする。

### 3 障害物の除去対象及び除去の方法

#### (1) 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりである。

ア 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合

イ 河川のはん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合

ウ 緊急な応急措置を実施するため、除去を必要とする場合

エ その他、特に公的立場等から除去を必要とする場合

## (2) 障害物除去の方法

- ア 実施責任者は自らの組織、労力、機械器具を用いて行うか、または土木建築業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- イ アにより実施困難な場合は、本章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」により、自衛隊の派遣を要請して行うものとする。
- ウ 除去作業の実施にあたっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

## 4 災害救助法に基づく障害物の除去

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。  
巻末資料2「救助の種類及び実施方法」参照

## 5 除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施場所において考慮するものとするが、おおむね次の場所に保管または廃棄するものとする。

### (1) 保管の場所

除去した工作物等の保管は、町長及び警察署長において、次のような場所に保管する。なお、町長及び警察署長は、その旨を保管し始めた日から14日間公示する。

- ア 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- イ 道路交通の障害にならない場所
- ウ 盗難等の危険のない場所
- エ その他、その工作物等に対応する適当な場所

### (2) 廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所に廃棄するものとする。

## 6 障害物の処分方法

町長及び警察署長が保管する工作物等の処分については、前記保管者において行うものとするが、処分の方法については、次により行うものとする。

- (1) 保管した工作物等が滅失し、または破損するおそれがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (2) 当該工作物等の保管に不相当な費用または手数料を要すると前記保管者において認めるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (3) 売却の方法及び手続きは、競争入札または随意契約により行うものとする。
- (4) その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の定めるところとする。

## 7 学校施設

### (1) 公立学校等における対策

町教育委員会は、学校施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ることができるよう、あらかじめ被災時の対応マニユ

アル等を整理しておくものとする。

また、避難所等に学校施設を提供することにより、長期間授業を行う場として学校が使用できない場合の対応についても検討するものとする。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図るものとする。

イ 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用するものとする。

ウ 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図るものとする。

エ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図るものとする。

オ 学校施設の復旧

学校施設の災害復旧に関する事業を活用して、早期に施設の復旧を図るものとする。その際、早期に被災した学校施設等の復旧工事等に着手するとともに、被災した学校からのニーズを的確に把握し、迅速な復旧を行うものとする。

(2) 私立学校等における対策

私立学校等では、前記(1)に準じて学校設置者が実施するものとする。

なお、学校施設の災害復旧に関しては、県より手続き等、必要な支援を受け行うものとする。

## 8 その他公共施設

多数の者が出入りする施設や災害対応において重要な役割がある施設については、管理者との連携体制の構築や、状況に応じた工法の見直し等により、早期の復旧を図るものとする。

## 第25節 畜産・酪農業応急対策計画

### 1 牛乳等の出荷流通の確保対策

#### (1) 送乳車の確保対策

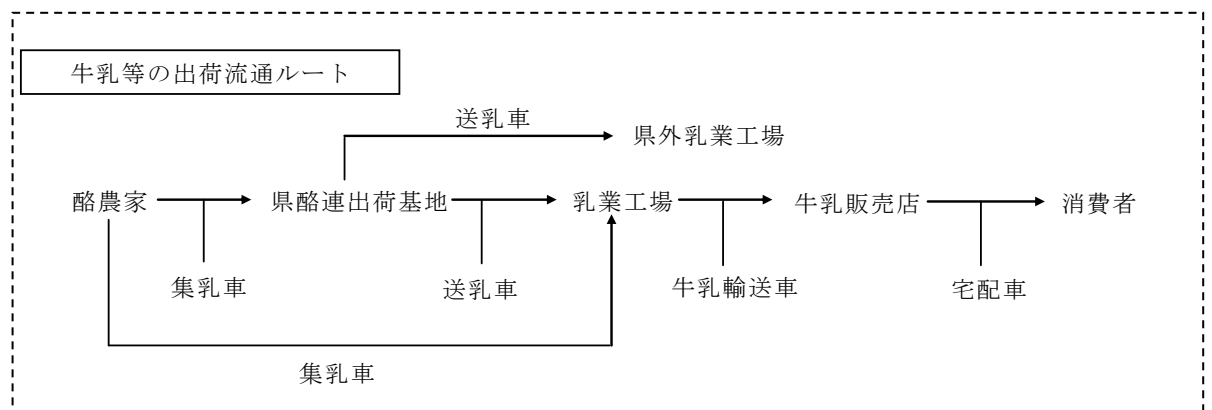
県外の乳業工場へは、熊本県酪農業協同組合連合会（以下、「県酪連」という。）が輸送会社に委託して送乳している。災害時は近県の県酪連及び関係輸送会社に協力を依頼して確保するものとする。また、県内の乳業工場が被害を受けた場合には、近県の乳業工場に処理を依頼するものとする。

#### (2) 集乳車（ミルクタンクローリー）の確保対策

酪農家からの集乳は、県酪連が輸送会社に委託して実施している。災害時は近県の県酪連及び関係輸送会社に協力を依頼して確保するものとする。

#### (3) 牛乳輸送車（宅配車）の確保

牛乳の輸送は、乳業工場が輸送業者に委託して実施している。災害時は近県の乳業者及び輸送会社に協力を依頼して確保するものとする。



### 2 家畜飼料・家畜飲料の確保対策

各戸の農家において、確保することを原則とする。

#### (1) 家畜飼料の確保対策

町は、災害復旧に長期を要する場合は、上益城地域振興局及び熊本農政事務所に対し、不足量の把握と供給を要請する。

#### (2) 家畜飲料の確保対策

町は、災害復旧に長期を要する場合、湧水、河川流水、貯留水の確保を図り対応するものとする。

ただし、酪農における利用水（搾乳関連）については、衛生上の問題から、人の飲料と同程度の水を必要とするため、その必要量を把握するとともに適切な配水計画に基づき給水を実施するものとする。

### 3 家畜に対する防疫計画

町は、災害に伴い発生するおそれのある家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延の防止のため、次により被災地域の立入検査、消毒及び防疫体制を県農林水産部に要請する。

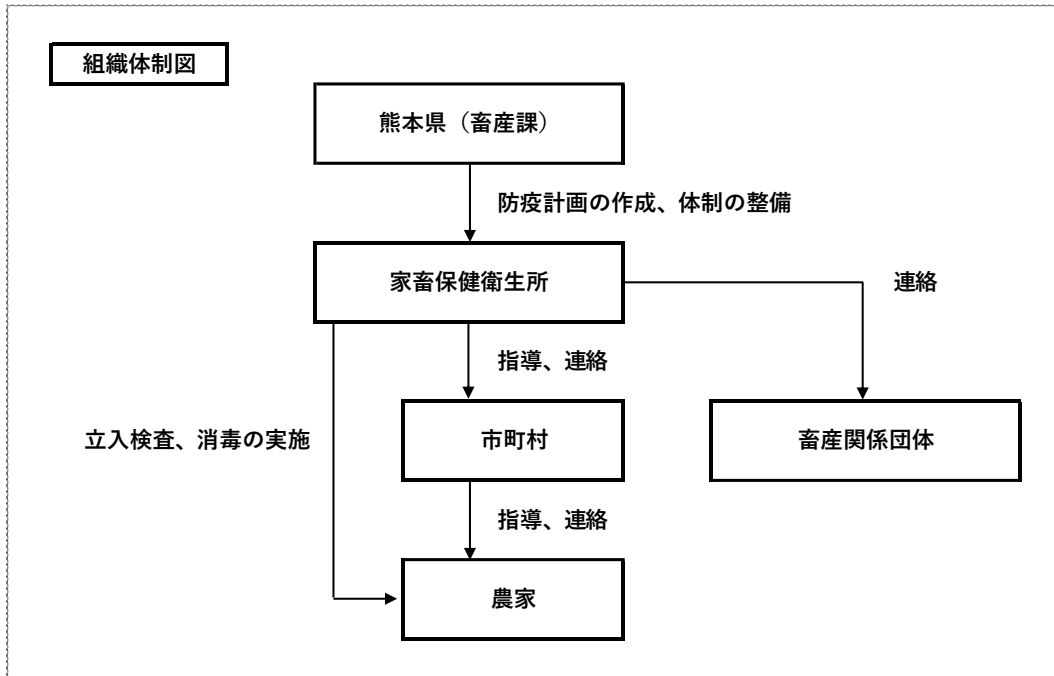
#### (1) 被災地域の立入検査及び消毒等

町は、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、被災地域の農家に立ち入り、検査等の実

施を県に要請し、その結果に基づき必要に応じ消毒等の徹底を図るものとする。

(2) 防疫体制の整備

町は、災害時における対応を的確かつ迅速に行えるよう、県に対し、被災地域内の立入検査、消毒等を含む県防疫計画の作成とその円滑な運用を行うための体制整備を要請するものとする。



4 家畜の緊急避難対策

災害復旧に長期を要する場合は、災害により、使用に適しなくなった畜舎・牧野から、一時的に家畜を避難させるため以下により対応する。

(1) 避難家畜の分布状況調査

町は、一時的に避難させることが必要な家畜の頭羽数の把握と、当該家畜の緊急避難を県農林水産部に要請する。

(2) 受け入れ畜舎等の確保

町は、一時受け入れ可能な畜舎等の所有者に協力要請を行い、避難家畜の配分計画を作成する。

(3) 搬送車の確保

町は、避難家畜の搬送に必要な搬送車の確保について、県や県内外の畜産農協及び輸送会社に協力を依頼して対応する。

(4) 避難の実施

町は、(2)の配分計画に対する受け入れ体制（家畜の移動に係る人員の配置、搬送車の調整）の整備に努める。

## 第2.6節 通信施設災害応急対策計画

### 1 災害時における情報の収集及び連絡

#### (1) 情報の収集、報告

災害が発生したときは、重要通信の確保、もしくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

#### (2) 社外関係機関との連絡

必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

### 2 通信の非常そ通措置

#### (1) 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置と通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。

イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第2項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。

ウ 非常、緊急通話または非常、緊急電報は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条の定めるところにより、一般の通話または電報に優先して取扱う。

エ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

オ 電気通信事業者及び防災行政無線との連携をとる。

#### (2) 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合には、避難場所に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

#### (3) 携帯電話の貸出し

災害救助法が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

#### (4) 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

### 3 災害時における広報

(1) 通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支社・支店等前掲示等により直接当該被災地に周知する。

(3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

#### 4 対策要員の確保

- (1) あらかじめ定められた対策要員は、夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
- (2) 対策要員は、非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部等に出動する。
- (3) 対策要員のうち交通途絶等により所属する対策本部等に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

#### 5 グループ会社に対する協力の要請

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社に連絡するとともに、必要な災害対策要員、災害復旧用資機材、車両等について協力を要請する。

#### 6 社外機関に対する応援または協力の要請

災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて社外機関に対して応援の要請または協力を求める。また、平時からあらかじめその措置方法を定めるものとする。

#### 7 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案し迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

#### 8 災害復旧

- (1) 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
- (2) 被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力する。

## 第27節 電力施設応急対策計画

大規模地震発生時の災害応急復旧については、「非常災害対策本部運営基準」に基づいた体制により対応し、迅速な停電の解消を図ることとする。

震災は予期せぬ突発的な災害であり、この際、統制のとれた情報連絡体制、指揮命令系統の早期確立が肝要との観点から、上記「基準」では特に初期段階における対応について次の事項を定めている。

### 1 電力施設応急体制

#### (1) 初動体制の確立

ア 震度6弱以上の地震が発生した場合、自動的に非常体制に入り、速やかに対策本部を設置するものとする。

イ 震度6弱以上の地震が発生した場合、対策要員は以下の行動をとるものとする。

(ア) 供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合、当該地域の対策要員は上長との相互連絡を行い、その指示に従い行動することを基本とするが、通信途絶等で上長との連絡がとれない場合は、応急的な安全措置を講じた後、自動出社とする。

(イ) 所属事業所への出社が困難な場合は、あらかじめ指定した事業所に出社する。

なお、対策要員の被災を考慮し、組織責任者の代行者及び対策要員呼出の優先順位をあらかじめ指定しておくものとする。

ウ 初動段階（対策本部機能確立まで）における情報連絡・指揮命令体制を整備し、早期の対策本部機能の確立に努めるものとする。

エ 支社屋被災、交通途絶等により、支社屋内に対策本部設置が不可能な事態を想定し、あらかじめ対策本部の代替箇所を定めておくこととする。

### 2 応急対策の方法

#### (1) 対策本部の設置

早期に非常災害対応体制を確立し、応急復旧にあたることとする。

#### (2) 防災関係機関との情報連絡及び協力

町災害対策本部の情報収集は、九州電力株式会社熊本支店または九州電力送配電株式会社熊本支社非常災害対策本部要員を町災害対策本部に必要な応じ派遣し、関係防災機関との緊密な連携に努めることとする。

電力復旧は、災害拠点病院、警察、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等について、優先的に行うものとする。

また、停電孤立地域へ災害対策用資機材及び復旧要員の輸送・派遣が困難な場合、県と情報共有を図り、町からの要請にもとづき、県より自衛隊への災害対策用資機材及び復旧要員の輸送要請を行い、早期復旧に努めるものとする。

電力復旧作業に伴う交通障害物の除去や道路仮補修、倒木等の除去等については、関係機関に対し協力を求めるものとする。なお、緊急用車両については、あらかじめ車種、台数、横断幕等届出に必要な項目を整備することとする。

#### (3) 復旧資材の保管

復旧資材の保管場所については、地震発生時の交通網の混乱を考慮し配置するものとする。

(4) 広報活動

被災者の冷静かつ客観的判断に資する停電、復旧状況等の情報について、的確な広報を行うこととする。特に、送電災害時における安全確認についての広報に努めることとする。

## 第28節 都市ガス施設応急対策計画

地震等自然災害により都市ガス施設に被害を受けた場合、二次災害の発生を予防し、速やかに応急復旧を行い、迅速な機能の回復を図るものとする。

### 1 西部ガスの災害対策

#### (1) 通常時の連絡先

名称	所在地	電話
西部ガス熊本株式会社	〒860-0832 熊本市中央区萩原 14 番 10 号	096-370-8611

#### (2) 非常時の体制

地震の規模に応じて、次の体制をとるものとする。

第1非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度5弱の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害または被害予想が軽度もしくは局地的な場合
第2非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度5弱の地震が発生し、漏えいまたは供給支障等の災害が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害または被害予想が中程度の場合
第3非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度5強の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害または被害予想が甚だしい場合
総合非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等により広域、大規模な災害が発生した場合

#### (3) 災害対策本部の設置等

ア 第3非常体制が発令されたときは、地区災害対策本部を設置する。

イ 総合非常体制が発令されたときは、本社に総合災害対策本部を設置する。

災害対策本部	名称	所在地	電話
地区災害対策本部	西部ガス熊本株式会社	〒860-0832 熊本市中央区萩原 14 番 10 号	096-370-8611
総合災害対策本部	西部ガス株式会社本社	〒812-0044 福岡市博多区千代 1 丁目 17 番 1 号	092-633-2211

#### (4) 社員の自動出勤

気象庁が発表した各地区の供給区域内の震度が「5強」以上の場合は、当該地区の社員は自動出勤するものとする。

なお、動員基準については災害対策要領に別途定めるものとする。

#### (5) 社外機関との協調

平時には、担当部署（事業者）が町防災会議と、また災害時には対策本部等が町災害対策本部等と緊密な連絡を保ち、この計画が円滑、適切に行われるよう努める。

ア 町防災会議等への参画

町防災会議等には、委員を推薦し参加させる。

イ 町災害対策本部との協調

この計画が円滑かつ適切に行われるよう次の事項に関し協調を図る。

(ア) 災害に関する情報の提供及び収集

(イ) 災害応急対策及び災害復旧対策の推進

(6) 緊急対策

二次災害防止のために必要がある場合は、次の措置を実施するものとする。

ア 災害発生時における広報

(ア) 災害発生時、または災害の発生が予想される場合においては発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた適切な広報活動を行うものとする。

(イ) 災害発生後、ガス供給を継続する地区のお客さまに対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行うものとする。

(ウ) 広報活動については、災害発生時に即応できるように、報道機関、警察、消防機関等関係機関に協力を要請するほか、広報車等により実施する。

また、状況に応じて地方自治体とも連携を図る。

イ 災害発生時における緊急工事

(ア) 災害に伴う緊急工事は、緊急度を勘案して、迅速かつ適切な措置を講じるものとする。

(イ) 緊急工事に際しては、二次災害の発生防止に万全を期すとともに、対策要員の安全に十分配慮する。

ウ 地震時の供給停止判断

地震が発生した場合、次の各号に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、ガス供給を停止する。

(ア) 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した地域及び製造所または供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な地域については、直ちにガス供給を停止する。

(イ) 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満となった地域については、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付情報等から経時的に得られる被害状況により、二次災害の発生が予測される場合は、速やかにガス供給を停止する。

(7) 災害復旧

被災地の迅速な復旧のため、次の措置を行うものとし、災害拠点病院、警察、消防署、行政庁舎など社会的優先度の高い公共施設について、優先的に復旧を実施するものとする。

ア 復旧計画の策定

災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、早期復旧を図るため、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を速やかに策定する。

(ア) 復旧手順及び方法

(イ) 復旧要員の動員及び配置計画

(ウ) 復旧用資機材の調達計画

(エ) 復旧作業の期間

(オ) 供給停止のお客さまへの支援

(カ) 宿泊施設の手配、食料等の調達

(キ) その他必要な対策

イ 復旧作業の実施

復旧計画に基づき、二次災害防止に万全を期するとともに、速やかにガス施設の復旧作

業を実施する。

(ア) 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

(イ) 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

(イ) - 1 高・中圧導管の復旧作業

- ① 区間遮断
- ② 漏えい調査
- ③ 漏えい個所の修理
- ④ ガス開通

(イ) - 2 低圧導管の復旧作業

- ① 閉栓確認作業
- ② 復旧ブロック内巡回調査
- ③ 被災地域の復旧ブロック化
- ④ 復旧ブロック内の漏えい検査
- ⑤ 本支管、供給管、灯外内管の漏えい個所の修理
- ⑥ 本支管混入空気除去
- ⑦ 内管検査及び灯内内管修理
- ⑧ 点火、燃焼試験（給排気設備の点検）
- ⑨ 開栓

ウ 災害時における復旧用資機材の確保

(ア) 調達

対策本部は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

- ①取引先、メーカー等からの調達
- ②対策本部間の相互流用
- ③他ガス事業者等からの融通

(イ) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要な場合には、あらかじめ調査した前進基地用地等の利用を検討し、この確保が困難と思われる場合は、関係省庁・県・町等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

エ 他事業者との協力

自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被害を免れたガス事業者からの協力を得るため、一般社団法人日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき日本ガス協会へ応援を要請する。

## 第29節 ため池等管理計画

この節は、地震時における、ため池及び樋門等の適切な管理を行うため、ため池、樋門等の施設及び管理者を把握するとともに、地震後の臨時点検及び応急対策等について定めるものとする。

### 1 対象施設及び管理者

地震後の臨時点検を必要とする施設及び管理者については下記のとおりとする。

ア ため池：町

イ 樋門等：各農業関係機関（益城町土地改良区等）

町は、ため池ハザードマップを活用し適切な管理を行うものとする。

### 2 地震後の臨時点検及び報告

令和3年3月31日国水流第38号国土交通省河川環境課長通達に基づき、対象施設の管理者は、地震が発生した場合には、貯水池周辺について外観点検、計測による点検等の臨時点検を行い、結果を報告するものとする。

### 3 応急対策の実施

点検結果により、貯水池周辺の被害の有無を判定し、必要な措置を講じるものとする。

## 第30節 保健衛生・福祉計画

被災地、特に避難所等においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、感染症及び食中毒の発生予防のため被災者へ注意喚起を行うとともに、その対策の詳細については、別途定めるガイドラインにより行うものとする。

なお、熊本地震の経験を踏まえ、避難所等の保健衛生活動における課題の分析、対策等の実施にあたっては、保健医療調整本部のもと、第18節「医療救護計画」と連動し、一体的に実施する。

### 1 実施責任

災害によって被害を受けた地域、又は当該住民に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、感染症の発生を予防し及びまん延の防止を図るものとする。

#### (1) 実施責任

ア 町長は、知事の指示にしたがって、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

### 2 防疫組織、実施方法等

町長は、感染症の予防及びまん延防止のため、次により感染症の発生状況の調査、汚染された場所・物件の消毒その他必要な措置を講ずるものとする。

#### (1) 防疫の実施組織等

##### ア 防疫班の編成

町長は、必要な場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除等を行うため防疫班を編成する。

防疫班は、災害の発生状況・規模等に応じて、消毒等を実施するための必要な人員（衛生技術者1名、事務職員1名、作業員3名程度）をもって編成する。

町長は、知事に対し、必要に応じて防疫班の派遣要請をするものとする。

##### イ 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

町長は、災害時または、そのおそれが顕著になった際の防疫活動の薬剤・器具・機材等の整備し、あらかじめ周到な計画をたてておくこととする。

#### (2) 実施方法等

##### ア 消毒

町長は、知事の指示に基づき感染症法第27条及び感染症法施行規則第14条及び16

条並びに結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

イ ねずみ族・昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項及び感染症法施行規則第15条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施するものとする。

ウ 生活用水の使用制限等

町長は、知事が感染症法第31条の規定により感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある生活用水について、給水制限を実施した場合、生活用水の供給を実施するものとする。

(3) 災害時感染制御支援チーム等の派遣要請

町は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請するものとする。

### 3 健康管理

(1) エコノミークラス症候群の予防活動

ア 町は、発災直後にエコノミークラス症候群の発生や死亡者が出る可能性が高いことから、関係団体と連携して、いち早い血栓塞栓症予防の活動開始と受診の勧奨等の確な対応を行うものとする。

イ 町は、避難者がエコノミークラス症候群に関する知識を持つための防災教育を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した、早期からの有効な広報の展開を図るものとする。

(2) 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導

ア 町は、避難生活における口腔衛生の維持ができないことで誤嚥性肺炎による入院や死亡者が出る可能性が高いことから、県歯科医師会及び県歯科衛生士会等と連携し、発災直後からの口腔ケアや歯科保健活動等の的確な対応を行う。

イ 町は、避難者が誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの必要性に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展開を図る。

(3) 食環境及び栄養の改善活動

町は、災害時において被災者の食支援活動を迅速かつ効果的に行うため、各関係班(受援班、避難所班、ボランティア班)や関係機関・団体と連携し、熊本県災害時保健活動マニュアル及び災害時栄養管理ガイドラインとの整合性を図り、食支援活動を行うものとする。

### 4 生活衛生の確保

町は、避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため、公衆浴場業者と連携し、入浴サービスの提供に努める。

## 第3.1節 災害ボランティア連携計画

### 1 町と災害ボランティア間の連携

町内で大規模または甚大な災害が発生した場合は、町は、町社協が設置する益城町災害ボランティアセンター（以下「町センター」という。）及びくまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）とともに、速やかな災害時連携会議の設置に努める。

また、町は、NPO等の災害ボランティア団体ネットワークに対して、協定に基づき、必要な被災者支援を速やかに要請するものとする。

さらに、町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティアの活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

### 2 災害ボランティアセンターに係る体制整備

町内で大規模または甚大な災害が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、町社協は町センターを設置する。

なお、県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、県センター又は被災地センターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

#### (1) 町センター

##### ア 目的

町センターは、町内における災害ボランティアによる救援活動を円滑かつ効果的に展開するために設置するものとする。

##### イ 設置主体

町社協が設置する。

町及び町社協等は、関係機関とあらかじめ協議して複数の設置場所を定めておくものとし、ボランティア活動をスムーズに行えるよう十分なスペースの確保に努めるものとする。

##### ウ 役割と機能

- (ア) 町や県社協、NPO等のボランティア団体との連絡調整
- (イ) 地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請
- (ウ) 活動用資材や機材の調達（県社協、町と連携）
- (エ) ボランティアニーズ及び被害状況の把握
- (オ) ボランティアの受入
- (カ) ボランティア希望者の配置等
- (キ) ボランティアによる救援物資の仕分け、配布の支援
- (ク) 現地での支援活動の調整
- (ケ) ボランティアの健康管理

(コ) その他

エ 町の対応

(ア) 連絡調整窓口の設置

(イ) 活動場所の提供

(ウ) 行政情報の適切な提供

(エ) その他必要な支援

オ 組織及び運営体制

(ア) 組織

関係団体と協議のうえ効率的・効果的な組織体制を整備する。

(イ) 運営体制

地域ボランティア関係団体や県社協等から派遣される運営スタッフ、また災害対応を専門とするNPO等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制に努めるものとする。

ア 閉所の時期について

町センターの閉所にあたっては、町内の住民組織や、関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、町社協等にその活動を引き継いでいく。

### 3 町と町内のNPO等との連携

大規模または甚大な災害が発生した場合、町は、町センター及び町内で活動するNPO等のボランティア団体等による連携の場を速やかに設ける。

### 4 個々の分野における専門ボランティアとの連携

災害発生時には、さまざまな被災者や被災地のニーズがあり、その解決のためには専門知識や技能等を有する専門ボランティアによる協力体制も必要となるため、専門ボランティア相互のネットワーク化に努めるものとする。

(1) 災害発生時の対応

専門ボランティアの支援が必要な場合は、災害時連絡会議等で、支援の要請等の連絡調整を図るものとする。

(2) 平時の取組

専門知識、技能等を有する専門ボランティアの状況把握に努め、会議などを通して連絡体制等の確立を図るとともに、専門ボランティアの制度周知を行うものとする。

## 第3.2節 廃棄物処理計画

### 1 計画の方針

災害で発生する廃棄物の処理を迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、町は区域内における被災状況を想定した災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

また、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

町は、平時から災害発生時を見据えた災害廃棄物の早期適正処理体制の構築や対応力の向上を推進するとともに、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施し、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

### 2 被害状況調査、把握体制

- (1) 町は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 町は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、県に報告する体制を整備する。

### 3 廃棄物の仮置場候補地の選定等

災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。そのため、町は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地を組織的な意思決定により、選定・確保し、併せて、動線やレイアウトの検討等についても努めるものとする。

また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害のおそれがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。

### 4 災害廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 町は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定のうち、近隣市町村と相互応援体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努めるものとする。
- (3) 町は、国（環境省）が整備している災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. W a s t e - N e t）や災害廃棄物処理支援員制度、地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や災害廃棄物に関する情報、取組等の周知に努めるものとする。

### 5 災害廃棄物の処理

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を確認のうち、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 町は、災害廃棄物を処理する場合、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況等を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を

策定する。

なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。

- (3) 町は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村への応援要請を行うものとする。
- (4) 町は、災害廃棄物の発生状況を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物の仮置場の設置を行うものとし、町による直接の運営が困難な場合は、仮置場の運営管理や災害廃棄物の搬出・処分について業務委託を行うものとする。
- (5) 町は、地区住民が道路上に災害廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求めるものとする。

また、仮置場の設置状況や分別方法、生活ごみの収集方法等の災害廃棄物に関する情報の提供にも努めるものとする。

- (6) 町は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬するものとする。
- (7) 損壊家屋や流出家屋のがれき等については、原則として被災者自ら町の定める仮置場等に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合または道路等に散らし緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集処理を行うものとする。
- (8) 町は、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び廃棄物処理業者等で構成する一般社団法人熊本県産業資源循環協会との災害廃棄物処理支援活動協定を締結する等、迅速かつ適切な処理を行う体制の整備に努める。

## 6 堆積土砂の処理

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆積量を推計するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 町は、堆積土砂を処理する場合、国土交通省作成土砂がれき撤去の事例ガイド等を基に、堆積土砂の発生量等を把握したうえで、堆積土砂処理実行計画を策定する。なお、堆積土砂処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 町は、堆積土砂処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (4) 町は、必要に応じて堆積土砂の仮置場の設置を行うものとする。

## 7 し尿の処理

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を樹立するものとする。
- (2) 町は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村に応援要請を行うものとする。
- (3) 町は、被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設トイレを設ける等適正管理の対策を講じるものとする。

## 8 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 町は、平時から災害廃棄物処理について、ヒアリング、立入検査等の実施をとおして、処理能力の確認を行うものとする。
- (2) 町は、処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常時に備え、予備資材の確保に努めるものとする。
- (3) 町は、被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行うものとする。  
また、廃棄物の収集、運搬、処分に影響を及ぼす場合は、近隣市町村等への応援依頼等により効率的な処理を確保するものとする。
- (4) 町は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応援要請を行うものとする。

## 第3.3節 住宅応急対策計画

災害のため住家が滅失した被災者に対し住宅を貸与し、または被害を受けた住家に対し居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して、被災者の居住安定を図るものとする。ただし、災害発生直後における住居対策については、本章第10節「避難収容対策計画」に定める避難所の開設及び収容によるものとする。

### 1 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法が適用されたときは、知事から権限の委任を受けた町長が行うものとする。

町のみでは、実施することが不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

### 2 応急住宅の供与

#### (1) 建設型応急住宅

##### ア 建設型応急住宅の建設

町は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討にあたっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、すべて候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。特に、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意すること。さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮する。

##### イ 建設型応急住宅の運営管理

町は、建設型応急住宅について、入居者の募集・選定から入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型応急住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

その他、必要に応じて、建設型応急住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮するものとする。

#### (2) 賃貸型応急住宅

町は、災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から防災訓練を通じて「発災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

### 3 公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、町長は公営住宅の入

居(公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居、または、地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用許可)について、最大限の配慮を行うものとする。

#### **4 避難所や被災者に対する住宅情報等の周知方法の検討**

町は、公営住宅などの募集案内の周知について、ホームページ等でより詳細な情報を直接被災者に周知する方法の検討を行う。

#### **5 災害救助法に基づく措置**

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。  
巻末資料2「救助の種類及び実施方法」参照

## 第34節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者の捜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。

### 1 実施機関

行方不明者等の捜索及び埋葬等は、町長が、警察、消防機関、警察医会、警察歯科医会等の協力を得て、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行うものとする。

町だけでは十分な対応ができない場合、県に応援要請を行うものとする。

なお、関係機関間の情報共有のため、定期的に捜索調整会議を開催するものとする。

### 2 行方不明者等の捜索

警察は、災害警備活動に付随して、町の行う行方不明者等の捜索に協力するものとする。

行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、情報の収集に努め、積極的に調査を実施するものとする。

### 3 遺体の検視、身元確認

警察等は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、または遺体がある旨の届出を受けた場合には、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づき死体取扱いを行うものとする。

死体取扱いにあたっては、指紋の採取、DNA型鑑定資料の採取、写真撮影等を行い、死体調査終了後、遺族に引き渡すものとする。また医師会、歯科医師会との緊密な連携により、迅速かつ的確な死体調査、身元確認に努めるものとする。

### 4 遺体の引き渡し

受取人がいない遺体または身元不明の遺体は、遺体発見場所を管轄する町長に引き渡すものとする。

なお、戸籍法第92条第1項の規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行うものとする。

### 5 遺体の収容

町は、熊本県総合射撃場に遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。

なお、町は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保全剤等の納棺用品を確保するものとする。

### 6 遺体の火葬

(1) 町は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。

ア 火葬場の被災状況の把握

- イ 死亡者数の把握
- ウ 火葬相談窓口の設置
- エ 遺体安置所の確保
- オ 作業要員の確保
- カ 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
- キ 棺、遺体保存剤、骨壺の調達
- ク 火葬用燃料の確保

## 7 災害救助法に基づく死体の搜索、死体の処理、埋葬

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

巻末資料2「救助の種類及び実施方法」参照

## 第3.5節 石油供給計画

災害発生時には、関係者間でガソリンスタンドの営業状況等に関する情報共有を行うとともに、災害拠点病院や行政庁舎などの施設（以下「重要施設」という。）や、消防・警察・自衛隊車両等（以下「緊急車両」という。）へ燃料供給を行う必要がある。

これら燃料供給のための計画は、次に定めるところによる。

### 1 重要施設への燃料供給

自力での燃料調達が困難な場合の燃料供給計画は、災害の規模等に応じて次のとおりとする。

#### (1) 地域レベルでの燃料供給

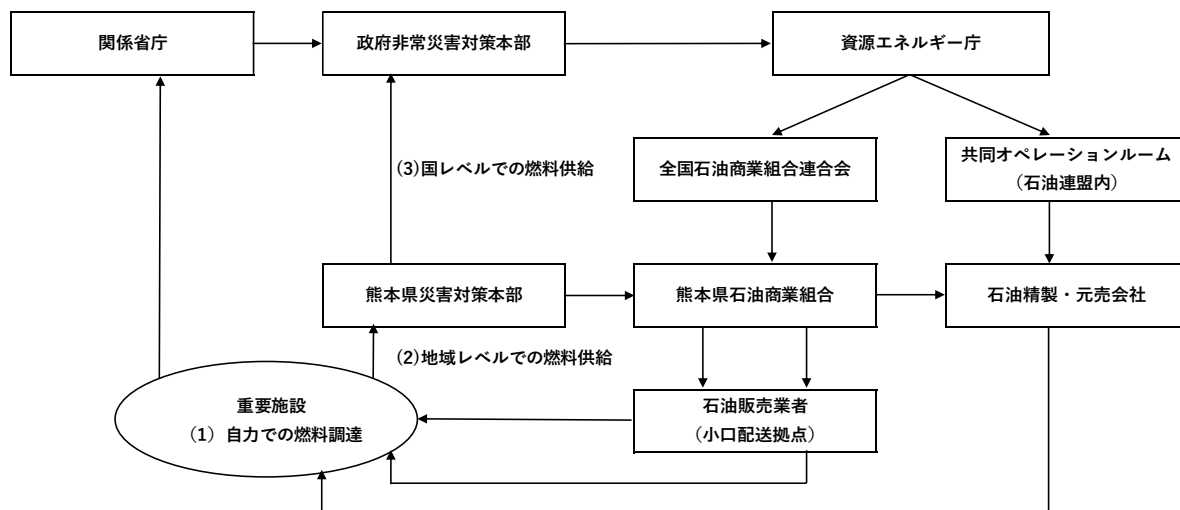
大規模災害発生時、町等各重要施設管理者は、県に対し燃料供給要請を行う。県は、これらの要請を取りまとめ、「災害時における燃料油の供給に関する協定」に基づき、熊本県石油商業組合が地域内で優先的な燃料供給を実施する。

#### (2) 国レベルでの燃料供給

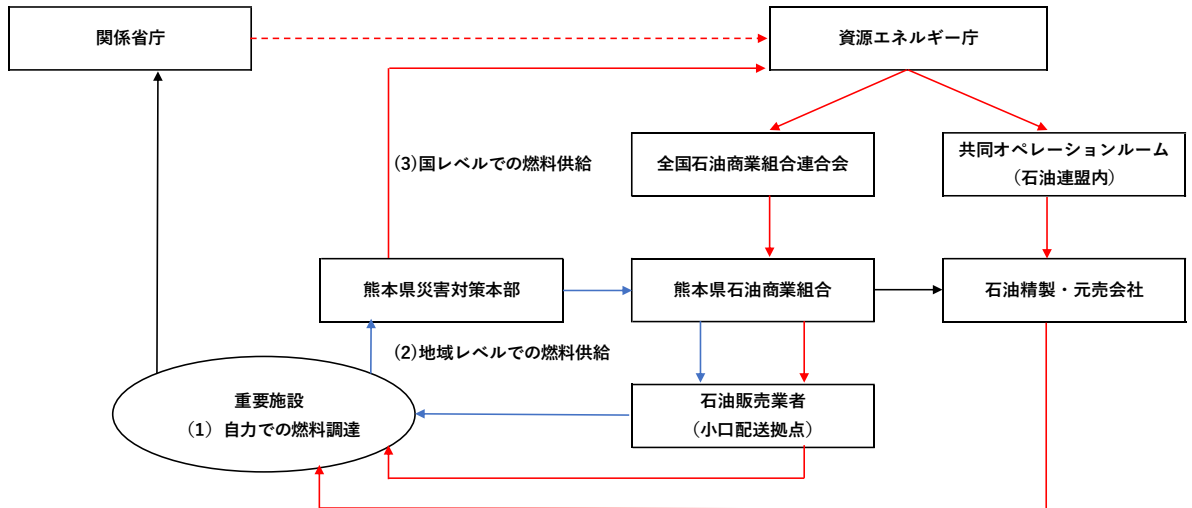
地域レベルでの燃料供給が困難な場合、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく経済産業大臣の勧告により「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合には、政府災害対策本部、実施されていない場合には、資源エネルギー庁に対して燃料供給を要請することができる。

### 2 重要施設の燃料供給の流れ ※矢印は要請の流れ

#### (1) 「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合



(2) 「災害時石油供給連携計画」が実施されていない場合



### 3 緊急車両への燃料供給

(1) 中核SS※での燃料供給

自家発電機や大容量の地下タンクを備えた災害対応能力の高い中核SSにおいては、大規模な災害が発生した場合、町や県、資源エネルギー庁から熊本県石油商業組合に対する要請に基づき、緊急車両に対する燃料の優先供給が行われる。

(2) 中核SS※において優先供給する緊急車両

ア 緊急通行車両

災害対策基本法に基づき、町、県及び熊本県公安委員会が必要と判断した場合に発行される「緊急通行車両確認標章」をフロントガラスに掲出している車両

イ 道路交通法に基づく緊急自動車

パトカー・消防車・救急車等、赤色灯があり、かつ、サイレンを吹鳴しながら走行する車両

ウ 自衛隊車両

一般車両と異なり、6桁のナンバープレートをつけている車両

※ 中核SS…平成23年3月東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時に警察、消防などの緊急車両への優先給油を継続するため、自家発電機を備えたガソリンスタンド（サービスステーション）のこと。

## 第36節 金融応急対策計画

この節は、災害発生時及びそのおそれがある場合において、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とするものである。

### 1 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給確保に万全の措置を講じるものとする。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じるものとする。

### 2 輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し、または通信を行う必要があるときは、関係機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図るものとする。

### 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業開始を行い得るよう必要な要請を講じるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

また、災害の状況に応じ、必要な範囲で適宜営業時間の延長または休日臨時営業を行うものとする。

### 4 各種措置に関する広報

3に定める要請を行ったときは、関係機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図るものとする。

## 第37節 文教対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童・生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

### 1 実施機関

#### (1) 町

ア 町立学校施設等の災害応急復旧は、町長が行う。

イ 町立学校等の園児、児童、生徒に対する災害応急教育対策は、町教育委員会が行う。ただし、災害救助法が適用された場合、または町が災害応急対策を実施することが困難な場合は、県または県教育委員会に協力を求めるものとする。

(2) 私立学校施設等の災害応急復旧及び幼児、児童、生徒、学生に対する災害応急教育対策は、学設置者が行うものとする。

### 2 応急教育対策

#### (1) 応急教育施設の予定場所

町教育委員会は、災害の状況により教育関係機関と連絡をとり災害現場の状況を的確に掌握し、災害の程度に応じて、県教育委員会の指導を仰ぎながら、次の事項について措置するものとする。

ア 町の学校施設が被災した場合、町教育委員会は県教育委員会や教育関係機関の協力を仰ぎ、速やかに応急復旧を行い、教育が実施できるよう努めるものとする。

イ 応急復旧が不可能な場合は、被害を免れた隣接地域の学校施設、公民館、公会堂、その他民有施設等の借り上げを行うものとする。

ウ 災害の状況によっては、近接市町村の小・中学校施設への委託等により、教育の実施を図るものとする。

#### (2) 応急教育の方法

前記(1)により掌握した災害情報に基づき、災害時における教育に支障のないよう、次により応急教育を実施するものとする。

##### ア 教育実施者の確保等

町教育委員会は、県教育委員会と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な指示を仰ぎ、必要に応じ、他都道府県に対して、教職員の応援を求めるなど、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。また、被災した児童・生徒及び教職員の心身の状況を把握し、必要に応じて、心のケアを行う専門職員の配置について、国や他都道府県へ応援を求めるものとする。

##### イ 教材、学用品等の調達及び配給の方法

教材、学用品等の被害を受けた場合は、町教育委員会、私立保育所長及び私立幼稚園長は所定の様式に従って県教育委員会に報告し、必要に応じ教材（教科書）について特約教科書供給所、学用品については文具関係団体を通じて調達するものとする。

（災害救助法適用の場合は、町教育委員会は町長を經由して報告）

### 3 学校給食等の措置

公立学校の給食に係る施設、設備、物資等に被害が生じた場合は、設置者である町長は県教育委員会に速やかに報告し、措置すべき事項について指示を受けるものとする。

#### (1) 物資等対策

被災した町は、速やかに被害物資の状況を県教育委員会に報告し、被害物資の処分方法並びに供給方法等について指示を受け実施するものとする。

### 4 災害救助法に基づく学用品の支給

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。  
巻末資料2「救助の種類及び実施方法」参照

### 5 その他の支援措置

町は、災害により、進学や就学が経済的に困難となった児童生徒等に対して、必要に応じ、国、県及び関係機関等と連携して、奨学金や授業料減免等の就学支援を行う。

また、これらの支援措置について、学校関係者、児童生徒の保護者等に対する周知を図る。

## 第 4 章

# 災 害 復 旧 ・ 復 興 計 画

## 第1節 災害復旧・復興の基本方向

町は、被災の状況、地域の特徴、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促すとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築したうえで、必要に応じ、県、国及び他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携のうえ、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じた制度の見直しを行うものとする。

町及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

火事災害発生時の場合は、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐災化等、建築物や公共施設の不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。

さらに、林野火災発生時の場合は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

## 第2節 公共土木施設災害復旧計画

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

### 1 実施機関

災害復旧の実施責任は、町の管理に属するものは町において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧にあたるものとする。

### 2 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

#### (1) 河川

河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めその他の施設を保全するために防護することを必要とする河岸。ただし、砂防法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。

#### (2) 砂防施設

砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸

#### (3) 林地荒廃防止施設

山林砂防施設

#### (4) 地すべり防止施設

地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設

#### (5) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

#### (6) 道路

道路法第2条第1項に規定する道路

#### (7) 下水道

下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道または同条第5項に規定する都市下水路

#### (8) 公園

都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園または社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園もしくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの

#### (9) 水道

町が経営する水道事業等で、水道法第3条第8項に規定する水道施設

### 3 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率のかさ上げ
- (3) 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

### 4 復旧計画

公共土木施設の災害復旧事業は、本計画の前記1～3にしたがってそれぞれ復旧計画を作成するものとし、これらの事業の早期復旧に努めるものとする。

## 第3節 農林水産業施設災害復旧計画

農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

### 1 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には町、土地改良区、農業協同組合、森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度な技術を要するもの等は、その実状に応じ県営事業（県営農地等災害復旧事業等）の実施や団体営農地等災害復旧事業の支援等を行うとして施行するものとする。

### 2 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農地及び農林水産施設とは、次のような施設である。

- (1) 農地：耕作の目的に供される土地
- (2) 農業用施設：農地の利用または保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
  - ア かんがい用排水路、ため池、頭首工、揚水機
  - イ 農業用道路、橋梁
  - ウ 農地保全施設、堤防（海岸を含む。）
- (3) 林業用施設：林地の利用または保全上必要な公共用施設であって、次のものをいう。
  - ア 林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体または、その機関の維持管理に属するものを除く。）
  - イ 林道
- (4) 共同利用施設：農業協同組合、森林組合、その他営利を目的としない法人の所有する次のものをいう。
  - ア 倉庫
  - イ 加工施設
  - ウ 共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

### 3 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金のかさ上げ
- (3) 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- (5) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

## 第4節 その他の災害復旧計画

### 1 住宅災害復旧計画

#### (1) 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水等その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受けて、公営住宅を整備する。整備にあたっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。

#### (2) 既設公営住宅の復旧

災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により公営住宅が滅失し、または著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修または公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の1/2が国より補助される。

#### (3) 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、県と独立行政法人住宅金融支援機構が連携し、「住宅相談窓口」の開設、「復興に資する情報」の提供を行い、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興融資を活用して復旧に努めるものとする。

#### (4) 住宅耐震化関連補助制度

耐震性能を満たしていない住宅の耐震化を進めるため、全市町村において住宅耐震化補助制度を受けることができる体制を整備する。

公営住宅関係住宅災害対策

	一般災害		激甚災害（本激）													
	要件	措置	要件	措置												
整備	<p>〈災害公営住宅整備事業〉 （公営住宅法第8条第1項第1号、第2号）</p> <p>1 滅失戸数</p> <p>① 被災地全域で 500 戸以上</p> <p>② 1 市町村の区域内で 200 戸以上</p> <p>③ 1 市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上</p> <p>2 火災による滅失戸数</p> <p>① 被災地全域で 200 戸以上</p> <p>② 1 市町村全住宅の 1 割以上</p>	<p>（公営住宅法第8条第1項）</p> <p>滅失戸数の3割を限度として、災害公営住宅の建設等に対する2/3補助。標準工事費は一般に準ずる。</p> <p>（同法第8条第2項）</p> <p>災害公営住宅借上げに係る住宅またはその付帯施設の建設または改良に対する2/5補助。</p>	<p>〈罹災者公営住宅整備事業〉 （激甚法第22条）</p> <p>1 滅失戸数（災害指定）</p> <p>① 被災全域で 4,000 戸以上</p> <p>② 被災全域で 2,000 戸以上、かつ、1 市町村で 200 戸以上もしくは全住宅の 1 割以上</p> <p>③ 被災全域で 1,200 戸以上、かつ、1 市町村で 400 戸以上もしくは全住宅の 2 割以上 （激甚指定基準8）</p> <p>2 滅失戸数（地域指定）</p> <p>1 の①～③のいずれかであり、かつ、1 市町村で 100 戸以上または全住宅の 1 割以上 （激甚法施行令第41条）</p>	<p>滅失戸数の5割を限度として、罹災者公営住宅の建設等に対する3/4補助。罹災者公営住宅の借上げに係る住宅またはその付帯施設の建設または改良に対する2/5補助。</p> <p>※ 激甚法では災害を受けた公営住宅のことを罹災公営住宅という表現としている。</p>												
復旧	<p>〈既設公営住宅復旧事業〉 （公営住宅法第8条第3項）</p> <p>1 住宅の被害</p> <p>1 戸あたりの復旧費が 11 万円以上かつ、1 事業主体の合計額 290 万円以上 （事業主体が市町村場合は 190 万円以上）</p> <p>財務省協議による運用基準</p>	<p>（公営住宅法第8条第3項）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="3">公営住宅または共同施設</td> </tr> <tr> <td>被害</td> <td>滅失</td> <td>損傷</td> </tr> <tr> <td>復旧</td> <td>再建</td> <td>補修</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">補助率1/2</td> </tr> </table>	公営住宅または共同施設			被害	滅失	損傷	復旧	再建	補修	補助率1/2			<p>〈本激甚指定既設公営住宅復旧事業〉 公共土木施設災害復旧事業の</p> <p>A 見込額 全国都道府県の市町村の当該年度標準税収入総額の約 0.5% 以上</p> <p>B Aの見込額が 0.2% 以上、かつ、</p> <p>(1) 都道府県負担見込額が当該年度標準税収入の 25%をこえる都道府県が 1 以上</p> <p>(2) 市町村負担見込額が県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の 5%をこえる都道府県が 1 以上 （激甚災害指定基準I）</p>	<p>補助率のかさ上げ （激甚法第3条）</p> <p>*局激の場合は、別途基準あり</p>
公営住宅または共同施設																
被害	滅失	損傷														
復旧	再建	補修														
補助率1/2																

## 2 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく国庫補助事業または単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

### (1) 実施機関

公立学校施設の復旧は、町立学校にあつては町長が行うものとする。

### (2) 対象事業

同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。

### (3) 財政援助

公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

ア 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担

イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率のかさ上げ

ウ 地方債の元利償還金の地方交付税導入

エ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

## 3 市町村等以外の水道事業

町が経営する水道事業（以下「公営水道事業」という。）以外の水道事業（以下「民営水道事業」という。）が行う災害復旧については、国庫補助対象外となることから、公営水道事業と民営水道事業との統合を推進するものとする。

## 4 土砂災害復旧計画

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、国庫補助事業または県に復旧を要請する。

### (1) 実施機関

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、県に実施を要請する。

### (2) 復旧方針

再度災害の発生を防止するために必要な防止施設の新設及び改良を行うとともにこれら施設の早期完成に努めるものとする。

### (3) 対象事業

砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内において実施する砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業

## 5 文化財災害復旧計画

文化財等の災害復旧は、必要に応じ、国庫補助事業及び町単独事業として、県、国及び関係機関及び被災文化財の所有者と連携して行うものとする。

## 第5節 被災者自立支援対策計画

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

### 1 被災者に対する生活支援等

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者に対し丁寧な制度周知を行い、それぞれの意向に沿った生活・住まいの再建支援を図る必要がある。また、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるとともに、地域支え合いセンターによる支援体制構築等により、1日も早く被災前の生活を取り戻すための支援を実施するものとする。

さらに、町は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

### 2 被災者に対する生活相談

町は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努める。

町は、熊本行政評価事務所が行う被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設や特別行政相談所の開設といった特別行政相談活動に協力するものとする。

### 3 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

また、町は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

### 4 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

### 5 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組等

町は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や不動産鑑定士や行政書士等士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進

め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。

また、町は、住家被害の調査や罹災証明書等の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

併せて、当該業務を支援するシステムの導入、活用について検討するものとする。

## 6 義援金品配分計画

災害を受けた罹災者等に対する義援金品は、受領後被災者に対し速やかに配分するものとする。

## 7 被災中小企業の復旧その他経済復興の支援

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

## 第6節 被災農林業の経営安定計画

被災した農林業等が、今後の経営に支障を来さないよう、必要に応じ、補助金の創設や、必要な資金を円滑に融通するとともに、災害の状況等により、借り入れた資金の金利負担軽減措置等を講じる。さらに、被災農林業者が速やかに事業再開できるよう、ニーズに合った支援を実施するとともに、災害に強い産地づくりに向けた中長期的な支援を継続する。

また、被害状況を円滑に把握するため、既存の事業申請マニュアルに、被害額推定方法等災害発生から事業に至るまでの手順を追加する。

なお、被害な甚大な市町村においては、単独で被害調査を行うことが困難であることから、国・県の職員による代行調査をルール化するものとする。

### 1 天災害資金

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）の発動に伴い、被害を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、経営資金などの融資を円滑に行うため、町は当該融資機関に対して利子補給及び損失補償を行い、被害農林漁業者等の経営の維持安定を図る。

### 2 日本政策金融公庫資金

#### (1) 災害復旧関係資金

農林漁業施設等の災害復旧について被害を受けた農林漁業者及び農林漁業者等の組織する団体に対し、日本政策金融公庫業務方法書の定めるところにより融資を行う。

#### (2) 農林漁業セーフティネット資金

被災農林漁業者に対し、経営再建費及び収入減補てん費の融通を行う。

## 第7節 雇用機会確保計画

### 1 計画の方針

地震等自然災害による被災住民が、速やかに再起できるよう、被災者に対する就職あっせん及び職業訓練対策を定め、被災者の生活の安定確保を図るものとする。

### 2 実施計画

- (1) 地震等自然災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、町の被災状況を勘案のうえ、熊本公共職業安定所上益城出張所と緊密な連絡をとり、離職者の発生状況、求人求職の動向等の情報の通知を速やかに把握するとともに、他県との連絡調整、離職者の早期再就職へのあっせん及び職業訓練の受講勧奨に努め、その雇用の安定を図るものとする。
- (2) 離職者の早期再就職を促進するため、熊本公共職業安定所上益城出張所の長を通じ、次の措置をとるものとする。
  - ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
  - イ 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施
  - ウ 職業訓練受講、職業転換給付金制度活用等の指導強化
  - エ 被災離職者の職業訓練（委託訓練を含む）の実施

## 第8節 復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、地域住民等の合意形成や関係機関の諸事業の調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

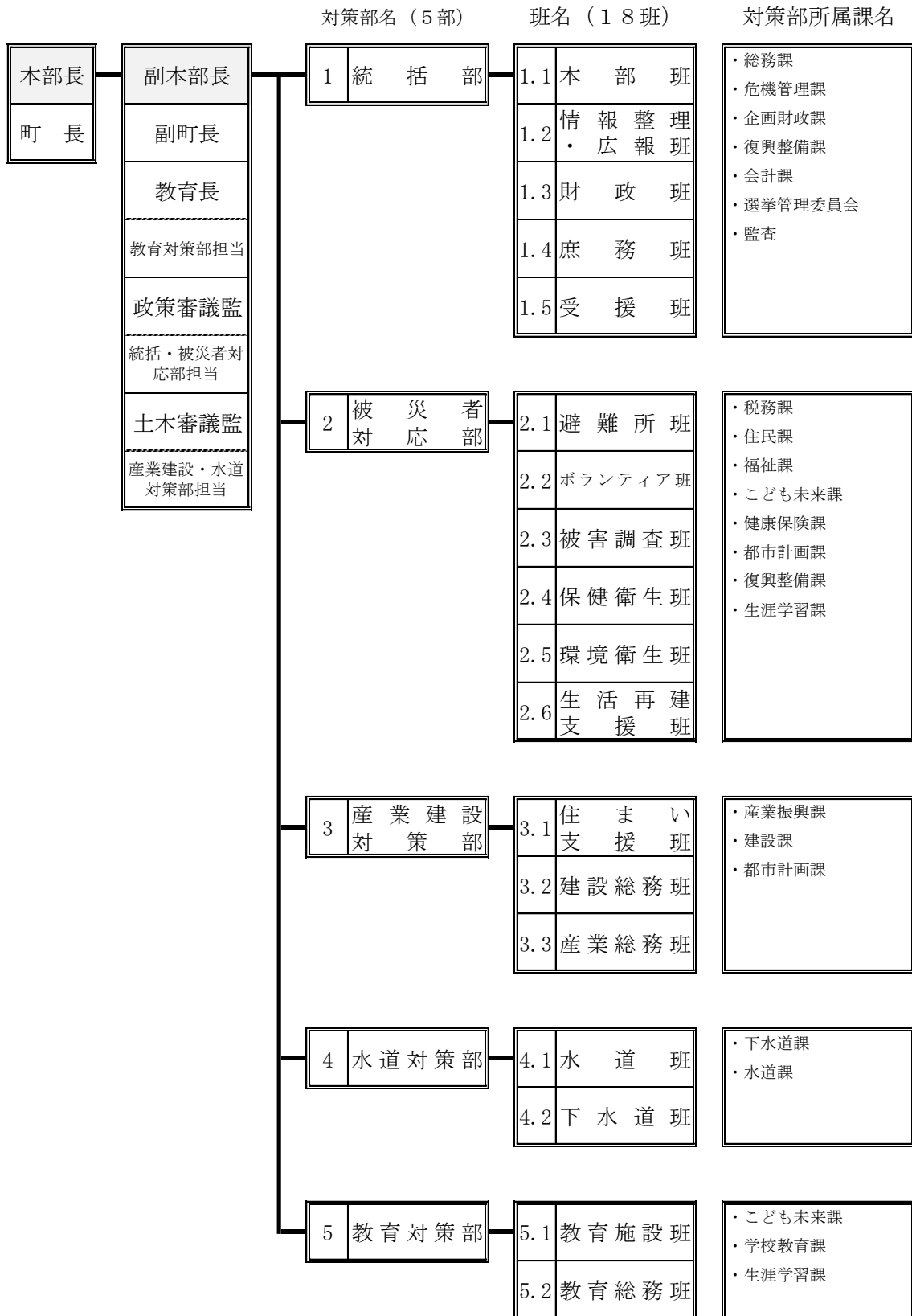
町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。



# 卷 末 資 料

資料1 益城町災害対策本部組織図

益城町災害対策本部組織図



資料2 救助の種類及び実施方法

救助の種類	救助の対象	救助の方法	救助の期間
避難所の設置	(1) 避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者に限るものとする。	<p>(1) 避難所は、学校、公民館、保健福祉センター等の公共施設等の既存建物を応急的に整備して使用するものとする。これらが無い場合、または、これらで充足できない場合はその他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物、または天幕等を設置して避難所とする。既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。</p> <p>(2) 高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）を収容する場合には福祉避難所を設置できる。</p> <p>(3) 避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し収容保護するものとする。</p> <p>(4) 避難所を設置したときは、直ちに知事に次の事項を報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難所開設の日時及び場所</li> <li>② 箇所数及び収容人数</li> <li>③ 開設予定期間</li> </ul> <p>(5) 要配慮者に対して旅館・ホテルなど宿泊施設の借上げを実施し、供与することができる。</p>	原則として最大限7日以内

救助の種類	救助の対象	救助の方法	救助の期間
<p>応急仮設住宅の供与</p>	<p>(1) 住家が全焼、全壊、または流失し、現に居住する住家がない者で、自らの資力をもって、住宅を確保することができない者。                      (2) 入居の単位は、り災者1世帯1戸とする。</p>	<p>■建設型仮設住宅</p> <p>(1) 設置場所は、県または市町村の公有地を選定するものとする。ただし、これにより難い場合は、民有地を利用することが可能なものとする。</p> <p>(2) 建設型仮設住宅の規模は、1戸あたり29.7㎡(9坪)を基準とし、構造は、1戸建、長屋建もしくはアパート式のいずれかとする。</p> <p>(3) 建設型仮設住宅を同一敷地内または近接する敷地内に概ね50戸以上建設した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。</p> <p>(4) 高齢者、障がい者等であって日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を設置できる。</p> <p>(5) 建設型仮設住宅に収容すべき入居者の選考にあたっては十分な調査に基づき、必要に応じ、民生委員等の意見を徴する等、罹災者の資力その他生活条件等を調査のうえ決定するものとする。</p> <p>■借上型仮設住宅</p> <p>(1) 借上型仮設住宅の1戸あたりの規模は、世帯の人数に応じて建設型仮設住宅の規模に応じる。</p> <p>(2) 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料または火災保険料等その他民間賃貸住宅の契約に不可欠なものとし、地域の実情に応じた額とする。</p>	<p>災害発生の日から20日以内着工。                      供与期間は、当該工事が完了した日から2箇年以内とする。</p> <p>災害発生の日から速やかに借上げて提供供与。期間は建設型仮設住宅と同様とする。</p>
<p>被災した住宅の応急修理</p>	<p>(1) 災害によって住家が半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもって応急修理をなすことができない者。</p>	<p>(1) 居室、炊事場、トイレ等、日常生活に欠くことのできない必要最小限度の応急的修理とすること。</p>	<p>工事完了期間は、災害発生の日から1ヶ月以内</p>

救助の種類	救助の対象	救助の方法	救助の期間
炊き出しその他による食品の給与	(1) 避難所に収容された者であること。 (2) 住家の被害が全焼、全壊流失、半焼、半壊または床上浸水等により、現に炊事ができない者であること。 (3) その他給与が必要であると認められた者であること。	(1) 通常として、包装食、にぎり食、パン等が適当である。ただし、幼児はミルク等の給与を配慮すること。 (2) 副食としては、漬物、佃煮、かんづめ等で食器類を要しないもの。	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	(1) 災害のため、現に飲料水を得ることができない者に限ること。(飲料水及び炊事のための水であること。)	(1) 水の購入、給水器・浄水器等による飲料水の供給及び飲料水中に直接投入する薬品の交付等により行うものとする。	原則として災害の発生の日から7日間とする。
被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与	(1) 災害により住家に被害(全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水)を受けた者であること。 (2) 被服・寝具・その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者であること。 (3) 被服・寝具・その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者であること。	(1) 被災者の実情に応じ 1 被服、寝具及び身廻品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料	災害発生の日から10日以内
医療	(1) 医療を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医療の用途を失った者とする。(応急的処置)	(1) 原則として救護班によって行うものとする。 (2) 救護班では医療が実施できない程度の重傷者及び救護班の到着を待つことができない緊急患者については、一般診療機関への入院または通院も止むを得ない。 (3) 救護班は、災害救助法第16条により日本赤十字社熊本県支部と契約している。	災害の発生日から14日以内
助産	(1) 災害のため助産の用途を失った者(死産、流産を含む)であること。	(1) 救護班によって行われることが望ましいが助産師によることもできるものとする。 (2) 救護班及び助産師のほか、助産所または一般医療機関で行っても差し支えない。	分べんした日から7日以内

救助の種類	救助の対象	救助の方法	救助の期間
被災者の救出	<p>(1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者。</p> <p>(2) 災害のため、生死不明の状態にある者で、諸般の情勢から判断して、生存していると推定される者。</p>	<p>(1) 生命の保全を第一義とし、災害の状況に応じて最も適確かつ迅速に実施できる方法とする。</p>	<p>災害発生の日から3日以内</p>
死体の捜索	<p>(1) 行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。</p> <p>イ行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合。</p> <p>ロ災害の規模がきわめて広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合。</p> <p>ハ行方不明になった者が重度の身体障がい者または重病人であった場合。</p> <p>ニ災害発生後、きわめて短期間のうちに引続き当該地域に災害が発生したような場合。</p>	<p>(1) 警察、消防機関及びその他の機関等の協力を得て行うものとする。</p>	<p>原則として災害発生の日から10日以内</p>
埋葬	<p>(1) 災害の混乱の際及び直前に死亡した者に対して災害のため遺族が埋葬を行うことがきわめて困難な場合等に応急的な埋葬を実施するものである。</p>	<p>(1) 埋葬は応急仮葬である。</p> <p>(2) 救助の実施機関が現物給付することを原則とする。</p>	<p>原則として災害発生の日から10日以内</p>

救助の種類	救助の対象	救助の方法	救助の期間
死体の処理	<p>(1) 災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、死体の識別等のための洗浄、縫合、消毒の措置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合。</p> <p>(2) 通常死体の発見から、埋葬に移る過程において行われる処理であり、埋葬を前提としたものである。</p>	<p>(1) 救助の実施機関が現物給付として行うものであること。</p> <p>(2) 刑事訴訟法及び死体取扱規則等他の法令規定に基づいて実施すること。</p>	原則として災害発生の日から10日以内
学用品の給与	(1) 住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）または、床上浸水により、学用品をそう失またはき損し、就学上支障のある小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校等の児童・生徒	<p>(1) 学用品の品目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教科書及び教材</li> <li>2 文房具</li> <li>3 通学用品</li> </ol>	原則として教科書及び教材については、災害発生の日から1ヶ月以内 文房具・通学用品については15日以内
障害物の除去	<p>(1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。</p> <p>(2) 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。</p> <p>(3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること。</p> <p>(4) 住家は、半壊または床上浸水したものであること。</p>	(1) 賃金職員または技術者を動員して除去を実施する。	原則として災害発生の日から10日以内
応急救助のための輸送及び賃金職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の避難</li> <li>2 医療及び助産</li> <li>3 被災者の救出</li> <li>4 飲料水の供給</li> <li>5 死体の搜索</li> <li>6 死体の処理</li> <li>7 救済用物資の整理配分</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 輸送業者との契約によるもの</li> <li>(2) 輸送業者以外のもの</li> <li>(3) 官公署及び公共的団体によるもの</li> </ol>	救助種目毎の実施期間

### 資料3 医療機関一覧

名称	所在地	電話番号
砥川クリニック	益城町砥川 1726	096-286-5770
さくら病院	益城町広崎 1445-15	096-286-8111
おがた整形外科	益城町福富 802-2	096-289-3301
市原産婦人科医院	益城町惣領 1487	096-286-7568
益城病院	益城町馬水 123	096-286-3611
高本脳神経外科医院	益城町惣領 1316	096-289-0088
益城整形外科	益城町安永 805-4	096-286-1818
ふくだ整形外科	益城町馬水 805	096-286-7391
益城なかぞのクリニック	益城町宮園 732-9	096-286-1700
はがこどもクリニック	益城町宮園 408-1	096-289-7020
益城中央病院	益城町宮園 722-1	096-286-3151
やけいし歯科	益城町福富 704	096-286-7588
いわた歯科医院	益城町惣領 1428-4	096-286-1417
ひろやすクリニック	益城町惣領 1530	096-286-3636
共愛歯科医院	益城町安永 722-4	096-286-2277
寺崎歯科クリニック	益城町惣領 1673-1	096-289-8020
内野玲歯科	益城町宮園 535-7	096-243-8241
みやもと歯科	益城町寺迫 1012-1	096-287-8811
清水眼科	益城町惣領 1429-5	096-289-0288
ましきクリニック	益城町惣領 1517-1	096-287-8733
かいがクリニック	益城町木山 358-1	096-286-2023
のぎき消化器 IBD クリニック	益城町広崎 1572-1	096-286-3373
JUN 歯科クリニック	益城町宮園 764-10	096-286-1188
整形外科桜木クリニック	益城町広崎 1037-1	096-286-3969
あおい皮ふ科	益城町広崎 1038-1	096-288-6028

## 資料4 防災備蓄品一覧（主要品目）

（令和8年4月1日現在）

品目	備蓄場所			
	防災倉庫	民間倉庫	地域共生センター	給食センター
水（500ml）	1,224 本	0 本	1,488 本	
水（2L）	659 本			
アルファ化米	8,200 食		4,050 食	
レトルトごはん	2,905 食		1,800 食	
精白米				3,000kg
粉ミルク、液体ミルク	792 食			
毛布	400 枚			
こども用おむつ	13,180 枚		5,580 枚	
大人用おむつ	8,460 枚			
簡易トイレ	6,600 個			
ワンタッチパーティション	159 張	52 張	104 張	
簡易ベッド	49 個	18 個	50 個	

## 資料5 地震観測施設等整備計画（熊本県地域防災計画（地震・津波編）より）

本計画は、気象庁（熊本地方気象台）、国立研究開発法人防災科学技術研究所及び県が設置した震度計により、地震発生時の迅速かつ正確な地震情報を収集し、防災関係機関の初動体制の早期確立を図るものである。

### 1 気象庁の観測施設

気象庁（熊本地方気象台）が設置している観測施設は、県内に12箇所あり、地震発生時においてこれらの施設、県及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の観測施設の観測結果をもとに、気象庁本庁が地震情報を発表し、関係機関に伝達している。

#### （1）気象庁震度観測局一覧

地域名称	市町村名称	震度発表名称	観測施設名	観測点所在地
熊本県 阿蘇 (地方)	南阿蘇村	南阿蘇村中松	計測震度計	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字古坊中3845-12 (阿蘇山特別地域気象観測所)
熊本県 熊本 (地方)	熊本市	熊本市西区春日	計測震度計	熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方気象台)
	八代市	八代市平山新町	計測震度計	八代市平山新町
	八代市	八代市泉町	津波地震早期 検知網	八代市泉町柿迫
	玉名市	玉名市築地	津波地震早期 検知網	玉名市築地
	宇城市	宇城市松橋町	計測震度計	宇城市松橋町大野
熊本県 球磨 (地方)	人吉市	人吉市西間下町	計測震度計	人吉市西間下町
	多良木町	多良木町多良木	計測震度計	球磨郡多良木町多良木
熊本県 天草・ 芦北 (地方)	天草市	天草市本町	津波地震早期 検知網	天草市本町本
	天草市	天草市牛深町	計測震度計	天草市牛深町286 (牛深特別地域気象観測所)
	芦北町	芦北町芦北	計測震度計	葦北郡芦北町大字芦北
	上天草市	上天草市大矢野町	計測震度計	上天草市大矢野町上

#### （2）気象庁津波観測施設

観測点名称	観測点所在地
苓北町都呂々	天草郡苓北町都呂々小川内地内

## 2 防災科学技術研究所の観測施設

県内には国立研究開発法人防災科学技術研究所が整備した22箇所の震度観測施設があり、そのうち20箇所の震度観測施設が気象庁の発表する震度情報に活用されている。

No.	観測局	設置場所	No.	観測局	設置場所
1	小国	小国町大字宮原1567-1	12	八代	八代市松江城町1-25
2	山鹿	山鹿市山鹿西上町1328-1	13	田浦	芦北町大字町田浦町653
3	玉名	玉名市中尾380	14	五木	五木村甲字下手2672-44
4	一の宮	阿蘇市一の宮町宮地4779	15	水俣	水俣市牧ノ内1
5	大津	大津町引水1223	16	人吉	人吉市蟹作町字西田1531-1
6	熊本	熊本市東区佐土原3丁目1-65(東部土木センター)	17	多良木	多良木町多良木横馬場3146-1
7	高森	高森町高森2168	18	龍ヶ岳	上天草市龍ヶ岳町高戸1412
8	宇土	宇土市浦田町51	19	本渡	天草市本渡町本渡字丸田2547-2
9	矢部	山都町浜町6	20	新和	天草市新和町小宮地658
10	三角	宇城市三角町波多2864-32	21	天草	天草市天草町高浜乙第488-1
11	砥用	美里町永富1510	22	牛深	天草市牛深町2286-103

## 3 県の観測施設

県は、次のとおり県内74箇所（熊本市設置分1箇所を含む）に震度計を設置し、気象庁（熊本地方气象台）及び防災科学技術研究所の観測施設と併せて観測体制の整備を図っている。

No.	観測局	設置場所	No.	観測局	設置場所
1	熊本市中央区大江	熊本市中央区大江3-1-3 熊本市消防局	27	宇土市浦田町	宇土市浦田町51 宇土市役所
2	八代市坂本町	八代市坂本町坂本4228-12 坂本支所	28	上天草市松島町	上天草市松島町合津7915-1 松島庁舎
3	八代市千丁町	〃 千丁町新傘田1502-1 千丁支所	29	上天草市姫戸町	〃 姫戸町姫浦3384-5 姫戸地域振興センター
4	八代市鏡町	〃 鏡町内田453-1 鏡支所	30	宇城市不知火町	宇城市不知火町高良2273-1 不知火支所
5	八代市東陽町	〃 東陽町南1105-1 東陽支所	31	宇城市小川町	〃 小川町江頭100 小川支所
6	八代市泉支所	〃 泉町柿迫3131 泉支所	32	宇城市豊野町	〃 豊野町糸石3516-1 豊野支所
7	荒尾市宮内出目	荒尾市宮内出目390 荒尾市役所	33	阿蘇市内牧	阿蘇市内牧1111-3 内牧支所
8	水俣市陣内	水俣市陣内1-1-1 水俣市役所	34	阿蘇市波野	〃 波野大字波野2710 波野支所
9	玉名市岱明町	玉名市岱明町野口2129 岱明総合支所	35	合志市竹迫	合志市竹迫2140 合志市役所
10	玉名市横島町	〃 横島町横島3644 横島総合支所	36	合志市御代志	〃 御代志1661-1 西合志庁舎
11	玉名市天水町	〃 天水町小天7195-5 天水総合支所	37	熊本市南区城南町	熊本市南区城南町宮地1050 城南総合出張所
12	天草市有明町	天草市有明町赤崎3383 有明支所	38	熊本市南区富合町	熊本市南区富合町清藤405-3 熊本市南区役所
13	天草市御所浦町	〃 御所浦町御所浦3527 御所浦支所	39	熊本美里町馬場	美里町馬場1100 中央庁舎
14	天草市倉岳町	〃 倉岳町棚底1919 倉岳支所	40	玉東町木葉	玉東町大字木葉759 玉東町役場
15	天草市栖本町	〃 栖本町馬場179 栖本支所	41	和水町江田	和水町江田3886 和水町役場
16	天草市五和町	〃 五和町御領2943 五和支所	42	和水町板楠	〃 板楠70 三加和総合支所
17	天草市河浦町	〃 河浦町河浦5253 河浦支所	43	南関町南関	南関町大字関町64 南関町役場
18	山鹿市山鹿	山鹿市山鹿978-3 山鹿市役所	44	長洲町長洲	長洲町大字長洲2766 長洲町役場
19	山鹿市鹿北町	〃 鹿北町四丁1612 鹿北総合支所	45	熊本市北区植木町	熊本市北区植木町岩野238-1 熊本市北区役所
20	山鹿市菊鹿町	〃 菊鹿町下内田713 菊鹿総合支所	46	大津町大津	大津町大字大津1233 大津町役場
21	山鹿市鹿本町	〃 鹿本町来民686 鹿本総合支所	47	菊陽町久保田	菊陽町大字久保田2800 菊陽町役場
22	山鹿市鹿央町	〃 鹿央町合里158-1 鹿央総合支所	48	南小国町赤馬場	南小国町大字赤馬場143 南小国町役場
23	菊池市隈府	菊池市隈府888 菊池市役所	49	産山村山鹿	産山村大字山鹿488-3 産山村役場
24	菊池市七城町	〃 七城町甲佐町74-1 七城総合支所	50	南阿蘇村河陰	南阿蘇村河陰145-3 久木野庁舎
25	菊池市旭志	〃 旭志小原240 旭志総合支所	51	南阿蘇村河陽	〃 河陽1705-1 南阿蘇村役場
26	菊池市泗水	〃 泗水町福本383 泗水総合支所	52	南阿蘇村吉田	〃 吉田1495 白水庁舎
53	西原村小森	西原村大字小森3259 西原村役場	64	湯前町湯前	湯前町1989-1 湯前町役場
54	御船町御船	御船町大字御船995-1 御船町役場	65	水上村岩野	水上村大字岩野90 水上村役場
55	嘉島町上島	嘉島町大字上島530 嘉島町役場	66	相良村深水	相良村大字深水2500-1 相良村役場
56	益城町宮園	益城町宮園702 益城町役場	67	山江村山田	山江村大字山田甲1356-1 山江村役場

No.	観測局	設置場所	No.	観測局	設置場所
57	甲佐町豊内	甲佐町豊内719-4 甲佐町役場	68	球磨村渡	球磨村大字渡丙1730 球磨村役場
58	山都町大平	山都町大平385 清和総合支所	69	あさぎり町免田東	あさぎり町免田東1199 あさぎり町役場
59	山都町今	// 今500 蘇陽総合支所	70	あさぎり町上	あさぎり町上北1874 上支所
60	熊本氷川島地	氷川町島地642 氷川町役場	71	あさぎり町岡原	あさぎり町岡原北929 岡原支所
61	熊本氷川宮原	// 宮原栄久69-1 宮原振興局	72	あさぎり町須恵	あさぎり町須恵1227 須恵支所
62	津奈木町小津奈木	津奈木町大字小津奈木2123 津奈木町役場	73	あさぎり町深田	あさぎり町深田西955-1 深田支所
63	錦町一武	錦町大字一武1587 錦町役場	74	苓北町志岐	苓北町志岐660 苓北町役場

資料6 災害時応援協定等一覧

(令和8年5月1日現在)

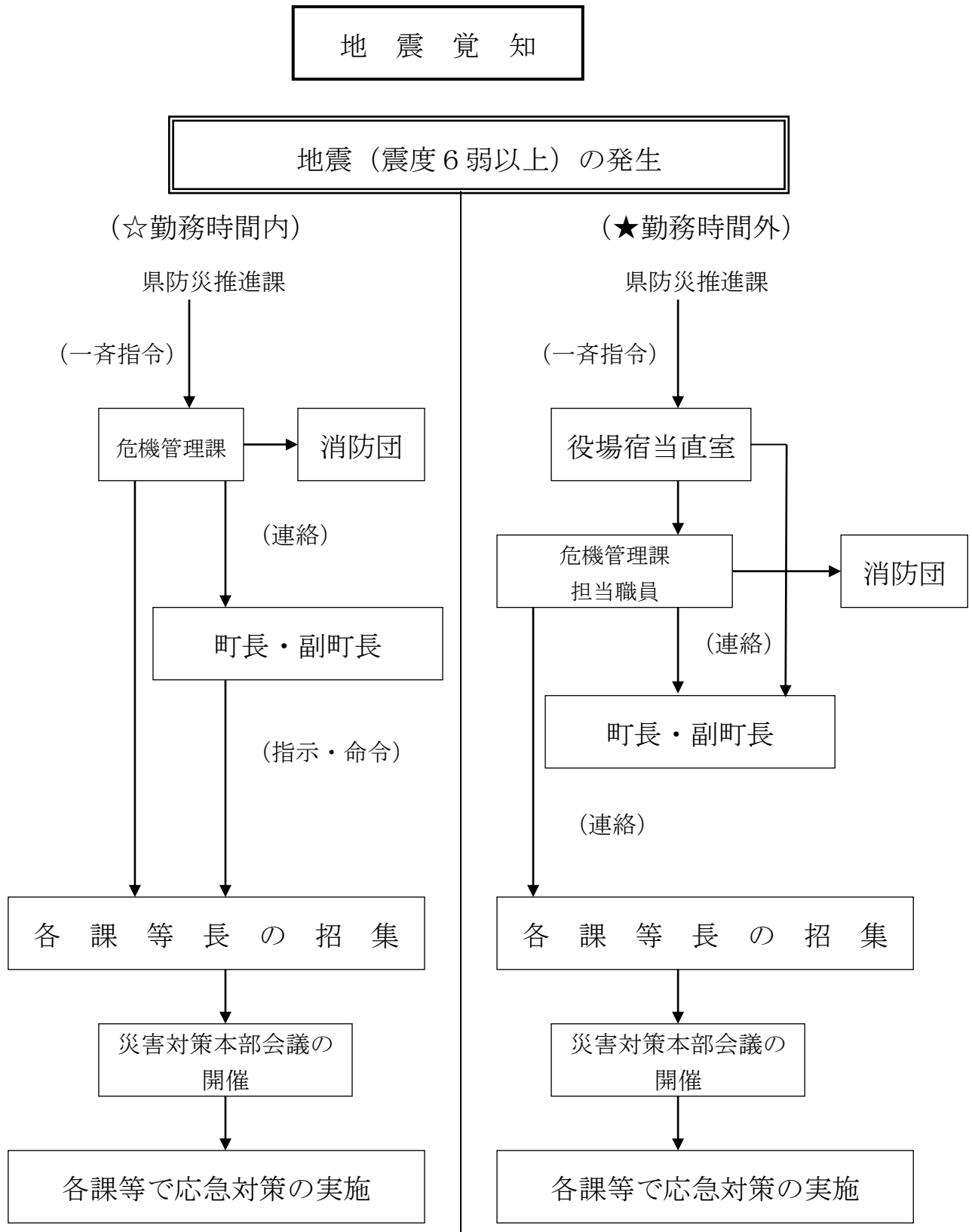
No.	種別	協定等名	締結年月	締結先	平時窓口	非常時窓口
1	自治体等相互応援協定	災害時における相互応援に関する協定	平成30年2月9日	愛知県みよし市	危機管理課	統括部受援班
2	自治体等相互応援協定	総社市と益城町との災害時における相互応援に関する協定	平成30年11月19日	岡山県総社市	危機管理課	統括部受援班
3	自治体等相互応援協定	益城町と田原本町との包括交流連携に関する協定	平成30年12月20日	奈良県田原本町	危機管理課	統括部受援班
4	自治体等相互応援協定	災害時における相互応援に関する協定	平成31年3月21日	鹿児島県始良市	危機管理課	統括部受援班
5	自治体等相互応援協定	災害時における相互応援に関する協定	令和元年11月18日	兵庫県稲美町	危機管理課	統括部受援班
6	自治体等相互応援協定	災害に関する相互応援・協力協定	令和2年1月17日	福岡県筑後市	危機管理課	統括部受援班
7	自治体等相互応援協定	災害時における相互応援に関する協定	令和2年10月8日	徳島県石井町	危機管理課	統括部受援班
8	物資供給	見守り活動及び災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	平成30年3月19日	生活協同組合くまもと	危機管理課	統括部受援班
9	物資供給	地域防災力向上活動等及び災害時における物資供給の協力に関する協定	平成30年4月26日	株式会社シェルパ	危機管理課	統括部受援班
10	物資供給	災害時における物資供給に関する協定	平成30年6月29日	NPO法人コメリ災害対策センター	危機管理課	統括部受援班
11	物資供給	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成30年9月27日	株式会社ゼンリン	危機管理課	統括部本部班
12	物資供給	災害時における物資供給に関する協定	令和元年12月13日	株式会社コスモス薬品	危機管理課	統括部受援班
13	物資供給	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	令和2年6月23日	Jパックス株式会社 九州カートン株式会社	危機管理課	統括部受援班
14	物資供給	災害時における応急対策に関する協定	令和2年12月24日	御船町 嘉島町 甲佐町 山都町 上益城農業協同組合	企画財政課	統括部受援班
15	物資供給	災害時における物資供給に関する協定	令和3年7月8日	株式会社ナフコ	危機管理課	統括部受援班

No.	種別	協定等名	締結年月	締結先	平時窓口	非常時窓口
16	物資供給	災害時における物資供給に関する覚書	令和3年 12月16日	キッコーマンこころダイニング株式会社	危機管理課	統括部受援班
17	物資供給	災害時における物資供給に関する協定	令和4年 6月27日	株式会社丸菱ホールディングス	危機管理課	統括部受援班
18	物資供給	災害時における物資供給に関する協定	令和5年 4月14日	株式会社湖池屋	危機管理課	統括部受援班
19	物資供給	災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定	令和6年 4月16日	熊本県キッチンカー協会	危機管理課	統括部受援班
20	物資供給	災害時における物資供給に関する協定	令和7年 4月8日	プラス株式会社 ジョインテック スカンパニー	危機管理課	統括部受援班
21	レンタル 機材供給	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	令和2年 4月28日	株式会社アクテ ィオ	危機管理課	統括部受援班
22	災害時 応急活動	大規模災害時の支援活動に関する協定	平成23年 1月27日	益城町管工事業 協同組合	水道課	水道対策部 水道班
23	災害時 応急活動	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	平成28年 5月1日	熊本県行政書士 会	危機管理課	被災者対応部 生活再建支援班
24	災害時 応急活動	災害発生時における益城町と益城町関係郵便局の協力に関する協定	平成30年 3月1日	益城町関係郵便 局	危機管理課	統括部受援班
25	災害時 応急活動	益城町内電気施設の災害復旧活動に関する協定	平成31年 1月25日	益城町電気工事 業協会	総務課	産業建設対策部 建設総務班
26	災害時 応急活動	益城町とアムダとの大規模災害時における連携協力に関する協定	平成31年 2月12日	特定非営利活動 法人アムダ	危機管理課	被災者対応部 保健衛生班
27	災害時 応急活動	益城町とくまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）との災害時における連携・協力に関する協定	平成31年 3月20日	特定非営利活動 法人くまもと災 害ボランティア 団体ネットワー ク（KVOA D）	危機管理課	被災者対応部 ボランティア班
28	災害時 応急活動	災害復旧に関する覚書	令和2年 6月5日	九州電力送配電 株式会社熊本東 配電事業所	危機管理課	統括部受援班
29	災害時 応急活動	災害時における給食支援に関する協定	令和2年 11月5日	益城町料理飲食 業組合	危機管理課	統括部受援班
30	災害時 応急活動	地域防災力向上活動等及び災害時における支援協力に関する協定	令和3年 6月8日	ユナイテッドト ヨタ熊本株式会 社	危機管理課	統括部受援班
31	災害時 応急活動	災害時における無人航空機を活用した連携協力に関する協定	令和3年 11月11日	EDAC DIDA 株式会社コマン ドディー	危機管理課	統括部 情報整理・広報 班
32	災害時 応急活動	大規模災害時の支援活動に関する協定	令和6年 7月1日	益城町建設業協 会	危機管理課	産業建設対策部 建設総務班

No.	種別	協定等名	締結年月	締結先	平時窓口	非常時窓口
33	災害時 応急活動	大規模災害時の支援活動 に関する協定	令和6年 11月11日	一般社団法人熊 本県鳶土工業連 合会	危機管理 課	産業建設対策部 建設総務班
34	災害時 応急活動	大規模災害時の支援活動 に関する協定	令和7年 4月1日	益城町造園建設 業協会	危機管理 課	産業建設対策部 建設総務班
35	放送・通 信	災害発生時における放送 要請に関する協定	平成25年 11月15日	株式会社ジェイ コム九州	危機管理 課	統括部 情報整理・広報 班
36	放送・通 信	インターネットラジオを 活用した災害情報発信に 関する協定	平成28年 8月24日	株式会社熊本シ ティエフエム 熊本市 大津町	危機管理 課	統括部 情報整理・広報 班
37	放送・通 信	災害に係る情報発信等に 関する協定	平成30年 12月25日	LINE ヤフー株式 会社	危機管理 課	統括部 情報整理・広報 班
38	放送・通 信	特設公衆電話の設置・利 用に関する協定	令和4年 10月27日	NTT 西日本株式 会社	危機管理 課	統括部 情報整理・広報 班
39	福祉避難 所	災害時における福祉避難 所等の設置運営に関する 協定	町内9施設 町外7施設	各福祉施設	危機管理 課	被災者対応部 避難所班
40	施設使用	建物賃貸借契約に基づく 緊急輸送に関する覚書	平成28年 4月1日	熊本交通運輸株 式会社	危機管理 課	統括部受援班
41	施設使用	熊本産業展示場（グラン メッセ熊本）における大 規模災害等発生時の利用 者等対応に関する覚書	令和2年 2月5日	熊本産業文化振 興株式会社 熊本県 熊本市	危機管理 課	統括部受援班
42	施設使用	災害時における施設等の 利用に関する協定	令和3年 10月18日	阿蘇熊本空港ホ テルエミナース	危機管理 課	被災者対応部 避難所班
43	施設使用	大規模災害時等における 避難者の受入れ及び運営 に関する協定	令和5年 4月1日	益城文化会館管 理運営共同企業 体	危機管理 課	被災者対応部 避難所班
44	施設使用	大規模災害時等における 避難者の受入れ及び運営 に関する協定	令和6年 4月1日	YMCA・キュー ネット益城町 体育施設共同企 業体	危機管理 課	被災者対応部 避難所班
45	施設使用	大規模災害時等における 避難者の受入れ及び運営 に関する協定	令和7年 4月1日	益城地域共生セ ンター管理運営 共同企業体	危機管理 課	被災者対応部 避難所班
46	環境・衛 生	災害時における廃棄物の 処理等の支援活動に関す る協定	平成21年 5月15日	一般社団法人熊 本県産業資源循 環協会	住民課	被災者対応部 環境衛生班
47	環境・衛 生	災害時における廃棄物の 収集運搬の支援に関する 協定	平成30年 4月1日	熊本県清掃事業 協議会	住民課	被災者対応部 環境衛生班
48	環境・衛 生	災害時におけるし尿及び 浄化槽汚泥の収集運搬等 の支援に関する協定	平成30年 4月1日	熊本県環境事業 団体連合会	住民課	被災者対応部 環境衛生班

No.	種別	協定等名	締結年月	締結先	平時窓口	非常時窓口
49	物資輸送	災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定	平成27年 3月25日	公益社団法人熊本県トラック協会	産業振興課	統括部受援班
50	物資輸送	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	令和4年 9月22日	ヤマト運輸株式会社	危機管理課	統括部受援班
51	物資輸送	災害発生時における地域支援のための人員、車両等の提供に関する協定	令和4年 12月19日	株式会社ジェイコム九州	危機管理課	統括部受援班

資料7 地震発生時指揮系統図



※ なお、震度5強以下でも、被害が甚大な場合はこの系統に準ずる。

**資料8 屋外拡声子局設置場所一覧（同報系）**

No.	設置場所	No.	設置場所
0	益城町役場	22	下寺中灰塚公民館
1	木崎公民館	23	平田上公民館
2	五楽公民館	24	平田教育集会所
3	新川河川敷	25	公民館福田分館
4	町立第2保育所	26	柳水公民館
5	下鶴町道敷	27	川内田町道敷
6	小池秋永公民館	28	内寺公民館（旧）
7	飯田公民館	29	南公民館
8	東無田神社敷地内	30	黒石崎金比羅宮敷地内
9	土山公民館	31	寺中公民館
10	櫛島地区緑地公園	32	田原（県道熊本高森線敷）
11	広崎4町内公民館	33	公民館津森分館
12	広崎公園	34	堂園地区緑地公園
13	大峯公民館	35	小谷地区緑地公園
14	古閑地藏堂	36	杉堂公民館
15	惣領1町内公民館	37	下陳消防詰所
16	馬水北公民館	38	下陳中尾町道敷
17	ましき野町道敷	39	広崎地区緑地公園
18	安永地区避難広場	40	福富地区緑地公園
19	安永町道敷		
20	辻の城公園		
21	寺迫公民館		

※ No. 39 及び 40 以外は、アンサーバック機能付き。

資料9 指定避難所一覧

種別	地区	No.	避難所施設名	所在地	電話番号	FAX 番号	収容人数 (通常時)	収容人数 (スフィア基準※)
基幹避難所	広安	1	益城町立広安小学校	馬水 35	286-6116	286-6687	360 人	205 人
	木山	2	益城町総合体育館	木山 236	289-2433	289-2434	1,360 人	777 人
		3	益城町地域共生センター	木山 592	237-8822	237-8823	300 人	171 人
中核避難所	飯野	4	益城町公民館飯野分館	砥川 1735-1	288-8404	-	100 人	57 人
	広安	5	益城町立広安西小学校	福富 1001	289-0700	289-0701	400 人	228 人
	福田	6	益城町公民館福田分館	福原 1974	286-7965	-	100 人	57 人
	津森	7	益城町立津森小学校	上陳 369	286-2091	286-6199	220 人	125 人
補完避難所	飯野	8	益城町立飯野小学校	砥川 137	288-8130	287-6005	240 人	137 人
	広安	9	益城町立益城中学校	惣領 903	286-2025	286-2066	400 人	228 人
		10	広安愛児園	古閑 73	368-2015	-	200 人	114 人
	木山	11	益城町立益城中央小学校	寺迫 1142	286-2031	287-1131	480 人	274 人
		12	益城町交流情報センター	木山 236	287-8411	287-8422	240 人	137 人
		13	益城町文化会館	木山 381-1	286-1511	286-2272	100 人	57 人
	福田	14	益城町立木山中学校	寺迫 1090	286-2043	286-2048	400 人	228 人
津森	15	益城町公民館津森分館	上陳 363-1	286-7964	-	100 人	57 人	
追加避難所	飯野	16	第2保育所	砥川 125-1	286-4040	286-4332	50 人	28 人
	広安	17	第1保育所	福富 651	286-4350	286-4415	50 人	28 人
	木山	18	益城町立益城幼稚園	木山 589	286-2787	286-3262	50 人	28 人
	福田	19	第5保育所	福原 529-2	286-2263	286-2675	100 人	57 人
	津森	20	第3保育所	上陳 361	286-3762	286-3776	50 人	28 人
収容人数合計							5,300 人	3,021 人

※ 人道憲章と人道対応に関する最低基準（通称：スフィア基準）は、1997年にNGOグループと国際赤十字・赤新月運動が開始したスフィアプロジェクトにて、策定された国際基準。

資料10 福祉避難所一覧

施設名	地区	施設の種別	対象者
小規模多機能ホーム 田原ふれあいの家	熊本市北区	その他	町が特定した在宅の 身体障がい者、要介 護者等のうち、一般 的な避難所では生活 に支障をきたす者。
地域密着型ユニット型 介護老人福祉施設ノットホーム	熊本市中央区	その他	
特別養護老人ホーム シルバーピアさくら樹	熊本市東区	特別特養老人ホーム	
軽費老人ホームあかつき	熊本市東区	軽費老人ホーム	
盲養護老人ホーム熊本めぐみの園	熊本市東区	特養老人ホーム	
くまもと江津湖療育医療センター	熊本市東区	障害児入所施設	
ケアハウスわらべ苑	熊本市東区	軽費老人ホーム	
サービス付高齢者向け住宅おいけ	益城町（飯野）	サービス付き 高齢者向け住宅	
介護老人保健施設平成唯仁館	益城町（木山）	介護老人保健施設	
ほっとふぁみりい	益城町（木山）	デイサービス	
特別養護老人ホームひろやす荘	益城町（広安）	特別養護老人ホーム	
特別養護老人ホーム花へんろ	益城町（広安）	特別養護老人ホーム	
小規模多機能ホームあんず	益城町（広安）	その他	
障害者支援施設熊東園	益城町（広安）	障害者支援施設	
一般社団法人ウエルビー 通所介護事業所くらら	益城町（広安）	デイサービス	
特別養護老人ホームいこいの里	益城町（福田）	特別養護老人ホーム	

## 資料 1 1 指定緊急避難場所一覧

指定番号	名称	所在地	地区	ha	地震	洪水	土砂災害	台風	兼指定避難所
1	益城町公民館飯野分館	砥川 1735-1	飯野	公	○	○	—	○	○
2	益城町立飯野小学校	砥川 137	飯野	公	○	—	○	○	○
3	第2保育所	砥川 125-1	飯野	公	○	—	—	○	○
4	榎島地区緑地公園	島田 979-2	飯野	0.16	○	—	—	—	
5	益城町浄化センター	馬水 1194-2	飯・広	公	○	—	○	○	
6	上小池地区避難広場	小池 2395-1	飯野	0.09	○	—	—	—	
7	東無田・下原地区避難広場	島田 425	飯野	0.15	○	—	—	—	
8	益城町立広安西小学校	福富 1001	広安	公	○	○	○	○	○
9	益城町立広安小学校	馬水 35	広安	公	○	○	○	○	○
10	広崎公園	広崎 907-1	広安	0.08	○	△	△	—	
11	馬水公園	馬水 468-3	広安	0.11	○	△	—	—	
12	安永第2団地公園	安永 479-17	広安	0.05	○	—	△	—	
13	安永地区避難広場	安永 678-1	広安	0.13	○	—	—	—	
14	広崎地区避難広場	広崎 873	広安	0.13	○	—	—	—	
15	広崎地区緑地公園	広崎 656-1	広安	0.41	○	—	—	—	
16	広崎府内公園・熊野宮神社	広崎 1308-34	広安	0.10	○	△	△	—	
17	ウインズ広安山下公園	広崎 1689-79	広安	0.06	○	△	△	—	
18	ましき野第2公園	安永 1177-193	広安	0.10	○	△	△	—	
19	ましき野第4公園	安永 1823-16	広安	0.08	○	△	△	—	
20	ましき野第5公園	安永 454-1	広安	0.08	○	△	△	—	
21	広崎西原公園	広崎 814-1	広安	0.20	○	△	△	—	
22	友愛団地公園	古閑 51-77	広安	0.06	○	△	△	—	
23	広安愛児園	古閑 73	広安		○	—	—	—	○
24	馬水オリーブタウン公園	馬水 57-74	広安	0.10	○	△	△	—	
25	西脇子ども公園	広崎 1060-1	広安	0.14	○	△	△	—	
26	第1保育所	福富 651	広安	公	○	—	—	○	○
27	福富地区緑地公園	福富 617-3	広安	0.15	○	—	—	—	
28	惣領地区避難広場	惣領 1229	広安	0.11	○	—	—	—	

指定番号	名称	所在地	地区	ha	地震	洪水	土砂災害	台風	兼指定避難所
29	馬水集会所	馬水 831-1	広安	公	○	—	—	○	
30	益城町立益城中学校	惣領 903	広安	公	○	—	○	○	○
31	福富地区避難広場	福富 759-1	広安	0.34	○	—	—	—	
32	秋津川河川公園	寺迫～馬水	広・木	4.28	○	—	—	—	
33	益城町立益城幼稚園	木山 589	木山	公	○	—	—	○	○
34	辻の城公園	辻の城 148	木山	0.31	○	△	△	—	
35	辻団地地区避難広場	宮園 654-1	木山	0.37	○	—	—	—	
36	益城町立益城中央小学校	寺迫 1142	木山	公	○	—	○	○	○
37	益城町立木山中学校	寺迫 1090	木・福	公	○	○	○	○	○
38	益城町地域共生センター	木山 592	木山	公	○	○	○	○	○
39	(仮) 木山防災公園 ※	木山 866-1 他	木山	公	○	△	○	—	
40	益城町総合体育館	木山 236	木山	公	○	○	○	○	○
41	益城町文化会館	木山 381-1	木山	公	○	○	○	○	○
42	益城町交流情報センター	木山 236	木・福	公	○	—	○	○	○
43	木山蛭子町地区避難広場	寺迫 81-3	木山	0.18	○	—	—	—	
44	益城町復興まちづくりセンター	宮園 702	木山	公	○	—	—	—	
45	寺迫地区避難広場	寺迫 936-1	木山	0.12	○	—	—	—	
46	益城町公民館福田分館	福原 1974	福田	公	○	—	○	○	○
47	第 5 保育所	福原 529-2	福田	公	○	—	—	○	○
48	内寺地区避難広場	福原 2164-2	福田	0.27	○	—	—	—	
49	福原北部地区緑地公園	福原 1043	福田	0.12	○	—	—	—	
50	天神免第一公園	福原 419-14	福田	0.05	○	—	△	—	
51	平田集会所	平田 1236	福田	公	○	—	—	○	
52	平田地区緑地公園	平田 1041	福田	0.22	○	—	—	—	
53	益城町公民館津森分館	上陳 363-1	津森	公	○	—	○	○	○
54	益城町立津森小学校	上陳 369	津森	公	○	校舎のみ	○	○	○
55	第 3 保育所	上陳 361	津森	公	○	—	—	○	○
56	堂園地区緑地公園	上陳 566-19	津森	0.37	○	—	—	—	
57	小谷地区緑地公園	小谷 130-1	津森	0.10	○	—	—	—	

指定番号	名称	所在地	地区	ha	地震	洪水	土砂災害	台風	兼指定避難所
58	田原地区緑地公園	田原 363-17	津森	0.14	○	—	—	—	
59	寺中地区緑地公園	寺中 783-1	津森	0.09	○	—	—	—	
60	北向地区避難広場	下陳 696	津森	0.23	○	—	—	—	
61	杉堂地区避難広場	杉堂 1399-1	津森	0.15	○	—	—	—	
62	下陳地区避難広場	下陳 448-1	津森	0.10	○	—	—	—	
指定箇所数					62	20	28	22	20

※ No. 39「(仮) 木山防災公園」は、拠点避難地として数年以内に整備予定。地域共生センターと一体になった複合防災拠点として、物資集積所やテント泊・車中避難等の受け入れ、応援車両の待機場所などの機能を担う。整備が完了次第速やかに供用開始する予定。

・ 表の見方

- ：指定緊急避難場所として指定
- △：屋根はないが指定緊急避難場所として指定
- ：非指定

- ・ 地震についてはすべて指定緊急避難場所として指定しているため、屋根あり・なしに限らず、全て○印をつけています。